

金融庁委託

ASEAN の金融包摂に係る委託調査

報告書

2021 年 3 月

公益財団法人 国際通貨研究所
Institute for International Monetary Affairs

本報告書は金融庁からの委託に基づいて、国際通貨研究所が ASEAN の金融包摂に係る調査を行ったものである。

我々が今回の調査に際して仕様書に基づき行った具体的な作業は以下の通りである。

- (1) 関連資料の収集・分析
- (2) 国内・現地聴き取り調査
- (3) 中途段階での依頼者との意見交換
- (4) 報告書執筆

なお、(2) 国内・現地聴き取り調査については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う海外渡航や行動に関する制約から、メールやオンラインでの情報収集・意見交換により実施した。

2021 年 3 月

公益財団法人 国際通貨研究所

目次

目次	i
はじめに	iii
略語	iv
用語	v
 要約	 1
 第1章 総論	 2
1. ASEAN における金融包摂の現状と課題	2
2. ASEAN としての取り組み・多国間協力	3
 第2章 各国編	 5
1. シンガポール	5
(1) 金融包摂の現状と課題	5
(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	6
(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題	11
2. インドネシア	13
(1) 金融包摂の現状と課題	13
(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	17
(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題	19
3. タイ	22
(1) 金融包摂の現状と課題	22
(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	25
(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題	29
4. マレーシア	31
(1) 金融包摂の現状と課題	31
(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	33
(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題	36
5. フィリピン	38
(1) 金融包摂の現状と課題	38
(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	41
(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題	44

6.	ベトナム	46
(1)	金融包摂の現状と課題.....	46
(2)	金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	48
(3)	フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題.....	51
7.	ミャンマー	53
(1)	金融包摂の現状と課題.....	53
(2)	金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	56
(3)	フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題.....	61
8.	カンボジア	62
(1)	金融包摂の現状と課題.....	62
(2)	金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	64
(3)	フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題.....	66
9.	ラオス	68
(1)	金融包摂の現状と課題.....	68
(2)	金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	70
(3)	フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題.....	73
10.	ブルネイ	74
(1)	金融包摂の現状と課題.....	74
(2)	金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策	76
(3)	フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題.....	77
第3章 わが国当局への提言.....		78
おわりに		80
参考文献		81

はじめに

東南アジア諸国連合（ASEAN）は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋」を実現するための極めて重要なパートナーであり、「インド太平洋に関する ASEAN・アウトルック」の優先 4 分野（①海洋協力、②連結性、③国連持続可能な開発目標、④経済等）において日 ASEAN 戦略パートナーシップを一層強化することをコミットしている。

2015 年末に ASEAN 経済共同体（AEC）を発足させた ASEAN は、「AEC ブループリント 2025」に基づき、さらなる域内経済・金融統合を進めるうえで、インフラ整備による連結性や「金融包摂」の改善を通じた格差是正を重要課題の一つと位置付けている。

実際、各国の銀行口座保有率は上昇傾向にあるほか、近年は、携帯電話やスマートフォンの普及に伴うモバイルバンキングやフィンテックの活用などにより、個人や中小企業にとっての金融サービスのコストの低下やアクセスしやすさなどで改善がみられる。もっとも、金融サービスの利用機会提供と利用実態の面では国毎に濃淡があるほか、各国内における格差もなお存在し、「金融包摂」の実現に向け、さらなる取り組みが求められる。

本調査では、以上のような問題意識に基づき、ASEAN 各国における金融包摂の現状と課題、金融包摂に向けた政府・当局の施策等を踏まえたうえで、金融協力・技術支援等の可能性を明らかにすることが目的となる。

略語

ABS	The Association of Banks in Singapore
ACH	Automatic Clearing House
AMBD	Autoriti Monetari Brunei Darussalam
AML/CFT	Anti-Money Laundering/Combating the Financing of Terrorism
BIBD	Bank Islam Brunei Darussalam
BNM	Bank Negara Malaysia
BPR	Bank Perkreditan Rakyat (Rural Bank)
BRI	Bank Rakyat Indonesia
CBM	Central Bank of Myanmar
CGS	Credit Guarantee Scheme
CIC	Credit Information Center
EB	Ejien Bank (Agent Bank)
FRD	Financial Regulatory Department
FSBP	Financial Sector Blueprint
KTP	Kartu Tanda Penduduk (Indonesian identity card)
LKD	Layanan Keuangan Digital (Digital Financial Services)
LP	Laku Pandai (Branchless Banking)
MAS	Monetary Authority of Singapore
MFIs	Microfinance Institutions
MOPFI	Ministry of Planning, Finance and Industry
MSMEs	Micro, Small and Medium Enterprises
NFIS	National Financial Inclusion Strategy
OJK	Otoritas Jasa Keuangan (Financial Services Authority of Indonesia)
SFI	Specialized Financial Institution
SMEs	Small and Medium Enterprises
UNCDF	United Nations Capital Development Fund
VBSP	Vietnam Bank for Social Policies
VSS	Vietnam Social Security

用語

- アクセスポイント 銀行の支店やモバイルマネー（後述）のエージェント（代理店）等、金融サービスへのアクセスが可能となる場所
- エージェント・バンキング 金融機関が直接/間接に契約したエージェント（代理店）を介して（通常、店舗に設置された POS 端末を通じて）銀行・金融サービスを提供するもの）。代理店は、主に食品店・薬局・レストラン・ガソリンスタンドといった自営業者や小売店など
- 金融包摂 すべての人々が、経済活動のチャンスをつかむため、また経済的に不安定な状況を軽減するために必要とされる金融サービスにアクセスでき、またそれを利用できる状況
- デジタル金融包摂 フォーマルな金融サービスから除外された人々による携帯電話やコンピューター（インターネットへのアクセス）などを通じた、フィンテック企業や金融機関が提供する金融サービスへのデジタルアクセスと利用
- 電子マネー/
モバイルマネー モバイルネットワーク事業者（またはモバイルネットワーク事業者と提携している事業者）が顧客に提供する、携帯電話での取引や価値の保存を可能にする金融サービス
- フィンテック
(FinTech) 金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語。IT を活用した革新的な金融サービス

要約

東南アジア諸国連合（ASEAN）各国の所得水準は、1人当たり GDP が 6 万 5,000 ドルのシンガポールから 1,300 ドルのミャンマーまで 50 倍の格差がある。金融包摂の進展についても、15 歳以上人口に占める銀行口座保有率は、シンガポールではほぼ 100%、マレーシア、タイでも 8 割超に達する一方、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムでは 2~3 割と、国毎に濃淡がある。

金融サービスへのアクセスが低い理由としては、国によって様々であるが、共通する主な問題として、以下の点に整理される。

- 遠隔地や農村部などにおいては、物理的に銀行の支店や ATM の数が少ない。
- 商業銀行における口座開設料や最低預入残高（口座維持手数料）等の設定があり、低所得層にとってハードルが高い。
- 一部の国では全国民をカバーする身分証明証が整備されておらず、銀行取引のための本人確認が困難。
- そもそも資産が少なく、金融サービスを利用する必要性を感じない。
- 金融リテラシーが低く、利用可能なサービスの存在、利用方法を知らない。

こうした問題を踏まえ、ASEAN の多くの国々では、政府当局・中央銀行が、金融包摂及びデジタル金融サービスの推進に関わる戦略を策定し、銀行以外の事業者による金融サービスを含めた法制度や決済インフラの整備、金融リテラシーの向上に関する様々なプログラムなどを実施している。QR コード規格の統一やデジタル ID の導入・普及など、先進諸国でも参考にすべき取り組みは少なくない。

近年は、携帯電話の普及が加速する中、金融機関によるモバイルバンキング等を通じた金融サービスのデジタル化、フィンテックなどによるデジタル金融サービスの提供に加えて、金融機関とフィンテックによる連携の動きも活発化している。足元では、シンガポールをはじめ、マレーシア、フィリピンなどにおいて、従来の銀行ライセンスに加えて、新たにデジタル専用の銀行ライセンスを交付する動きもみられ、こうした顧客層に応じた多様な金融サービスの選択肢が広がることにより、金融包摂及び金融サービスの高付加価値化への相乗効果が見込まれる。さらに地域横断の取り組みとしては、シンガポールとタイなど一部では送金システムの相互運用など、低コストでのクロスボーダーのリテール決済の実現を目指す動きが加速している。

わが国と ASEAN 各国との支援・協力の可能性としては、①各国における金融インフラ拡充への支援（制度枠組み、決済インフラ、人材育成等）、②低コストの小口クロスボーダー決済サービスの実現、③フィンテック・デジタル金融分野での連携などが想定される。

第1章 総論

1. ASEANにおける金融包摂の現状と課題

東南アジア諸国連合（ASEAN）各国の所得水準は、1人当たりGDPが6万5,000ドルのシンガポールから1,300ドルのミャンマーまで50倍の格差がある（図表1-1）。また、民間部門向け信用の対GDP比でみた金融深化の程度は、シンガポール、タイ、マレーシアなどでは100%を超えるのに対して、その他の国々では同30%～40%にとどまるなど、国によって大きな開きがある。金融包摂の進展についても濃淡があり、15歳以上人口に占める銀行口座保有率は、シンガポールでほぼ100%、マレーシア、タイでも8割超に達する一方、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムでは2～3割となっている¹。ASEANの全人口6.6億人の約6割がインフォーマルな金融サービスを利用しており、こうした個人や零細・小規模事業者は、規制や法律による保護の対象外にあることなどが問題点として指摘される²。

図表 1-1 ASEANにおける主な金融包摂指標

	シンガポール	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ブルネイ
人口(100万人)	5.7	266.9	69.6	32.6	107.3	96.5	52.8	16.5	7.2	0.5
1人当たりGDP(ドル)	65,234	4,197	7,807	11,193	3,512	3,416	1,299	1,620	2,661	29,314
民間部門向け信用(GDP比、%)	120.8	37.8	143.4	120.9	48.0	137.9	25.7	114.2	45.5	35.7
銀行の不良債権比率(%)	2.6 (20年12月)	3.1 (20年12月)	3.1 (20年6月)	1.5 (20年6月)	3.1 (20年12月)	2.1 (20年9月)	n.a.	2.7 (20年12月)	3.2 (20年9月)	4.7 (20年12月)
銀行支店数(成人10万人当たり)	8	16	11	10	9	4	6	8	3	18
ATM台数(成人10万人当たり)	59	53	115	45	29	26	7	23	26	74
口座保有率 (15歳以上、%)	全体	97.9	48.9	81.6	85.3	34.5	30.8	26.0	21.7	29.1
	男性	99.7	46.2	83.7	87.9	30.0	31.2	26.0	21.8	26.1
	女性	96.3	51.4	79.8	82.5	38.9	30.4	26.0	21.5	31.9
	農村部	-	47.0	80.7	81.0	27.4	25.2	25.0	19.2	22.4
金融機関の口座に 預金をしている人の 割合 (15歳以上、%)	全体	66.9	21.5	38.8	37.8	11.9	14.5	8.1	5.3	18.0
	男性	67.3	20.7	42.2	39.9	10.2	12.6	6.9	5.9	16.9
	女性	66.5	22.3	35.9	35.4	13.6	16.2	9.1	4.8	19.1
	農村部	-	19.9	35.6	31.9	10.9	12.1	6.5	4.6	12.6
デジタル決済 利用者 (15歳以上、%)	全体	90.1	34.6	62.3	70.4	25.1	22.7	7.7	15.6	13.3
	男性	91.5	33.7	62.4	76.0	23.4	22.5	8.0	16.1	11.9
	女性	88.8	35.5	62.2	64.2	26.7	23.0	7.4	15.1	14.7
	農村部	-	33.4	59.6	63.8	18.4	19.0	5.3	13.8	9.2
モバイル・ネットバンキング利用率(%)	48.7	7.7	17.4	32.6	7.0	9.2	1.1	5.9	1.6	n.a.
クレジットカード保有率(%)	48.9	2.4	9.8	21.3	1.9	4.1	0.1	0.6	0.6	n.a.
デビットカード保有率(%)	91.8	30.8	59.8	73.8	21.0	26.7	4.9	7.2	12.7	n.a.

(注) 1. 『人口』、『1人当たりGDP』、『民間部門向け信用』、『銀行支店・ATM台数』、『携帯電話普及率』、『インターネット普及率』、『ブルネイの『口座保有率』は2019年時点、ラオスの『銀行支店・ATM台数』は2018年時点。その他の指標は2017年時点。

2. ラオスの『民間部門向け信用』は、商業銀行貸出全体。マレーシアの不良債権比率はネット。

3. 『モバイル・ネットバンキング利用者』、『クレジットカード保有率』、『デビットカード保有率』は、15歳以上の人口に占める割合。

(資料) IMF、世界銀行統計より国際通貨研究所作成

¹ 世界銀行の「ユニバーサル金融アクセスプログラム」において、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナムは、金融サービスへアクセス出来ない人口が多いことから、優先的な対策が必要とされる25カ国に選定されている。

² <https://www.unedf.org/shift/homepage>

一方、多くの国で携帯電話の普及率が 100%を上回るなど、デジタル技術の活用による金融アクセスの改善の可能性が飛躍的に高まっている（図表 1-2）。

詳細は第 2 章で述べるものの、ASEAN の多くの国々では、政府当局・中央銀行が、金融包摂及びデジタル金融サービスの推進に関わる戦略を策定し、銀行以外の決済サービス事業者による金融サービスを含めた法制度や決済インフラの整備、金融リテラシーの向上に資するプログラムなどを実施している（図表 1-3）。近年は、銀行による金融サービスのデジタル化や新たなモバイルバンキングアプリの導入といった動きが加速しているほか、デジタル金融サービスを手掛けるフィンテック企業も急成長している。フィンテックを活用して金融決済システムを一気に進化させる、いわゆる「リープフロッグ」とも言われる変化もみられる。また、シンガポールなどでは、従来の銀行ライセンスに加えて、新たにデジタル銀行のライセンスを交付する動きもみられ、従来、銀行の金融サービスへのアクセスが難しかった層の低コストでの金融サービスの利用が期待されている。

2. ASEAN としての取り組み・多国間協力

ASEAN においては、域内の金融統合、金融包摂、金融安定の実現に向けて「2025 年 ASEAN 金融統合に向けた戦略的行動計画（ASEAN Economic Community 2025 Strategic Action Plans (SAP) for Financial Integration From 2016 - 2025）」³に基づき、金融当局間の協力や支援が行われている。2016 年に設立された「ASEAN 金融包摂のための作業委員会（ASEAN Working Committee on Financial Inclusion: WC-FINC）」は、「金融包摂フレームワーク」を設定し、これに基づき各国の金融包摂加速のための戦略及び実施計画の支援、金融包摂のエコシステムを強化するためのキャパシティ・ビルディング、デジタルプラットフォームを介した革新的な金融包摂促進、金融包摂と消費者保護に対する意識向上に向けたイニシアチブを推進している。

また、ASEAN の支払・決済システムに関する作業委員会（Working Committee on Payment and Settlement Systems: WC-PSS）は、「ASEAN 決済政策フレームワーク（ASEAN Payments Policy Framework）」として、域内におけるクロスボーダーのリテール即時決済システムの統合を促進している。ASEAN においては、各国内の農村部から都心部、あるいは周辺国への出稼ぎ労働者による国内及びクロスボーダーの郷里送金が活発に行われており、安価かつリアルタイムでの送金ニーズは高い。2019 年 4 月の ASEAN 中央銀行総裁会議に合わせて開催された「ASEAN 決済コネクティビティ（ASEAN Payment Connectivity）」のイベントでは、域内のクロスボーダー決済の連携に向けた覚書（MOU）が調印されたほか、金融機関の決済サービスやイノベーションの紹介などが行われた⁴。2021 年半ばには、シンガポールとタイの送金システムである PayNow と PromptPay の連携が予定されており⁵、マレーシア

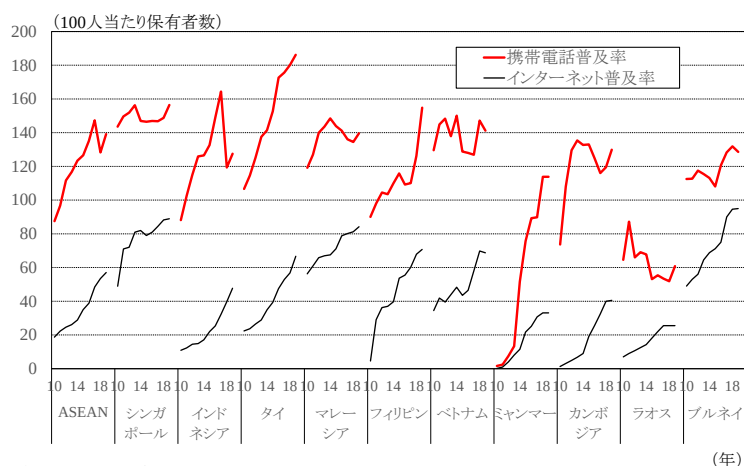
³ <https://www.asean.org/storage/2012/05/SAP-for-Financial-Integration-2025-For-publication.pdf>

⁴ <https://www.bot.or.th/Thai/PressandSpeeches/Press/News2562/n2062e.pdf>

⁵ <https://fintechnews.sg/45923/mobilepayments/singapore-and-thailand-to-enable-cross-border-payments-using-only->

の DuitNow との接続の可能性も視野に入っている⁶。また、タイとラオス、タイとカンボジアの間でも QR コードの相互運用性を目指す動きがある。こうした取り組みにより、対象となるサービスの利用者は、携帯電話番号のみで、リアルタイムかつ安価に両国間の送金を実行することが可能となり、出稼ぎ労働者や観光客の利便性向上などに大きく貢献することが期待される。

図表 1-2 ASEAN 各国の携帯電話・インターネット普及率



図表 1-3 ASEAN における金融包摂に向けた取り組みの概要

	シンガポール	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン
金融包摂戦略/構想	「スマート金融センター」構想(2015年6月)	「2016年金融包摂に向けた国家戦略」	-	「金融セクター・ブループリント(2011-2020)」	「金融包摂のための国家戦略」(2015年)
デジタル戦略	「電子決済社会(e-payment society)」構想	「決済システムブループリント2025」(2019年6月)	「国家電子決済マスタープラン」(2015年12月)		「デジタル決済変革ロードマップ2020-2023」
モバイルで広く利用可能な送金システム	PayNow	BI FAST(導入予定)	PromptPay	DuitNow	InstaPay
統一QRコード規格	SGQR	QRIS	THAI QR PAYMENT	DuitNow QR	QR Ph
国民ID	国家デジタル認証(NDI)	電子住民登録証(KTP-el)普及推進中	国民デジタルID	MyKad	PhilSys(ID登録・発行推進中)
エージェンバンク	-	○	○	○	○

	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ベトナム	ブルネイ
金融包摂戦略	「ミャンマー金融包摂ロードマップ(2019-2023)」	「金融包摂に向けた国家戦略2019-2025」	「貧困層のための金融へのアクセスをより包括的にする」プログラム	「国家金融包摂戦略」(2020年2月)	「金融セクター・ブループリント2016-2025」
デジタル戦略	「国家決済戦略(2020-2025)」		「貧困層のためのモバイル・マネー」プログラム	「2016年～2020年非現金決済発展のためのスキーム」	「デジタル決済ロードマップ」(2018年)
モバイルで広く利用可能な送金システム	-	パコン(CBDC)	-	Mobile Money(試験導入)	-
統一QRコード規格	MMQR	-	Lao QR Code(開発中)	○(開発予定)	-
国民ID	国民登録証(NRC)の電子カードへ移行中	National Identity Card(普及推進中)	E-IDプログラム(発行開始)	新IDカード(2020年9月発行承認)	スマートID
エージェンバンク	○	○	○	-	-

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

[mobile-numbers-in-2021/](https://www.regulationasia.com/malaysia-works-to-enable-real-time-cross-border-payments/)

⁶ <https://www.regulationasia.com/malaysia-works-to-enable-real-time-cross-border-payments/>

第2章 各国編

1. シンガポール

(1) 金融包摂の現状と課題

① 現状

シンガポールは、国際金融セクターとして、金融部門の振興を成長戦略の柱の一つとしてきた。商業銀行は、「1970 年銀行法 (Banking Act)」に基づきシンガポール通貨庁 (Monetary Authority of Singapore: MAS) より免許を付与され、業務形態は、フルバンク (Full Banks)、ホールセールバンク (Wholesale Banks) の大きく 2 種類に分かれる。外国銀行に対する優遇策として、「適格フルバンク (Qualifying Full Bank: QFB)」資格としての特権 (privileges) がある。通常のフルバンクの外国銀行に対しては、拠点の設置に制限があるのに対して、QFB 資格を付与された外国銀行は、国内で最大 25 ヶ所まで拠点 (支店と支店外 ATM の合計) の設置、QFB 間での共通の ATM 使用、国内銀行との交渉を通じたクレジットカードによるキャッシング、デビットカードなどのサービス提供が認められている⁷。シンガポールにおける商業銀行は、地場銀行 4 行、外国銀行 129 行の計 133 行である (2020 年末時点) (図表 2-1-1)。また、商業銀行の総資産 (国内部門・ACU⁸合計) に占める地場銀行のシェアは約 4 割であるのに対して、外国銀行のシェアは 6 割強と、外国銀行のプレゼンスが大きい。2017 年時点の成人の銀行口座保有率は 98%、デジタル金融サービス利用者も 90%と高水準にあり (図表 1-1)、CISCO による “Digital Readiness Index 2019”⁹で世界首位を獲得するなど、既に高いレベルでの金融包摂を実現している。

なお、地場最大手の DBS 銀行 (DBS Bank) は、1998 年に郵便貯蓄銀行 (Post Office Savings Bank: POSB) を買収し、リテール向けについては、DBS、POSB の両ブランドを併存させている。通常、大手行における口座開設時には一定額 (500S ドル～1,000S ドル)¹⁰の入金が求められるほか、月平均残高が一定水準を下回れば口座維持手数料 (2S ドル) が発生する。他方、POSB は、口座開設時の入金が不要であるため、少額からの口座開設が可能であるほか、口座維持手数料が原則無料となるための、幅広い層の顧客獲得につながっている。口座維持手数料については、DBS 銀行本体の「My Account」でも 16 歳以下または e-Statement の利用者、OCBC 銀行も 2012 年に立ち上げた若年層向けの新ブランド「Frank」で 25 歳以下、「Mighty Savers」では 16 歳未満を対象に無料としている。

⁷ <https://www.mas.gov.sg/regulation/Banking/Types-of-Deposit-Taking-Institutions>

⁸ 「アジア・カレンシー・ユニット (Asian Currency Units: ACU)」は、銀行のオフショア業務部門。国内銀行勘定とは切り離れたうえで、海外の金融機関や投資家を対象に、外貨預金の受入、外貨貸付を行う。

⁹ https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/csr/reports/global-digital-readiness-index.pdf

¹⁰ 約 3.5 万円～7 万円

図表 2-1-1 シンガポールにおける商業銀行の概要

			機関数	総資産 (億\$ドル)	業務内容
商業銀行	地場銀行	フルバンク (Full Banks)	4	(国内部門)	ユニバーサルバンキング(狭義の商業銀行業務にとどまらず、証券、投資顧問・保険等が可能)
	外国銀行	フルバンク (Full Banks)	21	15,284	ユニバーサルバンキング(但し、国内拠点設置数等に制限あり)
		適格フルバンク (Qualifying Full Bank: QFB)	10	(ACU)	ユニバーサルバンキング(拠点数等で特権あり)
		ホールセールバンク (Wholesale Banks)	98	14,614	シンガポール・ドルによるリテール業務を除くフルバンクと同様の業務
	マーチャントバンク (Merchant Banks)		22	1,046	投資銀行業務(コーポレート・ファイナンス、株式・債券引受け、M&A、ポートフォリオ・インベスト・マネジメント、経営コンサルティング、その他 ファイ・ビジネス)。多くがMASの承認を受けて、ACUを設置
ファイナンスカンパニー (Finance Companies)		3	176	普通預金以外の預金(定期預金や貯蓄預金)、個人や企業(中小企業を含む)向け融資	

(注)2020年末時点。

(資料)MASより国際通貨研究所作成

② 課題

シンガポールは、既に高い水準の金融包摂を実現しており、デジタル化やフィンテックの活用などにより国際金融センターとしての競争力をさらに高める努力を続ける方針である。一方、新興・中小企業、ミレニアル世代、ギグワーカーや外国人労働者など十分なサービスを受けられないセグメントのニーズへの対応が残された課題として挙げられる。地場 3 行は、小口貸付サービスとして、個人向けの無担保ローンのほか、零細・中小事業者の運転資金用の無担保ローンを行っているが、借入条件や金利が高いといった問題がある。

(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

シンガポールでは、国際金融センターとして、早くから銀行を中心とする金融セクターの育成に加えて、キャッシュレス社会の実現に向けた決済インフラの整備が進められてきた。さらに、リー・シェンロン首相が 2014 年 8 月の施政方針演説 (National Day Rally Speech) の中で「スマート国家 (Smart Nation)」構想を打ち出し、6 つの戦略的国家プロジェクト¹¹の一環として、電子決済 (E-payment) や国家デジタル認証 (National Digital Identity: NDI) を推進している。「スマート国家」の実現に向けた金融分野の取り組みとして、2015 年 6 月に MAS のラビ・メノン長官が打ち出した「スマート金融センター (Smart Financial Centre)」構想のもと、シンガポールを国際的なフィンテックのハブとすべく、様々な取り組みを行っている。以下では、経緯を含めてポイントを整理する。

¹¹ 戦略的国家プロジェクトは、①CODEX (Core Operations Development Environment and eXchange) (政府がデジタルサービスを迅速かつ効率的に提供するためのデジタルプラットフォーム)、②E-Payment、③LifeSG Initiative (国民が必要とする様々な政府サービスの情報をカスタマイズして提供するプラットフォーム)、④National Digital Identity (NDI)、⑤Smart Nation Sensor Platform (センサーやデータを活用した都市計画・運営、公共交通、セキュリティの向上)、⑥Smart Urban Mobility (AI や自動走行車などのデジタル技術を活用した公共交通機関を強化) の 6 つ (<https://www.smartnation.gov.sg/what-is-smart-nation/initiatives/Strategic-National-Projects>)。

① 電子決済インフラの整備

シンガポールでは、1980 年代以降、段階的に電子決済インフラの整備が進められてきた（図表 2-1-2）¹²。まず、1984 年に GIRO（General Interbank Recurring Order）が導入され、毎月の公共料金や家賃等の支払いについて、銀行口座からの自動引き落としが実現した。1986 年には、地場銀行（DBS、OCBC、UOB）が電子決済サービスプロバイダーとして NETS EFTPOS（NETS Electronic Funds Transfer at Point-of-Sale）を創設し、消費者は店舗での代金支払いを自身の ATM カードを用いて POS 端末にて行うことができるようになった。デビットカードと同様に、支払いと同時に銀行口座から直接代金が引き落とされる仕組みとなっている。その後、2000 年代初めにかけては、NETS vCashCard による道路通行料金や駐車場の代金支払い、交通系 IC カード EZ-Link Card による MRT（地下鉄）やバスといった公共交通機関での料金支払いが可能となった。このほか、NETS 系では、端末にカードを挿入して暗証番号を入力する必要がある NETS Contactless ATM Cards、店舗の QR コードを読み取って支払いを行うスマートフォン上のアプリ NETS Pay、カードまたはスマートフォン上のアプリに事前に必要額をチャージしたうえで、公共交通機関や小売店での支払いに使う非接触型の決済手段 NETS FlashPay などがある。

2014 年 3 月には、シンガポール銀行協会（The Association of Banks in Singapore : ABS）が 24 時間 365 日対応の即時電信振込システム FAST（Fast and Secure Transfers）を導入し、異なる銀行間を含む銀行口座間で、個人及び企業間の支払いができるようになった¹³。2017 年 7 月には、スマートフォンを活用した送金システム PayNow を開始し、参加銀行¹⁴の口座であれば、異なる銀行間であっても、携帯電話番号または国民登録番号（NRIC）・外国人登録番号（FIN）のみで送金が可能となった。また、翌年に導入された PayNow Corporate では、シンガポールで発行された企業登録番号（Unique Entity Number: UEN）を銀行口座に紐づけることで、「B2C」決済が可能となった。

2017 年には、シームレスな電子決済社会の実現に向けて、銀行、決済サービス事業者や業界団体などの代表で構成する「決済評議会（Payments Council）」を設立、2018 年には、MAS と情報メディア開発庁（IMDA）が主導し、単一の QR コード規格（Singapore Quick Response Code: SGQR）を導入、UEN 無しで「B2C」決済が可能となった。各銀行が提供する決済アプリをはじめ、PayNow、NETS Pay、スーパーアプリ Grab の GrabPay 等国内全ての決済用 QR コードの SGQR への統合を推進しており、これまでに小売店や飲食店など国内 16 万以上の加盟店舗で使用可能となっている。

シンガポールにおけるリテール分野の電子決済では、従来、GIRO をベースとした NETS が主流であったが、近年は FAST をベースとした電子決済が急拡大している。2021 年 2 月

¹² 以下の記述は、主に笠原[2019]を参照。

¹³ FAST には内外の銀行 23 行及び非金融機関 5 社が参加。FAST 導入以前は異なる銀行口座間の送金には 3 営業日を要した。

¹⁴ PayNow には地場 3 行のほか、外国銀行 9 行が参加。

には新たに非金融機関 3 社が PayNow に接続し¹⁵、銀行、フィンテック企業など非金融機関との競争加速により、顧客にとっての利便性向上が期待される。

図表 2-1-2 シンガポールにおける電子決済インフラ整備

時期	決済システム・手段等	サービス内容
① インターバンク決済の実現		
1984年	GIRO (General Interbank Recurring Order)	銀行自動引き落としによる公共料金や家賃等の支払い
1986年	NETS EFTPOS (NETS Electronic Funds Transfer at Point-of-Sale)	ATM カードを用いた POSでの支払い
② 公共交通機関のリンク		
1996年	NETS vCashCard	道路通行料金や駐車場の代金支払い
2002年	EZ-Link Card	公共交通機関での料金支払い
2009年	NETS FlashPay	非接触型の支払い手段(事前にチャージしたうえで公共交通機関、小売店等での支払いに使う)
③ 即時決済の実現		
2014年	FAST(Fast and Secure Transfers)	異なる銀行間を含めた銀行口座間で、個人および企業間の支払い手段による即時決済(個人・企業)
④ 相互運用性の向上		
2016年	UPOS(Unified point-of-sale)	1つの端末で全てのカード(クレジットカード、デビットカード、非接触型カード)の決済が可能に
2017年	PayNow	携帯電話番号または国民番号(NRIC)のみで送金可能に
2018年	PayNow Corporate	企業登録番号のみでのBtoB送金
	SGQR (Singapore Quick Response Code)	単一QRコードでの決済
⑤ 国際決済の向上		
2020年	NETS	シンガポール・マレーシア間での即時決済やATMでの現金引き出し
2021年	Non-Bank PayNow	非金融機関のe-walletがPay Nowに接続
	(クロスボーダー相互運用)	シンガポール・マレーシア・タイ間でのQRコードを用いた即時決済

(資料) 笠原[2019]、FintechSingapore[2021]より国際通貨研究所作成

② 国家デジタル認証 (National Digital Identity: NDI)

シンガポールでは、従来、出生時に 9 桁からなる国民登録番号が割り当てられ、15 歳以上の居住者には国民登録番号カード (National Registration Identification Card: NRIC) が発行される。2003 年には個人向けの公的認証システム「SingPass (Singapore Personal Access)」¹⁶の運用を開始、NRIC 番号とパスワードを用いて、各種行政サービスをオンラインで利用できるようになった。2015 年には 2 段階認証、2018 年にはスマートフォンで指紋や顔認証等が利用できる「SingPass モバイル」が導入された。2016 年には、個人情報の登録・利用の一元化サービス「MyInfo」が導入され、行政サービスの利用時に一度個人情報を登録すれば (“Tell Us Once”)、他のサービス利用時に当該情報が自動入力されるようになり、2017 年には銀行の口座開設やクレジットカードの申請などデジタル金融サービスでも利用可能となった。NDI は、「SingPass」と「MyInfo」の基盤を拡張し、国民が単一のデジタル ID を用いて政府や民間のデジタルサービスを利用できる共通の認証プラットフォームを構築するものであり、政府のテクノロジー庁 (Government Technology Agency: GovTech) が推進している。2019 年 12 月には、「SG 認証 (SG Verify)」の運用が開始され、病院や銀行、通信事業者の店舗で「SingPass モバイル」のアプリを使用して QR コードをスキャンすると、本人認証され、申請書類などの記入が不要となった¹⁷。

¹⁵ [https://abs.org.sg/docs/library/three-non-banks-financial-institutions-\(nfis\)-to-offer-paynow.pdf](https://abs.org.sg/docs/library/three-non-banks-financial-institutions-(nfis)-to-offer-paynow.pdf)

¹⁶ 「SingPass」の取得は任意。外国人は外国人向けの ID 番号 (Foreign Identification Number: FIN) を用いて、「SingPass」の一部機能を利用可能。

¹⁷ ただし、民間企業の NDI 導入は任意。

③ フィンテック活用に向けた政策枠組み

2015 年 6 月に MAS のラビ・メノン長官は、イノベーションとテクノロジーを活用した「スマート金融センター (Smart Financial Centre)」構想を打ち出し、その実現のための重要な要素としてフィンテックを位置付けた¹⁸。具体的には、「金融セクター技術・革新スキーム (Financial Sector Technology & Innovation: FSTI)」として、イノベーションのエコシステムの構築に向けた支援 (5 年間で 2 億 2,500 万 S ドル)、デジタル決済のさらなる活用と規制・監督の強化、人材育成などを打ち出した¹⁹。同年 8 月には、フィンテックの規制及び戦略を策定する専門部署として、フィンテック・イノベーション・グループ (FinTech & Innovation Group: FTIG) を立ち上げたほか²⁰、2016 年 5 月には、フィンテックに関わる官庁間の連携のためのワンストップ・プラットフォーム (virtual entity) として、フィンテック・オフィスを設置した²¹。2017 年 9 月には「金融サービス産業変革マップ (Industry Transformation Map (ITM) for Financial Services)」²²を公表、シンガポールを国際的なフィンテックのハブとする目標を掲げた。FTIG の取り組みとして、2016 年 11 月に MAS と ABS が初めて開催した「シンガポール・フィンテック・フェスティバル」には、世界 50 カ国から金融機関やフィンテック企業関係者 1 万人以上が参加した。フィンテックの最新トレンドや規制等について情報発信する世界最大規模のイベントであり、その後も毎年開催されている。

また MAS は 2020 年 7 月、2016 年より実証実験を重ねてきた分散台帳型技術 (Distributed Ledger Technology: DLT) を用いた銀行間決済を行う実証実験「Project Ubin」が最終段階を終え、商業化の準備が整ったことを発表した²³。同一ネットワーク上で複数通貨での国境を越えた決済、外貨両替、外貨建て証券の決済等が可能とされる。

MAS は、決済インフラの高度化・効率化に併せて、法規制の整備も進めており、2020 年 1 月施行の「決済サービス法 (Payment Service Act 2019)」²⁴では、決済サービスに関する従来の法制度を合理化するとともに、消費者保護を念頭に、規制対象となる決済サービスの範囲を内外の送金や電子マネー、デジタル決済などに拡大した。

なお、MAS が 2003 年に設立した国家金融教育プログラム MoneySense²⁵は、基礎的な金融スキルから、中長期的な資産形成、投資のノウハウなどに至る知識の普及を行っている。

¹⁸ <https://www.mas.gov.sg/news/speeches/2015/a-smart-financial-centre>

¹⁹ <https://www.mas.gov.sg/development/fintech>

²⁰ FTIG の中に、決済・技術ソリューションオフィス、技術インフラオフィス、技術革新ラボを設置 (<https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2015/mas-sets-up-new-fintech-and-innovation-group>)。

²¹ 当初、MAS のほか、経済開発庁、IMDA 及び Infocomm Investments Pte Ltd、国家研究財団 (National Research Foundation)、規格・生産性・革新庁 (SPRING) が参加していたが、その後、SPRING は構成メンバーから外れた (<https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2016/new-fintech-office>)。

²² https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/resource/news_room/press_releases/2017/MAS_Financial-Services-ITM-Infographic.pdf

²³ <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2020/project-ubin-fifth-and-final-phase-highlights-commercial-potential-paving-way-towards-live-adoption>

²⁴ <https://www.mas.gov.sg/regulation/acts/payment-services-act>

²⁵ <https://www.moneysense.gov.sg/>

④ デジタル銀行

MAS は 2019 年 6 月、新たにデジタル銀行のライセンスを発行する方針を公表²⁶、2020 年 12 月 4 日、申請した 21 社・企業連合のうち 4 社にデジタル銀行のライセンスを付与した²⁷。具体的には、デジタル・フルバンキング (Digital Full Bank: DFB) ライセンスをスーパーアプリ Grab Holdings (Grab) と通信事業者シンガポール・テレコム (SingTel) の企業連合、及びオンラインゲームや電子商取引 (EC) プラットフォームなどを手掛ける Sea の 2 社に、法人向けのデジタル・ホールセールバンク (Digital Wholesale Bank: DWB) ライセンスを中国系投資会社「緑地控股集团」など 3 社による企業連合、及び「アント・グループ」の子会社の 2 社に発行した (図表 2-1-3)。

図表 2-1-3 シンガポールにおけるデジタル銀行ライセンスの交付先

銀行名	国籍	現在の主力事業	銀行としての強み・潜在顧客
デジタル・フルバンク			
グラブ (Grab Holdings) とシンガポール・テレコム (Singapore Telecommunications) の企業連合	シンガポール	配車、食事宅配、携帯通信	既存の個人顧客、配車の運転手、宅配の提携先店舗など
シー (Sea) の完全子会社	シンガポール	オンラインゲーム、Eコマース	既存の個人顧客、Eコマースの提携先企業
デジタル・ホールセールバンク			
緑地控股集团 (Greenland Financial Holdings)、香港聯易融数字科技 (Linklogis Hong Kong)、北京協力創成股權投資基金管理 (Beijing Co-operative Equity Investment Fund Management) の企業連合	中国	金融	中国で培った中小企業向け融資のノウハウ
アントグループ (螞蟻集団) の完全子会社	中国	金融	中国で開発した信用評価技術、「アリペイ」加盟店舗

(資料) 日本経済新聞 (2020年12月16日付)

国内銀行は既にオンライン専用のデジタル銀行の設立が認められているが、新しい革新的な技術や顧客データを活用した独自の信用リスクの評価などにより、零細企業や新興企業、ミレニアル世代、ギグワーカーや外国人労働者など、これまで十分な金融サービスが受けられなかったセグメントに対する低コストでの金融サービスの提供が期待されている。具体的に Grab や Sea は、配車や宅配事業で獲得した顧客にスマートフォンで完結する預金や資産運用の手段を提供するほか、ドライバー向けの少額融資、宅配や EC 事業等で取引がある中小零細企業の販売データを活用して小口融資の利率を設定するなど顧客ごとのきめ細かい融資サービスも想定される²⁸。

なお、新しいデジタル銀行は 2022 年初めから営業を開始する見込みとなっているが、ライセンスは 2 段階で交付される予定となっている。当初 (1~2 年) は限定的なライセンス (Restricted DFB) として、払込資本は 1,500 万 S ドル、預け入れ可能な預金額の上限は 1 人当たり 7 万 5,000S ドル (約 600 万円)、提供できるサービスも制限される。その後、MAS の

²⁶ <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2019/mas-to-issue-up-to-five-digital-bank-licences>

²⁷ <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2020/mas-announces-successful-applicants-of-licences-to-operate-new-digital-banks-in-singapore>

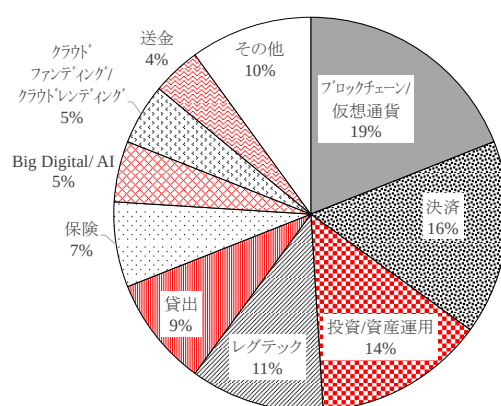
²⁸ 日本経済新聞 (2020 年 12 月 16 日付)

条件を満たせば、「フルバンク」へ昇格し、預金額の上限が撤廃されるほか、全ての金融サービスの提供が可能となる（払込資本額は 15 億 S ドルへ引き上げられる）。DWB の払込資本額は 1 億 S ドル以上に設定されている。

（3）フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

シンガポールにおけるフィンテック企業は、2020 年末時点で約 1,200 社と ASEAN 主要国で群を抜いている。分野別では、ブロックチェーン／仮想通貨、決済、投資／資産運用、レグテック、貸出、保険関連など多岐にわたる（図表 2-1-4）。

図表 2-1-4 シンガポールにおけるフィンテック企業のサブセクター別内訳



（注）企業数の構成比。
（資料）Fintech Singaporeより国際通貨研究所作成

決済分野では、DBS 銀行の E-wallet 「PayLah!」²⁹をはじめ大手銀行がそれぞれ独自のデジタル決済サービスやオンライン専用のデジタル銀行を通じたサービスを提供する中、スーパーアプリの Grab による「Grab Pay」、通信大手 SingTel による「Singtel DASH」、Liquid Group による「LiquidPay」などの非金融機関による E-wallet が急拡大しており、ドライバーや外国人労働者を含む金融包摂につながっている。

Grab は、もともと 2012 年にマレーシアでタクシー配車サービス事業を創業、2014 年にシンガポールへ拠点を移し、現在はインドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジアを含む東南アジア 8 カ国、300 を超える都市で展開している。配車プラットフォーム（Grab Rides）に加え、フード・デリバリーサービス（Grab food）やデジタル決済（Grab Pay）など幅広いサービスを提供しており、「Grab Pay」³⁰では、Grab Rides や Grab food での決済のほか、店舗での購入代金の支払い、送金、投資などに利用可能となっている。グローバル企業やスタートアップ企業との連携も積極的に進めており³¹、2018 年にはクレディセゾ

²⁹ <https://www.dbs.com.sg/personal/deposits/pay-with-ease/dbs-paylah>

³⁰ <https://www.grab.com/sg/pay/>

³¹ 2017 年にインドネシアの EC 決済サービス Kudo、2018 年にはインドのデジタル決済スタートアップ iKaaz を買収するなどして決済事業を強化してきた。

ンと合併で「Grab Financial Service Asia Inc.」を設立し、金融包摂にも貢献するデジタルレンディングのサービスを始めたほか³²、マスターカードとの間ではプレペイドカードの発行³³、地場の UOB 銀行との間ではクレジットカードの発行で提携した³⁴。2020 年には三菱 UFJ フィナンシャル・グループ (MUFG) と資本・業務提携を行っている³⁵。これは、Grab サービスを利用するユーザーやドライバーなどに対して、MUFG が保有する信用力及びリスク管理等の金融ノウハウに加え、MUFG の東南アジアにおけるパートナーバンク³⁶との協働により、双方の事業拡大、新たな金融サービスの提供等、戦略的なパートナーシップを目的としているものである。

2015 年設立の Liquid Group による「LiquidPay」は、クロスボーダーの QR コード決済ネットワーク「LiquidNet」を構築、シンガポールを含むアジア 11 カ国での QR コード決済が可能となっている³⁷。

シンガポールは、東南アジアのフィンテックを含むスタートアップの一大拠点として急成長しており、その成功の要因として、①スタートアップにフォーカスしたエコシステム、②イノベーションを促すような柔軟な規制対応、③顧客やパートナー企業へのクロスボーダーのアクセス、などが挙げられる³⁸。一方、さらなる成長に向けた課題として、①専門人材の不足、②国内マーケットの小ささ、③「シリーズ B」以降の資金獲得の難しさ、④国内での投資回収の選択肢の少なさ、などが挙げられる³⁹。

同国では、外国人雇用規制が強化される中、本社がシンガポールにあっても、テック人材を確保しやすいベトナムやインド、フィリピンなどに技術開発拠点を置く企業も少なくない。テック系などの専門人材の育成を支援すべく、教育省がデータ分析や金融、テック、デジタルなどの研修コースを提供するなど⁴⁰、専門人材の育成を強化している。

また、同国では、70 を超えるベンチャーキャピタルやプライベート・エクイティ、政府系ファンドや投資会社が存在するものの⁴¹、起業前の「シード」や成長ステージの「シード A」への投資を専門とするものが多く、事業拡大期にあたる「シリーズ B」以降の大型調達が可能企業は限られ、一部では、仮想通貨による資金調達「新規仮想通貨公開 (ICO)」の動きが活発化しているほか、特別買収目的会社 (SPAC) の活用を模索する動きもみられる。

³² https://corporate.saisoncard.co.jp/wr_html/news_data/avmqks000000ajkz-att/20180305Release.pdf

³³ <https://www.grab.com/sg/press/others/grab-and-mastercard-to-launch-prepaid-cards-for-southeast-asians-400-million-unbanked/>

³⁴ <https://www.grab.com/sg/press/others/uob-and-grab-announce-strategic-regional-alliance-to-accelerate-the-use-of-digital-services-among-aseans-consumers/>

³⁵ https://www.muftg.jp/dam/pressrelease/2020/pdf/news-20200225-001_ja.pdf

³⁶ パートナーバンクは、タイの Bank of Ayudhya Public Company Limited、インドネシアの PT Bank Danamon Indonesia, Tbk.、フィリピンの Security Bank Corporation、及びベトナムの Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade

³⁷ <https://xnap.network/>

³⁸ Oliver Wyman and SFA [2020]

³⁹ JETRO [2018]

⁴⁰ <https://www.skillsfuture.gov.sg/series>

⁴¹ <https://mapofthemoney.com/index.html>

2. インドネシア

(1) 金融包摂の現状と課題

① 現状

インドネシアでは、銀行中心の金融システムとなっている。しかし、2017 年時点の成人の銀行口座保有率は 49%⁴²、金融機関に貯蓄がある人の割合は 22%、クレジットカード保有率は 2%にとどまるなど、金融包摂上の課題を抱えている（図表 1-1）。

インドネシアの銀行セクターは、商業銀行と庶民銀行（BPR）に大きく分けられる。このうち、国営銀行 4 行が銀行資産全体の約 4 割を占めるなど、上位行への資産の集中が特徴となっている⁴³（図表 2-2-1）。BPR は、銀行数では商業銀行を凌駕するものの、マイクロファイナンスを中心に MSMEs 向けの貸出が中心であり、資産規模は小さい。

図表 2-2-1 インドネシアにおける銀行システムの概要

	資産 (兆ルピア)	シェア (%)	銀行数	支店数
商業銀行	9,074	100	110	30,691
国営銀行	3,737	41	4	17,356
民間外為銀行	3,605	40	42	8,069
民間非外為銀行	121	1	18	539
地方開発銀行	832	9	27	4,398
合併銀行	306	3	11	293
外国銀行	474	5	8	36
庶民銀行	151	-	1,511	5,935

（注）2020年10月時点。

（資料）OJK統計より国際通貨研究所作成

地域別にみると、銀行の支店や ATM の数のいずれについても、ジャワ島を中心とする相対的に所得水準が高い都市部に多く存在する（図表 2-2-2）。また、2007 年に銀行が携帯電話のネットワークを活用した電子マネー（e-money）のサービスを開始し、銀行の店舗が無い地方でも、デジタル金融サービス（Layanan Keuangan Digital: LKD）⁴⁴や無店舗銀行（Laku Pandai: LP）⁴⁵など銀行以外のエージェント⁴⁶を通じた電子マネー口座の登録が拡大したが、この数についても地域格差がみられる。携帯電話の普及率は 77%と全体としてみると低くないが、都市・地方間、世代間で開きがあり⁴⁷、デジタル金融包摂の格差の一因になって

⁴² 政府目標は、2019 年の銀行口座保有率 75%。

⁴³ 2015 年末時点で 44 の金融グループ（Financial Conglomerates）が金融セクターの資産全体の 66%を占めた（World Bank [2017]）。

⁴⁴ LKD は、インドネシア中銀が監督する e-money サービス。現金の入出金や送金などを取り扱う。

⁴⁵ LP は、2014 年に金融サービス庁（OJK）が開始。貯蓄口座による小口の預金や貸出などを取り扱う。

⁴⁶ エージェントは、銀行が提携する携帯ネットワーク事業者が選定する。主に食品店・薬局・レストランなどの自営業者や小売業・質屋・信用組合など。

⁴⁷ 2017 年時点の携帯電話普及率（全国平均）を世代別にみると、Y 世代（ミレニアル）91.62%、X 世代

いると考えられる。こうしたことから、貯蓄の 59%、借り入れの 77%が、友人、家族、貸金業者などインフォーマルな金融サービスに依存⁴⁸、低所得層（下位 40%）のコミュニティにおいては、いかなる金融サービスへのアクセスも制約があるのが実態である⁴⁹。なお、金融サービス庁（OJK）が 2019 年に実施した「国家金融リテラシー調査（National Financial Literacy Survey）」⁵⁰によると、金融包摂指数（Financial Inclusion Index）は、全国平均が 76.19%と 2016 年時点の 67.8%から改善したものの、ジャカルタ首都特別州（94.76%）をはじめとする大都市圏での改善が押し上げに寄与した一方、東ヌサ・トゥンガラ州（59.84%）など地方での改善は小幅にとどまった。金融リテラシー指数（financial literacy index）についても同様に、全国平均（38.03%）、ジャカルタ首都特別州（59.16%）、東ヌサ・トゥンガラ州（27.82%）と開きがある。

図表 2-2-2 インドネシアにおける金融包摂の概要

	支店数	ATM数	デジタル金融サービス エージェント を通じた 電子マネー 口座登録数 (100万口座)	支店数 (成人10万人 当たり)	ATM数 (成人10万人 当たり)	デジタル金融サービス エージェント (社・人 /成人10万人 当たり)	支店数 (1,000km ² 当たり)	ATM数 (1,000km ² 当たり)	デジタル金融サービス エージェント (社・人 /1,000km ² 当たり)	デジタル金融サービス エージェント を通じた 電子マネー 口座登録数 (成人1,000人 当たり)
全国	34,923	104,654	14.79	18	53	306	18	55	316	75
スマトラ	7,454	16,877	0.18	18	41	278	16	35	240	4
ジャワ	20,422	66,814	14.33	18	58	313	158	516	2,765	125
バリ、ヌサ・トゥンガラ	1,629	5,493	0.08	15	52	285	22	75	410	8
カリマンタン	2,378	6,783	0.06	20	57	301	4	12	66	5
スラウェシ	2,141	6,334	0.11	15	45	365	11	34	274	8
マルク諸島、パプア	899	2,353	0.03	17	44	248	2	5	27	5

(注)2020年12月時点。

(資料)インドネシア中銀統計より国際通貨研究所作成

インドネシア経済にとって、企業数の 99%を占める零細・中小企業（MSMEs）が、雇用の 97%、GDP の約 6 割を占めるなど極めて重要な役割を担っている。しかし、商業銀行の融資先は大企業が中心で、MSMEs 向けの割合は約 2 割にとどまる（図表 2-2-3）。商業銀行は、インドネシア中央銀行（以下、中銀）の規制⁵¹により、貸出の最低 20%を MSMEs 向けに振り向けることが規定されているが、中規模事業者向け貸出を中心に最低ラインを確保する格好となっている。MSMEs の資金需要と実際の調達額の乖離が 1,650 億ドル（GDP 比 19%）に達するなど深刻なファイナンス・ギャップの存在が指摘されている⁵²。

77.02%、ベビーブーマー以前 43.72%（Bank Indonesia [2020] p.10）

⁴⁸ ADB [2017] p.50-51

⁴⁹ OJK [2016b]

⁵⁰ OJK [2020] p. 17

⁵¹ Bank Indonesia Regulation (no.14/22/2012) <https://www.ojk.go.id/id/kanal/perbankan/regulasi/peraturan-bank-indonesia/Pages/peraturan-bank-indonesia-nomor-14-22-pbi-2012.aspx>

⁵² Sukarela Batunanggar [2019]、Tulus Tambunan [2015]など。

中央統計局（BPS）のサンプル調査⁵³によると、調査対象となる零細・小規模事業者の多くは内部資金を主な資金源としており、第三者からの調達先としては、銀行（約 5 割）やマイクロファイナンスを手掛ける協同組合（Cooperative）（約 1 割）のほか、親族や知人などの個人（約 3 割）、ベンチャーキャピタル、質屋などがある。また、銀行から借入を行っていない理由としては、「関心がない」（67%）とする回答が多いものの、このほか、「担保となる資産の不足」（10%）、「高金利」（10%）、「手続きが複雑」（7%）、などが挙げられている。担保に関しては、「抵当法（1996 年法第 4 号）」や「信託担保法（1999 年法第 42 号）」などにより規定されているが、地方の農村地域では、簡素な店舗や屋台で商品を販売する事業者が多く、不動産の所有権登記自体がなされておらず、担保設定が出来ないという問題がある。このため、一般的には、二輪車など動産の所有権証書を銀行が占有する形で担保とするケースが多いとみられる⁵⁴。加えて、取引内容や事業計画など与信判断の材料となる財務・信用情報あるいは財務管理に関する知識が欠如していること、MSMEs の銀行からの借入額の多くは、1,000 万ルピア（約 700 ドル）未満と少額であること、遠隔地などの問題等も、商業銀行の融資先となり難い要因として考えられる。

このため、プルーデンス関連を含む厳しい規制への対応が求められる商業銀行が、マイクロファイナンス事業を直接手掛けるには、人員、コスト面など様々な制約があり、マイクロファイナンスを強みとする国営の Bank Rakyat Indonesia(BRI)を除き、相対的に零細企業のウエイトは限られる。零細企業向けの貸出は、地方開発銀行や BPR、マイクロファイナンス機関（MFIs）などが主体となる一方、商業銀行は、BPR や MFIs に対する資金の出し手となるケースが多く、商業銀行と BPR が協働するためのリンケージプログラムがある⁵⁵。

インドネシアにおける MFIs としては、従来、BRI や BPR、Cooperative など公的なもののほか、村落ベースの自助グループや NGO などが運営する非公式な組織が無数に存在していた。健全な市場発展を後押しすべく、政府は「マイクロファイナンス機関に関する 2013 年法第 1 号」⁵⁶（2015 年 1 月施行）により、OJK への事業許可の取得を義務づけたほか、組織形態⁵⁷や許認可、情報開示、監督などに関する法的枠組を整備している。2020 年 10 月末時点で 223 の MFIs が存在するが、資産総額は約 1 兆ルピアとまだ小規模である。また、イスラム法に則ったマイクロファイナンス機関（Islamic Microfinance Institution: IMFI）である Micro Waqf Bank は、ピアプレッシャーに基づく貸出モデル⁵⁸をとっている。

⁵³ BPS [2020]

⁵⁴ 藤田[2014] p.26

⁵⁵ Bank Indonesia [2013] p.92

⁵⁶ <https://www.ojk.go.id/id/kanal/iknb/regulasi/lembaga-keuangan-mikro/undang-undang/Documents/UU%20no%201%20th%202013%20ttg%20Lembaga%20Keuangan%20Mikro.pdf>

⁵⁷ マイクロファイナンス機関の法的形態は、協同組合（Cooperative）、有限会社（Limited Company）のいずれかとなり、有限会社の場合は、最低 60%の株式を地方政府または村営の企業などが保有しなければならない（「マイクロファイナンス機関に関する 2013 年法第 1 号」<https://www.ojk.go.id/en/kanal/iknb/Pages/Microfinance-Institutions.aspx>）。

⁵⁸ メンバーの一人が借入を返済できない場合、他のメンバーは借入ができなくなる。

図表 2-2-3 インドネシアの銀行貸出に占める零細・中小企業向けの割合

	商業銀行(2020年12月)		庶民銀行(2019年11月)	
	(兆ルピア)	構成比(%)	(兆ルピア)	構成比(%)
銀行貸出計	5,548	100.0	108	100.0
零細・中小企業向け	1,091	19.8	60	48.1
うち零細事業者	247	23.3	27	44.9
うち小規模事業者	353	32.1	16	26.6
うち中規模事業者	491	44.6	17	28.5

(資料) インドネシア中銀統計より国際通貨研究所作成

② 課題

インドネシアにおける金融包摂上の主な課題として、以下のような点が指摘される⁵⁹。

まず、銀行口座を持たない理由としては、そもそも資産が少なく口座がなくても困らないことや、金融・デジタルリテラシーが不足していることが挙げられる。現地ヒアリングによると、LKD や LP の仕組みについても、十分に理解されていない可能性が指摘されている。

他方、供給側の要因としては、17 歳以上のインドネシア国民は住民登録証 (Kartu Tanda Penduduk: KTP) を保有しており、地方の農村地域でもスマートフォンで自身の KTP のコピー (写真) と顔写真を送付することで口座開設が可能なモバイルバンキングサービスを提供する銀行もあるが、大手行では口座開設時に 10 万ルピア (約 750 円) ～50 万ルピア (約 3,500 円) の入金や口座維持手数料を求められるケースが多い。

また、零細企業については、土地や権利など担保となり得る資産の不足に加えて、信用保証や信用情報などの MSMEs 向けの与信に不可欠なインフラが不十分であることなどが課題として挙げられる。インドネシアでは、1971 年設立の国営保険会社 PT. Asuransi Kredit Indonesia (Askrindo) や 1981 年設立の国営信用保証会社 PERUM Jamnian Kredit Indonesia (Jamkrindo)⁶⁰などが商業銀行の融資に対する保証を行ってきた。2008 年には、これらを強化する特別信用保証制度 People's Business Credit (Kredit Usaha Rakyat : KUR) が創設され⁶¹、BRI (全体の 68.6%)、Bank Mandiri (14.5%)、BNI (11.8%) などの国有銀行を中心に零細企業 (64%) や小企業 (35%) 向けの融資に活用されている⁶²。もっとも、2020 年 10 月時点の KUR を利用した融資残高は 151 兆ルピアと、MSMEs 向け融資残高の 14%にとどまり、利用率は低水準にある⁶³。このほか、2020 年 10 月時点で 20 の信用保証機関が存在するが、総資産残高は金融資産全体の 1%にも満たない。

⁵⁹ ADB [2017] p.52-53 及び現地ヒアリング等に基づく。

⁶⁰ Jamkrindo は、協同組合金融開発公社 Cooperative Financial Development Public Corporation (Perum PKK) の信用保証部門を前身とする。

⁶¹ Askrindo は KUR のみを信用保証業務の対象とし、Jamkrindo はそれ以外の保証商品を提供。

⁶² <https://kur.ekon.go.id/>

⁶³ 日本における信用保証協会利用先 (回答企業の約 8 割が従業員 20 人以下の小規模企業) のうち、新規借入で保証を利用した企業 (「全額利用」、「半分以上利用」の合計) の割合は、過去 10 年平均で 51% (20 年 10-12 月期は 72%) (<https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/hosyouyouyaku207.pdf>)。

(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

インドネシアでは、「金融包摂に向けた国家戦略に関する 2016 年大統領令第 84 号」⁶⁴に基づき、中銀及び OJK を中心に金融アクセスの改善に取り組んでいる。同戦略は、①金融教育の強化、②公共財産権の確立、③金融仲介機能の強化、④政府部門の金融サービス改善、⑤消費者保護、の 5 本柱から成る。OJK は 2016 年 1 月に「インドネシア金融サービスセクター・マスタープラン 2015-2019 (2015-2019 MPSJKI)」、2020 年 12 月にはこれに続く 5 年間のマスタープラン「2021-2025 MPSJKI」⁶⁵、2021 年 2 月には「インドネシア銀行開発ロードマップ 2020-2025 (RP2I)」⁶⁶を公表した。「2012-2025 MPSJKI」は、①金融サービスセクターの競争力強化、②金融サービスエコシステムの開発、③デジタルトランスフォーメーションの加速、の 3 つを柱とする。RP2I では、銀行グループの統合や資本増強、デジタル化、デジタル銀行の導入等により、銀行セクターの競争力強化を目指す方針である。

①キャッシュレス化・決済インフラの統合

中銀は 2014 年 8 月、安全で効率的な決済システムの構築に向けて、「キャッシュレス運動 (Gerakan Nasional Non Tunai: GNNT)」⁶⁷を打ち出し、銀行サービスのデジタル化を促すとともに、地方自治体や社会保障プログラム、有料道路料金支払いなどの電子化などを推進している。また、2017 年には「国家決済ゲートウェイ (Gerbang Pembayaran Nasional: GPN) に関する規制」⁶⁸、2019 年 6 月には「決済システムブループリント (Sesuai Blueprint Sistem Pembayaran Indonesia: BSPI) 2025」⁶⁹を公表した。ATM カード、デビットカード、電子マネー、クレジットカードなど既存の決済システムの相互運用性の向上と、デジタル技術の活用を通じた銀行業のデジタル化を目指している。BSPI2025 は、①国内におけるデジタルエコノミーと金融の統合、②金融セクターのデジタル化、③フィンテック企業と銀行の連携、④イノベーションと消費者保護・公正な競争のバランス、⑤デジタル経済・金融のクロスボーダー利用の 5 つを柱としている。2019 年 8 月には統一 QR コード (Quick Response Code Indonesian Standard: QRIS)⁷⁰を導入、銀行口座やクレジットカードがなくても現金でチャージできる e-wallet を通じた決済が可能となった。これにより、MSMEs の実店舗あるいはオンライン上での商品購入時の電子マネーの利用が拡大している。中銀は、MSMEs による QRIS の利用を、昨年の 580 万社 (全体の 1 割弱) から 2021 年内に 1,200 万社への拡大を目指している。また、コロナ禍による非接触型の決済ニーズの高まりを受けて、インドネシア決済システム協会 (Indonesia Payment System Association: ASPI) 及び決済システムサービス事業者と共同で、非接触型の QRIS (QRIS TTM) を開発し、利用拡大を進めている。

⁶⁴ OJK [2016c]

⁶⁵ OJK [2020]

⁶⁶ OJK [2021]

⁶⁷ <https://www.bi.go.id/en/fungsi-utama/sistem-pembayaran/ritel/elektronifikasi/default.aspx>

⁶⁸ Regulation of Bank Indonesia Number 19/8/PBI/2017 on National Payment Gateway (非公式英訳: https://www.bi.go.id/en/publikasi/peraturan/Documents/pbi_190817.pdf)

⁶⁹ Bank Indonesia [2019]

⁷⁰ <https://www.bi.go.id/QRIS/default.aspx>

さらに、2020 年末には「決済システムに関する中銀令」⁷¹を制定（2021 年 7 月 1 日施行予定）、決済システムに関わる手続きの簡素化及び迅速化に向け、既存の関連規定 135 本を統合したほか、決済サービス事業者の外資出資上限を 85%（現行 49%）へ緩和した（決済インフラ事業者は 20%まで）。中銀は、銀行に対してはフィンテック企業との提携による決済システムのデジタル化を促すとともに、銀行と顧客間の小口決済システムについては、2021 年に現行の「全国決済システム（SKNBI）」に代わる新決済システム「BI FAST」を導入し、週 7 日 24 時間の即時決済の実現を目指している⁷²。

② 本人確認・個人の信用情報制度の整備

インドネシアにおいては、マネーロンダリングなどの犯罪やテロ関連の資金調達などを防止するための銀行に対する本人確認（KYC）規制が厳しく、電子マネー口座を開設するためにも銀行との面談が求められることなどが、低所得者の銀行口座開設を阻害する要因として指摘されていた⁷³。これまでに銀行は、LP などのエージェントとの協力、あるいは KTP 等の顧客情報を電子的に（スマートフォンなどで）受領することで本人確認を簡略化することが認められるようになっている。他方、2017 年に中銀は、電子マネーやデジタルウォレットなどを含む非銀行決済サービス事業者に対して AML/CFT 規制⁷⁴を適用し、KTP 等の顧客情報の受領を義務付けた⁷⁵。また政府は、電子住民登録証（KTP-el）⁷⁶の普及を進めており、金融機関は、内務省・人口市民登録局（Dukcapil）が管理する住民票の個人識別番号（Nomor Identitas Penduduk: NIK）や KTP-el 等の情報にアクセスして照合することが可能となっており、サービスの効率化に加えて、偽造やなりすまし詐欺などの犯罪防止が期待される。

個人の信用情報については、2017 年に民間では初めてとなる信用情報機関 Pefindo Biro Kredit（PBK）⁷⁷が事業を開始し、中銀や OJK などから情報を収集、ノンバンクやオートローン会社、クレジットカード会社などにクレジットカードの支払いやローンの返済状況などの情報を提供している。また、シンガポールを拠点とする LenddoEFL⁷⁸は、SNS や検索履歴、オンラインショップでの購入履歴などの情報を用いて信用スコアを算出し、これを金融機関に提供することで、信用情報が不足している若年層や低所得者向けの金融商品の提供を可能としている。

⁷¹ Bank Indonesia Nomor 22/23/PBI/2020 tentang Sistem Pembayaran (https://www.bi.go.id/id/publikasi/peraturan/Pages/PBI_222320.aspx)

⁷² 大口決済については、2000 年に中銀が Bank Indonesia-Real Time Gross Settlement System(BI-RTGS)を導入、2016 年には第 2 世代の BI-RTGS が稼働している。

⁷³ 清水[2018]

⁷⁴ Bank Indonesia Regulation Number 19/10/PBI/2017 (https://www.bi.go.id/en/publikasi/peraturan/Pages/pbi_191017.aspx)

⁷⁵ 携帯電話の SIM カード購入時には、KTP と個人識別番号（NIK）の登録が義務付けられている。

⁷⁶ 電子住民登録証（KTP-el）のチップには、氏名、生年月日、性別、バイオデータ、指紋、署名などの情報が記録されている。

⁷⁷ Pefindo Biro Kredit（PBK）は、2013 年にインドネシア中銀が認証する地場系で唯一の信用格付け機関 Pefindo と覚書を締結、日本最大の指定信用情報機関シー・アイ・シー（CIC）が出資して設立、2017 年に事業を開始。

⁷⁸ LenddoEFL は、インドネシアのほか新興国 20 カ国でビジネスを展開している (<https://lenddoefl.com/>)。

③ 零細・中小企業の信用補完

零細・中小企業の金融アクセスの改善に向けて、信用補完制度の拡充や金融取引の記録化、地権の設定や特許登録の支援などに取り組んでいる。また、中銀は国営信用保証会社 Jamkrindo と協力し、中小企業の格付けを実施しており、地域開発銀行などが新規顧客の開拓に活用している。また、財務情報を記録するためのスマートフォンのアプリケーション（APIK）を開発、中小企業は簡単な財務書類の作成に活用している。

また、2020 年末に公表された「2012-2025 MPSJKI」では、MSMEs の発展を支援するため、特に遠隔地の農村部における金融サービスの拡充や KUR の活用、Micro Waqf Bank 等の MSMEs 向けプログラムの推進などを行う方針が示された。

④ 金融リテラシーの向上

金融リテラシーの向上については、2007 年に中銀が「金融教育ブループリント」を公表、2011 年から学生や子供、若者を対象とした教育プログラムを開始、その後、対象は段階的に出稼ぎ労働者、漁業関係者、遠隔地のコミュニティ、MSMEs や工場労働者などに拡大された。2013 年の「インドネシアの金融リテラシー国家戦略のためのブループリント」⁷⁹や、2016 年の「金融包摂に向けた国家戦略」の中でも重要な柱と位置づけられ、金融教育を通じた貯蓄や投資の仕組みやメリットなどに関する知識の普及を続けている。

当初は紙ベースの教材の作成のほか、公共施設や学校、市場、団地、オフィスなどを訪問して啓蒙するプログラムなどが実施された。近年は、ミレニアル世代をターゲットとするオンライン上のプログラムが強化されており、中銀が 2020 年末から 2021 年初めにかけて開催した「デジタル・コンテンツ・コンペティション」には、ブログ、ビデオ、コミックなど様々な形態のコンテンツが登録された⁸⁰。ファイナンシャルプランナーポータル Finansialku.com⁸¹もミレニアル世代をターゲットとする資産計画や、個人・零細企業をターゲットとした無担保ローンに関するオンラインのコンテンツなどを提供している。

(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

インドネシアにおけるフィンテック企業数は 2020 年 4 月時点で 364 社と ASEAN 主要国の中ではシンガポール（約 1,200 社）に次ぐ規模となっている。ビジネスのサブセクターとしては、融資（P2P）及び決済の割合が多い（図表 2-2-4）。

フィンテック企業に対しては、主に中銀や OJK のほか、通信情報省（MOCIT）が監督を行う。中銀は銀行及びノンバンクによる資金決済サービス、OJK はその他の金融サービス、MOCIT は情報通信技術面を監督する。このほか運輸省は、Go-Jek など交通系スタートアップの監督権限を有するが、Go-pay などの決済サービスについては中銀の管轄となる。

⁷⁹ <https://www.ojk.go.id/en/berita-dan-kegiatan/info-terkini/Pages/press-release-launching-of-blue-print-of-national-strategy-for-financial-literacy-in-indonesia.aspx>

⁸⁰ https://www.bi.go.id/en/publikasi/ruang-media/news-release/Pages/sp_234621.aspx

⁸¹ <https://www.finansialku.com/>

インドネシアにおける代表的なフィンテック企業としては、以下が挙げられる。

まず、決済分野では、大手銀行もそれぞれ独自のデジタル決済サービスを提供しているほか、大手財閥 Lippo Group 傘下の「OVO」⁸²、スーパーアプリ Go-Jek による「Go-Pay」、中国の Ant Financial の「DANA」などのモバイル決済サービスが急成長している。Go-Jek は 2016 年にモバイル決済 MVCommerce、2017 年 12 月にはフィンテック企業 3 社⁸³を買収、2020 年末には Bank Jago⁸⁴に出資するなどして、当初の事業である二輪・四輪タクシー配車サービスにとどまらず、食事・雑貨、掃除・マッサージなど多様なデリバリーサービス、決済などの金融サービスを展開している。ドライバーや、デリバリーの対象となる飲食店、掃除・マッサージなどの担い手は女性であるケースが多く、こうした低所得層の収入増加につながっている。さらに Go-Jek は、銀行と提携し、ドライバー向けの少額融資など、金融包摂を目指した業務拡大を行っている。

シンガポールを拠点とする Grab は、2017 年にインドネシアの EC 決済サービス Kudo を買収し、GrabKios（2019 年に Kudo から社名変更）が約 900 万のエージェント（主に Grab のドライバーや Warung⁸⁵など）を通じ、送金や QR コード決済、少額保険などのサービスを提供するなど、金融包摂を目指した事業拡大を行っている⁸⁶。

オンラインシステム上で借り手と貸し手をマッチングさせる P2P (peer-to-peer) 融資では、マイクロファイナンスを手掛ける Amarth⁸⁷、Mekar、Modalku⁸⁸、学生向けローンを提供する Cicil、消費者金融サービス Akulaku⁸⁹や Kredivo など様々な形態のプラットフォームが存在する⁹⁰。2010 年設立の Amarth（PT Amarth Mikro Fintek）は、遠隔地の銀行口座を持たない女性が経営する零細企業に焦点を当て、ジャカルタ本部と地方の field staff（約 2,500 人）が連携し、グループファイナンスを提供している。また、インドネシア政府や国際機関、多国籍企業との協働により金融リテラシー、簡単な健康診断などの活動も行っている。これまでの融資実績は 61 万件、約 3.16 兆ルピア（約 2.2 億ドル）に達した。国営信用保証会社 Jamkrindo 等と協力してファンディングリスクの軽減にも努めており、2021 年 3 月には米国に拠点を置く Lendable から 5,000 万ドルの資金調達に成功した⁹¹。Modalku はシンガポール

⁸² 2019 年に Lippo Group はソフトバンクに株式の 3 分の 2 を売却、このほかシンガポールの Grab や Tokopedia などが株式を保有している。

⁸³ Go-Jek が 2017 年に買収したフィンテック企業 3 社は、オンライン決済ゲートウェイ Midtrans、オフライン決済処理 Kartuku、銀行口座非保有者向け貯蓄・融資ネットワーク Mapan。Mapan は、平均日収が 2.5 ドル以下の銀行口座を持たない個人商店に対してモバイル端末上のアプリを通じた金融サービスのほか、インドネシアで伝統的な「アリスン（Arisan）」（日本の「無尽」や「頼母子講」に相当）をオンライン化した Arisan Mapan などのサービスで急成長していた。

⁸⁴ PT Bank Jago Tbk は 1992 年設立。中小企業やリテール向けのデジタルバンキングサービスを提供。

⁸⁵ 「Warung」は、小規模かつ質素な売店あるいは食堂といった家族経営ビジネスの一形態。

⁸⁶ <https://assets.grab.com/wp-content/uploads/sites/4/2019/09/24205405/Grab-Social-Impact-Report-.pdf>
<https://www.grab.com/id/en/kios/>

⁸⁷ https://amartha.com/en_US/

⁸⁸ <https://modalku.co.id/>

⁸⁹ <https://www.akulaku.com/>

⁹⁰ 2020 年 11 月時点の P2P プラットフォーム 153 社を通じた融資額は 146 兆ルピア（約 100 億ドル）と庶民銀行の MSMEs 向け貸出を大きく上回る規模となっている。

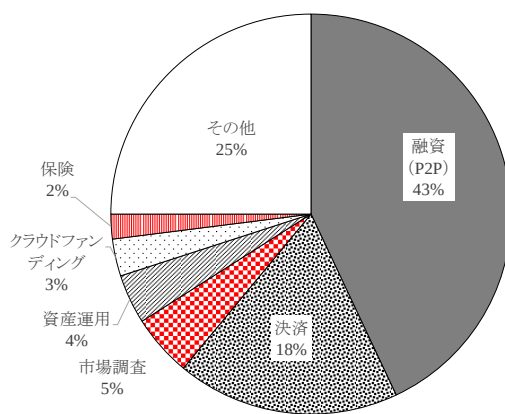
⁹¹ <https://asia.nikkei.com/Spotlight/DealStreetAsia/Indonesia-startup-bags-50m-for-lending-to-rural-women>

やマレーシア、Akulaku もフィリピン、ベトナム、シンガポールに事業を展開するなど、域内では最大規模のオンラインプラットフォームとなっている。

P2P 融資の急拡大を受けて、OJK や中銀は、顧客保護や透明性向上を目的に規制を強化している。OJK は 2016 年 12 月、「IT を活用した融資サービス（P2P レンディング）に関する規制」⁹²を打ち出した。サービス提供には OJK への登録を義務づけたほか、資本金（登録時に 10 億ルピア以上、認可時に 25 億ルピア以上）や貸付限度額（1 借主あたり 20 億ルピア）、顧客保護及び透明性の確保等を目的とした規定を定めた。中銀も 2017 年 11 月、「フィンテック規制」⁹³により、決済分野のフィンテック企業に対して中銀への登録を義務付けた。OJK は、過度の高金利や顧客の個人情報の悪用など違法フィンテック企業の警戒を強め、2019 年～2020 年にかけて 2,500 以上の詐欺プラットフォームを摘発した⁹⁴。2020 年 8 月には、フィンテックセクターに対する監督規制と支援の枠組みに関する「デジタルファイナンスイノベーションに関するロードマップとアクションプラン 2020 年～2024 年」⁹⁵を公表した。

他方、銀行のデジタル金融サービスについては、モバイルアプリによる電子マネー⁹⁶やオンラインでのサービス提供に加えて、最近では、フィンテック・スタートアップへの資金提供や提携などの動きもみられる。例えば、国営最大手の Bank Mandiri が、2016 年創設のベンチャー・ファンド（Mandiri Capital、3,700 万ドル規模）を通じて Amarthia（前述）などへの資金提供を行ったほか、中堅の Bank Danamon も 2020 年に中小企業を対象とした P2P プラットフォームを手掛ける PT Radhika Jaya と提携した。

図表 2-2-4 インドネシアにおけるフィンテック企業のサブセクター別内訳



(注) 企業数の構成比。2020年4月時点。
(資料) OJKより国際通貨研究所作成

⁹² OJK Regulation (POJK) No. 77/POJK.01/2016 (<https://www.ojk.go.id/id/regulasi/otoritas-jasa-keuangan/peraturan-ojk/Pages/POJK-Nomor-77-POJK.01-2016.aspx>). なお、P2P 運営企業は自ら融資を行うことはできない。

⁹³ Bank Indonesia Regulation Number 19/12/PBI/2017 on the Implementation of Financial Technology (http://www.bi.go.id/en/publikasi/peraturan/Pages/PBI_191217.aspx)

⁹⁴ フィンテック融資協会 (FLA) も、OJK と共同でフィンテック・データ・センター (FDC) を立ち上げ、債務者の ID や納税番号等の信用情報の共有を進めている。

⁹⁵ <https://www.ojk.go.id/id/berita-dan-kegiatan/publikasi/Pages/Publikasi-Materi-Digital-Finance-Innovation-Road-Map-dan-Action-Plan-2020-2024-serta-Digital-Financial-Literacy.aspx>

⁹⁶ 電子マネーについては、2009 年に初めて規定された後、2014 年、2016 年、2018 年の 3 度にわたり改定されている。Bank Indonesia Regulation Number 20/6/PBI/2018 on Electronic Money 20/6/PBI/2018 (https://www.bi.go.id/en/publikasi/peraturan/Documents/PBI_200618_en.pdf)

3. タイ

(1) 金融包摂の現状と課題

① 現状

タイの金融システムは、預金受入金融機関とその他の金融機関に分けられ、商業銀行が資産全体の45%のシェアを占める（図表 2-3-1）。商業銀行は、国内の商業銀行15行と、国内に支店または子会社を持つ外国の商業銀行15行、計30行で構成され、バンコク銀行など5大銀行が総資産の約7割を占める。商業銀行は、政府貯蓄銀行など政府系専門金融機関（Specialized financial institutions: SFIs）や1,412の貯蓄共同組合とともに、企業や家計向けを含む民間部門への融資の最大シェアを占める。その他の預金を受け入れない金融機関としては、インフォーマルな貸金業者（ヤミ金融）の利用を抑制する目的で、2015年に運用が開始された小規模金融システム「ナノファイナンス」や農業協同組合、質屋などがある。

図表 2-3-1 タイの金融システムの概要

	金融機関数	総資産に占める割合 (%)
預金受入金融機関 (Depository corporations)	1,497	67.4
商業銀行 (Commercial banks)	30	45.0
専門金融機関 (Specialized financial institutions: SFIs)	6	15.1
貯蓄協同組合 (Saving cooperatives)	1,412	6.7
ファイナンスカンパニー (Finance companies)	2	0.1
マネーマーケット投資信託 (Money market mutual funds: MMFs)	47	0.5
その他金融機関 (Other financial corporations)	6,972	32.6
投資信託 (MMFsを除く)	1,560	10.7
保険会社 (Insurance companies)	80	10.2
リース会社 (Leasing companies)	771	2.0
クレジットカード・パーソナルローン、ナノ・ファイナンス会社 (Credit card, personal loan, nano finance companies)	39	2.4
準備基金 (Provident funds)	377	2.7
政府年金基金 (Government pension fund)	1	2.1
資産運用会社 (Asset management companies)	59	0.8
証券会社 (Securities companies)	48	0.9
農業協同組合 (Agricultural cooperatives)	3,346	0.6
質屋 (Pawnshops)	689	0.2
非預金受入専門金融機関 (Non-depository SFIs)	2	0.2
合計	8,469	100.0

(注) 1. 2019年9月末時点。農業協同組合は2018年末

2. 「ナノ・ファイナンス会社」は33社。

(資料) BOT[2020]より国際通貨研究所作成

タイでは、2015年12月に政府が策定した「国家電子決済マスタープラン（National E-Payment Master Plan）」（後述）に基づき、タイ中央銀行（Bank of Thailand: BOT）の主導のもと、金融のデジタル化を進めてきた。デジタル化の推進によって、商業銀行各行は店舗数を年々減少させており、2015年3月時点では7,016店舗存在していたが、2020年3月時点では6,436店舗まで減少している。削減割合は、店舗数が多いバンコク（2,161店舗⇒1,877店

舗)や中部地域(2,227店舗⇒2,082店舗)の減少幅が大きい、もともと店舗数が少ない北部(842店舗⇒765店舗)や南部(859店舗⇒795店舗)も減少している⁹⁷。

他方、金融機関における成人の口座保有割合は、2011年の73%から2017年には82%まで拡大している(図表1-1)。また、男女比率については、男性の84%、女性の80%が金融機関に口座を保有しており、金融アクセス上の性別における格差はさほどみられない⁹⁸。

また、BOTと国家統計局(National Statistical Office)が共同で2003年から隔年で行っている家計の金融アクセス調査⁹⁹によると、インフォーマルな金融機関を含めて何らかの金融サービスへのアクセスを有している(自主的に利用していない場合を含む)家計の割合は2016年の97.3%から2018年には98.7%に上昇し、高い水準となっている(図表2-3-2)。金融機関の店舗数が減少しながら、口座保有や金融アクセスが上昇している背景には、特にモバイル金融の発展が寄与していると思われる。タイにおける100人あたりのモバイル普及率は186.2%(2019年)とASEAN地域で最も高い数字となっており、国際的なデジタル関連情報会社「We Are Social」が発表した「DIGITAL2021レポート」によると、タイが3年連続でバンキングアプリの利用率で世界のトップになっている¹⁰⁰。

しかしながら、金融アクセスに関する調査、金融サービスへの高いアクセス可能性にも関わらず、そのうち約9%は自主的に金融サービスを利用していないことが明らかとなっている。これを金融サービス別にみると、預貯金では96.9%のアクセス率に対して利用率は80%となっており、預金口座が利用できるにも関わらず利用していない世帯が16.9%存在している。融資については、95.8%が利用可能であるが、利用率は35.8%と相当低く、未利用者は60%に達している。自主的に金融サービスを利用していない世帯の主な理由としては、①需要がない、②財政状態が悪い、③サービスを理解していない、④融資拒絶に対する恐怖、金融機関との接点を持つ自信の欠如、等が挙げられる。特に③、④は、タイにおける消費者の金融リテラシーに関する取り組みが必要であることを示唆している。

ADBの調査によると¹⁰¹、貯蓄を持つ世帯の割合は2018年に72%へ上昇した。タイの家庭では老後のための蓄えとして、世帯の約41%が商業銀行やSFIに預金口座を保有している一方で、約40%は現金を保有している。金利が非常に低い商業銀行やSFIの預金、また現金を保有している家計が多いことから、老後の貯蓄が不十分であることが指摘される。

借入については、2020年9月末の家計債務残高(対GDP比)が86.6%と、他の新興国と比較しても高い水準となっている。こうした中、低所得者層に対する借入については、インフォーマルな貸金業者の問題が依然として蔓延している。タイ商工会議所大学(UTCC)が

⁹⁷ <https://www.bot.or.th/English/Statistics/FinancialInstitutions/Pages/StatNumberofBranches.aspx>

⁹⁸ The World Bank [2019]

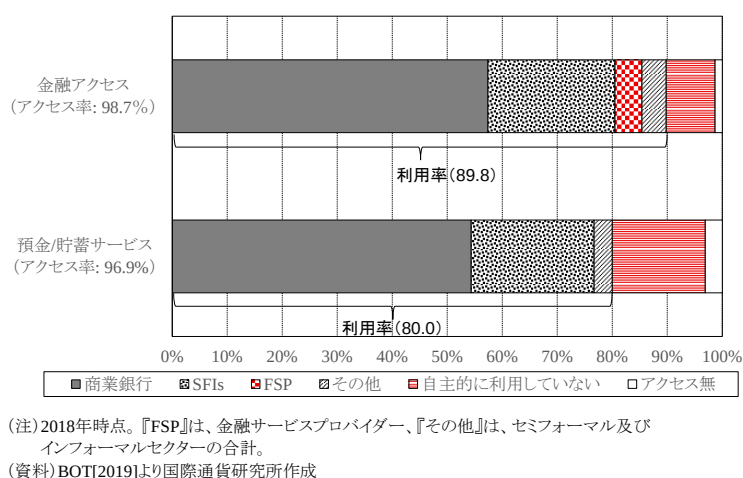
⁹⁹ BOT [2019]。調査対象は、全国の11,121世帯。金融機関が提供する11の主要な金融サービス((1)預貯金、(2)ローン(除くクレジットカード)、(3)送金、(4)支払、(5)クレジットカード、(6)生命保険、(7)損害保険、(8)投資信託、(9)国債等、(10)私募債、(11)回転型貯蓄)へのアクセス水準を評価するもの。

¹⁰⁰ <https://wearesocial.com/digital-2021>

¹⁰¹ ADB [2020]

2019年に発表した世帯月収15,000バーツ（約5.4万円）以下の家計を対象にした調査では、平均債務残高が2018年から15.1%増え、約15万8,000バーツ（約57.3万円）であった¹⁰²。回答者の約86%は貯蓄がないため、ローン返済や生活費のために借り入れていることに加え、債務のうち、41.8%はインフォーマルな貸金業者からの借り入れであることが判明している。インフォーマルな貸金業者が提供するサービスには、消費者保護が適用されないため、高金利を強いられるなどの問題が存在している。金融機関のローンを利用しない理由として、①「自信がない・融資を断られそう」、②「条件、手続きが複雑」、③「認知度・情報不足」、④「遠距離移動」などを挙げた回答者がかなりの割合を占めている¹⁰³。

図表 2-3-2 家計の金融アクセス調査結果



他方、タイでは、零細・中小企業（Micro, small, and medium-sized enterprises: MSMEs）は、約308万社と、企業全体の99.8%を占め、労働力の85.5%を吸収し、GDPの43%に貢献している。また、零細・中小企業による輸出は、輸出全体の3分の1を生み出している¹⁰⁴。

商業銀行によるMSMEs融資は、2019年融資残高全体の30.9%、GDPの30.3%を占めているものの、貸出の伸びは近年減速傾向にあり、直近2019年は前年比横ばいとなった。2019年については、米中間の緊張の高まりによって輸出が減少し、それに伴う消費や投資低迷が影響したとみられる¹⁰⁵。

② 課題

上記の通り、需要サイドでは、金利など条件が良くないにもかかわらず、貯蓄商品として預金や現金が中心であり、借入はインフォーマルなローンを利用するなど、低所得者層にと

¹⁰² <http://aec.utcc.ac.th/thailand-debt-reaches-11-year-high/>

¹⁰³ ABDI [2020]

¹⁰⁴ ABD [2020]

¹⁰⁵ 2019年には商業銀行のMSMEs融資総額の4.7%が不良債権となった。

っては好ましくない状況にある。また、供給サイドでは、低金利の貯蓄商品以外の運用商品の提供や、借入については複雑な手続き、物理的な移動距離などが阻害要因になっていること、金融リテラシーの向上などへの対応が必要となる。

金融包摂の量と質の両面を改善するためには、需要サイドには金融のリテラシーを向上させる政策を、供給サイドには、コスト削減、効率化、金融サービスの高度化・イノベーションの促進といった政策を推進することが必要である。

(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

タイでは、政府が 2015 年 12 月に「国家電子決済マスタープラン(National E-Payment Master Plan)」¹⁰⁶を閣議決定した。本計画の主な目的は、①支払インフラの高度化、②全国民への正規金融取引の普及、③社会福祉関連金融取引の電子化、④税金関連金融取引の電子化、⑤社会のキャッシュレス化、の 5 つである。具体的な施策について以下で概観する。

① QR ペイメント

2018 年、BOT は、世界のクレジットカード会社 5 社 (VISA、MasterCard、AMEX、JCB、China Union Pay) と共同で、世界初の QR コード規格を導入し、相互運用性を実現することで、クレジットカード、銀行口座、電子財布からのシームレスな決済を拓いている。2019 年 4 月までに、同 QR コードは 400 万以上の POS 端末にインストールされ、小規模の店舗からバイクタクシーまでに利用が広がっている¹⁰⁷。

また BOT は、金融インフラや規格の相互運用性を促進するために、ASEAN の中央銀行と協働しており、QR コード規格は、ASEAN のコネクティビティを促進するものとして活用が広がりつつある。既にカンボジア、ラオス、インドネシアの中央銀行との間で、決済と金融イノベーション分野における協力に関する覚書 (MOU) を締結し、効率的で安全な国内・クロスボーダー決済の提供と、現地通貨の利用を促進することを目指している。例えば、ラオスのケースでは、BOT とラオス人民銀行が両国間のクロスボーダーリアルタイム即時決済サービスを実現すべく、相互運用性を可能とした QR コードを開発してきた。金融包摂の一環として、この地域に多く存在する出稼ぎ労働者に対し、安全・安価・便利な方法で母国に送金するために非常に重要なものとなっている。また、タイとカンボジアの規制当局は、2020 年に両国間で相互運用性を可能とした QR コードの開発立ち上げを発表した¹⁰⁸。両国当局は、このプロジェクトを、貿易や観光における両国間決済及び現地通貨の利用を促進させるとともに、さらに金融包摂に貢献するものと位置づけている。

② PromptPay

財務省、BOT などの当局、銀行、決済事業者 (NITMX) が共同して構築したリアルタイム

¹⁰⁶ <http://www.epayment.go.th/home/app/>

¹⁰⁷ ABD [2020]

¹⁰⁸ <https://fintechnews.sg/37943/thailand/thailand-and-cambodias-payments-qr-are-now-interoperable/>

ム送金システム「PromptPay」が 2017 年にリリースされた。従来、異なる銀行間のリアルタイム決済には中銀システムを経由する必要があったが、PromptPay は、個人の銀行口座と携帯電話番号や国民 ID を連動させるため、どの銀行に対しても、無料でリアルタイム送金が可能となっている。また、国からの生活保護支給金も個人の銀行口座に直接入金することができる。

また、このインフラをベースに、どこの銀行のモバイルバンキングからでも QR ペイメントを使って店舗側の口座へキャッシュレス且つリアルタイムでの送金が可能となった。さらに機能改善により、請求払い（Request-to-pay）も可能となっている。店舗がインターネットバンキングを通じて請求書を送信し、請求情報は PromptPay のシステムを介して銀行間で即時に伝達、支払人の銀行経由で通知される。支払人はインターネットバンキングで請求情報を確認、支払承認すると口座から資金が引き落とされ、請求者の銀行口座に送金される仕組み。入金情報は店舗側に消込情報として還元される。また、2020 年には、アユタヤ銀行（Krungsri）が NTT データと協働で、訪日タイ人を対象に PromptPay（「My Prompt QR」）の日本での取り扱いを開始し、クロスボーダー対応も推進している¹⁰⁹。

PromptPay の登録者数は、総人口（約 6,900 万人）の約 7 割に相当する約 5,000 万件（2019 年）に達し、取扱件数は 2020 年 11 月に 6 億件、金額は 2 兆バーツまで急拡大している¹¹⁰（図表 2-3-3）。

図表 2-3-3 PromptPay 月単位の取扱件数・金額

	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年11月
件数(万件)	1,984	14,871	29,776	60,547
金額(億バーツ)	716	8,305	14,846	20,246

(資料)BOT統計より国際通貨研究所作成

③ 国民 ID（National Digital ID）

タイ政府は、デジタル化に重要な e-KYC にも取り組んでいる。2019 年にデジタル ID 関連法が施行され、政府と民間が共同出資しデジタル ID のプラットフォームを提供する National Digital ID Company Limited（NDID）が設立された。国民デジタル ID は、セキュアに認証やデータ交換を行えるよう、デジタルエコノミーにおけるフィンテックの活用を推進することを目的とした新たな共通基盤である。第 1 段階では、オンラインでの銀行口座開設、オンラインでのクレジット申込などのサービスを提供し、その後、オンラインでの投資口座開設、保険契約、オンラインシステムを利用した病院の予約など、様々な業種の一般向けサービスへと拡大していく予定となっている。

この第 1 段階の口座開設にかかる e-KYC の仕組みについては、2020 年 2 月に BOT が、規制サンドボックス上でオンライン ID 認証機能のテストを行うことを銀行向けに承認し

¹⁰⁹ https://www.nttdata.com/jp/ja/news/services_info/2020/100900/

¹¹⁰ <https://www.bot.or.th/English/Statistics/PaymentSystems/Pages/StatPaymentTransactions.aspx>

た。これによって、利用者は、信頼性の高い生体認証技術を用いて本人確認を実施した銀行口座を持っていれば、他の銀行でも口座開設の際にこの情報を使うことによりスムーズに取引ができるようになる。銀行の支店に出向く必要がなく、重複した情報を記入する必要もないため、利便性が高まるものとなっている。

将来的には、この仕組みが銀行以外の事業者にも提供されれば、共通認証プラットフォームとして活用できることから、デジタル化による経済・社会全体の効率化、セキュリティ向上、金融包摂への貢献が期待できるものとなる。

④ クラウドファンディング・P2P 融資

MSMEs 向けクレジット市場が伸び悩む中、タイでもスタートアップ企業や高成長企業の需要に応えるデット・クラウドファンディングやエクイティ・クラウドファンディング (Equity crowdfunding: ECF)、P2P (Peer-to-peer) 融資といった新しいデジタル金融スキームが登場している。2019 年に、クラウドファンディングを証券取引等監視委員会 (SEC) の監督下に、P2P 融資を BOT の監督下に置く規制が導入された。クラウドファンディングや P2P 融資は、MSMEs がより安く資金調達できる手法であり、個人や適格投資家に対する投資の選択肢を提供することも期待されている。タイの資本市場は、近年、流動性が低く、個人投資家の数も減少、縮小傾向にある。また、MSMEs が資本市場に参入するためには、上場のためのコストの高さが課題となっている。こうした背景から、クラウドファンディングは MSMEs やスタートアップ企業のための代替的な資金調達手段として成長している。

この他にも、BOT は、顧客が小売店など認定された第三者の代理店を通じて、金融サービスにアクセスできるよう、エージェント・バンキングを推進している。また、BOT は、代替的な MSMEs の資金調達ツールとして、e-factoring などの新しいデジタル金融商品の開発も進めている。

⑤ 消費者向けの金融リテラシーの取り組み

金融リテラシーは、民間部門と公的部門の両面から改善が必要となる重要分野と認識されている。

民間側では、タイ銀行協会が、大学生の間で金融リテラシーを向上させるためのワーキンググループを立ち上げた。2018 年に始まったこのワーキンググループは、商業銀行から有志のスタッフがボランティアとして参加し、全国に広がる 7,000 以上の支店や 15 万人以上の行員を活用することを目指している。内容は、日々の予算管理、貯蓄、借入といった内容を標準化したものとなっている。2018 年には、パイロットプロジェクトを通じてバンコク地域の 2,300 人以上の学生に対して訓練を行い、その後もボランティアネットワークが広がり、他の地域にも拡大している。

金融包摂の量と質を高めるために、BOT にとって金融リテラシーの促進は一つの重要な取り組みとなっており、“Fin-d we can do!”と “Fin-d happy life”という 2 つのプロジェクトを

推進している。これらのプロジェクトの目的は、基本的な金融知識を習得することである。具体的には、金融商品・サービスの基本的な特徴を理解し、自らのニーズに合った商品を比較、利用し、効率的に財務を管理し、目まぐるしく変化する環境に適合できることを目指すものである。“Fin-d we can do!”プロジェクトは、Y 世代、特に専門学校生や就職したての社会人の金融意識を高め、良好な金融に関する規律を促進することを目的に、ソーシャルプラットフォームを活用した親しみやすい環境を整え、2017 年に発足した。参加した専門学校生の収入に対する貯蓄比率は、参加しなかった専門学校生より高いことが示されている。

“Fin-d happy life”プロジェクトは、2018 年にスタートしたもので、金融に関する規律の欠如などによって過剰債務を抱える問題をきっかけとしており、慎重な金融行動とともに、金融スキルを養成することによって、参加者の月当たりのローン返済額が 12%減少するとともに、貯蓄額が 3%増加するという結果をもたらしている。

上記に加え、BOT はデジタル金融商品やサービスの利用に関する啓蒙活動を行っている。すべての層がデジタル金融商品やサービスを安全かつ安心して利用できるようにするために、デジタル金融のリスク管理に関する分かり易い視覚的な資料を作成している。

⑥ MSMEs 向けの金融リテラシーの取り組み

MSMEs 向けの金融包摂に関する政策である金融セクターマスタープラン・フェーズ 3 (The Financial Sector Master Plan Phase 3 for 2016-2020) は、以下の 4 つの要素から構成されている。具体的には、①デジタル化と効率化（デジタルバンキングと電子決済の推進）、②地域主義（認定された ASEAN の銀行とクロスボーダー決済の推進）、③アクセス（世帯向けエージェント・バンキング、金融データベースの活用、MSMEs 向けの信用保証、マーケットベースの企業融資）、④イネーブラー（enablers、金融専門家の育成、金融リテラシーと消費者保護の推進）、である。

マスタープランに沿って、BOT は、MSMEs を支援するための次の 5 つの施策を重点に置いている。具体的には、①電子金融取引（e-factoring）や代替金融チャネル（P2P 融資）を促進するため、MSMEs の資金調達へのアクセスを増加させること、②標準化された QR コードを利用した電子決済（PromptPay）やフィンテックの開発による効率化やコスト削減を図ること、③TCG（Thai Credit Guarantee Corporation、タイの国有保証機関）や動産を担保とする担保付融資を通じた信用保証へのアクセスを増加させることにより、リスクを低減すること、④MSMEs 信用調査機関のデータベースや信用評価のための代替情報（送金やトランザクションデータ）などを開発するために、信用評価のためのデータベースを強化すること、⑤外国為替リスク管理など MSMEs のための金融リテラシーを強化すること、である。

また、財務省の財政政策局（Fiscal Policy Office: FPO）は、2019 年に「地域密着型金融機関法令」を制定し、地域の資金需要をサポートする地域密着型の金融機関の役割を強化した。

(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

タイでは、フィンテック企業による金融サービスの提供が着実に拡大しており、Fintechnews Singapore¹¹¹によると、97 の企業が事業を展開している。ビジネスのサブセクターとしては、決済関連、ブロックチェーンが各々20 社と一番多く、この他融資関連、保険、金融商品比較などに分けられる。また、スタートアップ企業に加え、金融機関、法律事務所、ベンダー、協会など 124 の団体がタイフィンテック協会の会員となっている。

規制当局は、フィンテックにおけるイノベーションと推進をサポートするため、2018 年 4 月に新しい決済関連法（Payment Act）を導入した。この法律では、デジタル決済サービスを利用するユーザーに対する信頼を高めるために、事業者に対してシステムの効率性、安全性などを確保しなければならないことを強調している。

また、BOT、証券取引監視委員会（SEC）、保険委員会（Office of Insurance Commission）は、それぞれ独自の規制サンドボックスを導入し、フィンテック企業がフィンテック商品を開発、テストできるような安全な環境を整えている。QR コード規格は、BOT の規制サンドボックスを利用した第 1 号フィンテックイノベーション案件である。

このような環境下、様々なフィンテック企業が、モバイル金融、送金、融資サービスを提供しており、以下ではその代表的な企業を取り上げる。

① Omise

Omise は 2013 年に創業したフィンテックベンチャー。オンライン事業者向けに、安価で簡単に導入可能な決済プラットフォーム提供サービスを手掛ける¹¹²。多通貨決済、不正検知機能など、キャッシュレス化が進む ASEAN や日本において幅広く展開しており、タイのマクドナルドや 3 大携帯電話会社など 5,000 以上の企業、店舗が利用している¹¹³。

また、Omise の親会社である SYNQA ホールディングス¹¹⁴は、2020 年 6 月にトヨタフィナンシャルサービス（TFS）、三井住友銀行、タイのサイアム商業銀行傘下の投資会社、あいおいニッセイ同和損害保険等から 80 百万ドルの資金を調達した¹¹⁵。TFS は、SYNQA の決済基盤や分散型金融技術を活用する一方、SYNQA は、今回の資金調達により、機能追加や ASEAN 地域の加盟店開拓などに活用する方針である。

② Ascend Money

Ascend グループ¹¹⁶は、タイ携帯会社大手 True 社から分離した企業で、True の親会社であ

¹¹¹ <https://fintechnews.sg/44329/thailand/fintech-thailand-startup-map-2020-showcases-growing-industry/>

¹¹² [5 Fastest Growing Fintechs in Thailand According to IDC | Fintech Singapore \(fintechnews.sg\)](#)、[Omise: Payment Gateway for Asia](#)

¹¹³ <https://www.synqa.co/our-companies/>

¹¹⁴ <https://www.synqa.co/about-us/>、本社はシンガポール。CEO は Omise を創業した長谷川潤氏で、傘下に Omise とブロックチェーンをベースにした分散型金融ネットワークを構築する OmiseGO 等を持つ。

¹¹⁵ 日本経済新聞 2020.6.22 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60611980R20C20A6TJC000/?unlock=1>)

¹¹⁶ <https://www.ascendcorp.com/companies?ln=th>、<https://forbesjapan.com/articles/detail/14141>

るコングロマリット CP グループの子会社。Ascend Money は、e-wallet や安価な外国送金サービスを提供する true money と、SME や消費者向けにオンラインマイクロファイナンスサービスを提供する Ascend nano を運営している。TrueMoney は、東南アジアの貧困層やデジタル消費者向けに提供する地域決済プラットフォームで、タイ、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、フィリピンの 6 カ国に跨りサービスを提供。e-wallet アプリと 5 万人の代理店ネットワークを通じて、3,000 万人以上の人々にサービスを提供している。

また、タイの大手銀行も様々なフィンテック企業と提携するなど、金融包摂を意識したデジタル金融の推進に力を入れている。

サイアム商業銀行 (SCB) は、2020 年 1 月にリアルタイムクロスボーダー決済基盤を提供する Ripple¹¹⁷と提携し、Ripple 上で動作するモバイルアプリケーション「SCB Easy」を開発¹¹⁸、これにより低コスト、高速、確実にクロスボーダー送金を行うサービスが提供可能となった。また、SCB は 2020 年 11 月にブロックチェーン企業の Lightnet グループ¹¹⁹と提携しており、PromptPay のユーザーに安価な外国送金を提供することが可能となる¹²⁰。

日本の LINE は、2020 年 10 月にタイ大手銀行のカシコン銀行と提携し、LINE BK を立ち上げた。LINE 子会社の LINE Financial Asia とカシコン銀行との合弁会社 KASIKORN LINE が運営する LINE 初の銀行サービスであり¹²¹、LINE アプリから普通預金口座の開設、送金、ローンの申し込み、デビットカード、年利 1.5%の貯蓄口座などを提供する¹²²。サービス開始以降、融資申請は 150 万件近くに達し、特にコロナウイルスの第 2 波発生以降、申請が急増しており、ピーク時には 1 日あたり 3~4 万件の申し込みがあるという。LINE BK は、借り手の職業や年収を問わないため、今まで金融機関で融資を受けられなかった層が多いことから、与信審査は慎重となっており融資認可率は 10%台にとどまっている¹²³。

SFIs の 1 つである中小企業向け公的金融機関(The Small and Medium Enterprise Development Bank: SMEDB) は、国内 95 店舗、30 万の MSMEs 顧客を抱えている。SMEDB では、“SME D Bank Application”と呼ばれるモバイルアプリケーションを開発し、モバイルクレジットや金融サービス (D-Digital)、オンライン金融ナレッジ共有機能 (D-Development)、銀行員を地方に派遣するモビリティカウンターサービス (D-Delivery) をカバー¹²⁴している。これまでに約 5,000 の MSMEs が同 Application を通じたオンラインクレジットを利用している。

¹¹⁷ <https://ripple.com/>

¹¹⁸ <https://fintechnews.sg/35952/thailand/thais-oldest-banks-teams-up-with-ripple-for-remittance/>

¹¹⁹ Lightnet グループはシンガポールに本社を置くフィンテック企業で、アジア地域の銀行口座を保有していない層に対して、安価でリアルタイムのクロスボーダー送金を提供 (<https://lightnet.io/about/>)。

¹²⁰ <https://fintechnews.sg/45522/remittance/blockchain-firm-lightnet-group-partners-scb-to-ease-remittance-access-in-thailand/>

¹²¹ <https://fintechnews.sg/44594/virtual-banking/line-launches-social-banking-platform-with-thailands-kasikornbbank/>

¹²² フリーランスや固定収入のない個人向けローンも含まれる。6 ヶ月と 12 ヶ月の 2 種類から選択可能。

¹²³ 週刊タイ経済 (2021 年 2 月 5 日号)

¹²⁴ D-Delivery は、2019 年 9 月現在、7,255 の村 (地区) をカバーしている。

4. マレーシア

(1) 金融包摂の現状と課題

① 現状

マレーシアの金融セクターは、銀行部門とノンバンク部門（年金基金、保険会社、開発金融機関等）から構成される。銀行部門のうち、商業銀行が総資産全体の約7割を占める（図表 2-4-1）。なお、開発金融機関（Development Financial Institutions: DFI）は資産規模こそ小さいものの、Bank Simpanan Nasional (BSN)、Agrobank、Bank Rakyat の3行合計で金融セクター全体の預金口座数の約3分の1を占めるほか、エージェント・バンク（後述）の展開を通じた遠隔地での金融サービス拡大など、金融包摂上重要な役割を担っている¹²⁵。

2017年時点での成人の銀行口座保有率は、世界銀行の調査¹²⁶では85%（図表 1-1）、Bank Negara Malaysia (BNM、中央銀行) 統計によると95%¹²⁷と、ASEAN 諸国の中では総じて高水準にある。

商業銀行の店舗数を州別にみると、半島マレーシアでもクアラルンプールをはじめとする中部や、北部ペナン、南部ジョホールなど経済や産業の中心地に多く位置する一方、トレンガヌやクランタンなどの東海岸地域、東マレーシアのサバ、サラワクでは少なく、地域格差がみられる（図表 2-4-2）。BNM は、「金融セクター・ブループリント 2011-2020 (Financial Sector Blueprint: FSBP) 2011-2020」（後述）の一環として、金融サービスが行き届いていない地域¹²⁸における金融サービスを提供する目的で、2012年に「エージェント・バンク (Ejen Bank: EB)」を導入した。EBの仕組みは、認可を受けた金融機関¹²⁹が既存の事業者と提携し、POS ターミナルが設置された小売店（食料品店、コーヒーショップ、レストラン、ガソリンスタンドなど）や郵便局を介して基本的な金融サービス¹³⁰を提供するというものである。EBの導入コストは、金融機関の支店・ATMの新設コストと比較しても大幅に低く、新規・既存顧客ともに預金の増加がみられるなど供給サイドのメリットも大きい。

EB導入後、マレーシアにおける小区域（sub-districts）の金融サービスアクセスは、導入前の82%（2011年）から99%（2017年）へ改善した¹³¹。なお、2011年と2019年との比較では、人口1万人当たりでみた支店数やATM台数の減少傾向が続く中、2016年にかけてアクセスポイントやエージェントが増加したが、その後は幾分低下している（図表 2-4-3）。

¹²⁵ World Bank [2017]

¹²⁶ World Bank [2018]

¹²⁷ 双方における差異は、統計手法の違いに起因する。調査対象について、世界銀行では国籍を問わず外国人労働者も含めているが、BNMはマレーシア人に限定している。

¹²⁸ 「金融サービスが行き届いていない地域」とは、銀行支店、金融機関のモバイルユニット、または郵便局等のアクセスポイントがない人口2,000人以上の小地区「ムキム (mukim)」と定義されている (<https://www.bnm.gov.my/-/introduction-of-agent-banking>)。

¹²⁹ 2016年末時点では、参加金融機関の94%を開発金融機関が占めている。

¹³⁰ EBの初期段階では、預金の受け入れ、引き出し、資金送金、ローン返済、請求書の支払いなど、限られた金融サービスしか認められていなかった。2015年に金融取引の幅が広げられ、普通預金口座の開設も可能となった。

¹³¹ https://www.bnm.gov.my/documents/20124/856365/fs2018_book.pdf

図表 2-4-1 マレーシアにおける銀行システムの概要

	資産 (億RM)	シェア (%)	銀行数 (行)	支店数 (店)	ATM数 (台)
銀行	29,649	100	53	2,541	-
商業銀行	20,451	69	26	2,041	6,907
イスラム銀行	8,718	29	16	371	-
投資銀行	481	2	11	129	-
	資産 (億RM)	シェア (%)	機関数 (機関)	支店数 (店)	ATM数 (台)
開発金融機関	3,085	100	13	915	1,696
(2002年開発金融機関法の規定あり)	2,133	69	6	756	1,696
(" の規定なし)	952	31	7	159	-

(注) 1. 銀行の資産額は2020年末時点、ATM数は2019年末時点、銀行数・支店数は2018年末時点。
 2. 開発金融機関の各種データは、2018年末時点。
 (資料) Bank Negara Malaysia より国際通貨研究所作成

図表 2-4-2 マレーシアの州別にみた商業銀行の店舗数

		店舗数 (店)	人口 (万人)	人口10万人当 たり店舗数(店)
全国		1,826	3,273	5.6
半島 マレー シア	中部	クアラルンプール	285	177
		セランゴール	420	655
		ブトラジャヤ	6	11
	北部	ペナン	148	178
		ペラ	149	251
		ケダ	71	219
		ペルリス	8	26
	南部	ジョホール	235	379
		ネグリ・センピラン	62	113
		マラッカ	52	94
	東海岸 地域	バハン	77	168
		トレンガヌ	29	127
		クランタン	28	192
東マレーシア	ラブアン		9	10
	サバ		107	391
	サラワク		140	282

(注) 2020年12月末時点。
 (資料) マレーシア銀行協会、マレーシア統計局より国際通貨研究所作成

図表 2-4-3 マレーシアにおける金融包摂に係る主な指標の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
支店数	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3
ATM数	5.2	5.2	5.3	5.1	5.0	4.7	4.6	4.5	4.4
アクセス・ポイント	1.7	3.4	3.9	4.2	4.4	4.7	4.3	3.9	3.5
エージェント	0.2	1.9	2.4	2.7	3.0	3.3	3.0	2.5	2.2

(注) 人口1万人当たりの数値。各年末時点。
 (資料) Bank Negara Malaysia より国際通貨研究所作成

マレーシアにおける中小企業（SMEs）¹³²は、2018 年時点で約 100 万社存在し、GDP の 37.1%、雇用の 66%、輸出の 17.3%を占めるなど、経済にとって重要な役割を果たす存在である¹³³。金融機関による SMEs 向け与信残高は、法人向け与信残高の約 5 割（2010 年時点：37.6%）まで拡大しているものの、SMEs の資金調達手段として、「金融機関からの借入」は 3 割弱にとどまる一方、「現金」が約 5 割を占め、「家族・友人」、「自己資金」、「マイクロファイナンス機関」¹³⁴などがこれに続く。零細企業では、金融機関から融資を受けている零細企業は約 2 割程度、このうち 9%が無担保融資スキーム（Pembiayaan Mikro）¹³⁵を活用している。なお、女性経営の SMEs の借入需要は強いものの（SMEs 全体では 22%に対し、女性経営 SMEs では 33%）、融資の承認率は 83%（SMEs 全体では 94%）と低く、主に実績がないことや書類の不備などが主な要因として指摘されている。

② 課題

マレーシアにおいては、金融インフラの発展、高い銀行口座保有率といった金融包摂の素地が整いつつある。さらなる課題として、まず需要サイドでは、金融・デジタルリテラシーの向上が求められる。前述の EB については、2015 年時点で認知度は 38%、実際の利用者はそのうち 3 分の 1 であり、周知や利活用における課題が残る。また、取引の大半は受取手形を現金化するためのものであり、普通預金口座の新規開設数はまだ微々たるものである。

他方、供給サイドの課題としては、外国人労働者やその家族、農村地帯の人々といったフォーマルな金融サービスを受けられていない人々の金融アクセスの改善が課題となっており、後述するフィンテックの活用やデジタル金融サービスによる低コストで利便性の高いサービスの提供が求められる。

（2）金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

マレーシアでは、FSBP¹³⁶に基づき、中銀のリーダーシップの下、より統合的な金融セクターを目指し、経済セクターとの連携強化に取り組んできた。FSBP で策定された金融包摂フレームワークでは、4 つの分野（チャネル、商品・サービス、金融機関・インフラ、金融リテラシー）について、合計 10 のアクションプランを策定している（図表 2-4-4）。革新的なチャネルとして、前述の EB の導入などが実施された。

以下では、各取り組みの具体的な内容について概観する。

¹³² 零細企業（microenterprises）を含む。SMEs 全体の 77%が零細企業。

¹³³ 主に BNM [2019] p.55-64 を参照。

¹³⁴ マレーシアにおけるマイクロファイナンス機関としては、政府系の Amanah Ikhtiar Malaysia（AIM）（<https://www.aim.gov.my/>）や TEKUN Nasional（<https://www.tekun.gov.my/en/>）（企業家・協同組合開発省傘下）などがある。

¹³⁵ Pembiayaan Mikro は、5 万リンギット（RM）までの事業資金調達のための無担保のマイクロファイナンスに特化したスキーム。

¹³⁶ BNM [2011]

図表 2-4-4 金融包摂フレームワークの概要

戦略	行動計画
チャネル	1. エージェントバンキングの導入
	2. テクノロジーをベースにした革新的なチャネルの活用
商品・サービス	3. 柔軟性のあるマイクロファイナンスの導入
	4. 小口貯蓄商品の導入
	5. マイクロインシュアランス/タカフルの導入
金融機関・インフラ	6. 開発金融機関の能力強化
	7. 金融包摂における構造化されたトレーニングプログラムの編成
	8. 測定の枠組みと金融包摂指数の導入
金融リテラシー	9. キャパシティビルディングプログラムのための非政府組織との協力
	10. 金融リテラシーの向上

(資料)BNM[2011]より国際通貨研究所作成

① 決済インフラの整備

BNM は、デジタル化に対応した決済インフラの整備を進めてきた。2018 年 3 月に相互運用口座振替フレームワーク（Interoperable Credit Transfer Framework: ICTF）¹³⁷を公表し、銀行系とノンバンク系間のモバイル決済サービスの連携を開始した。また、従来の国内金融機関が出資する銀行間の共通決済ネットワークサービス「MEPS（Malaysian Electronic Payment System）」と MyClear（Malaysian Electronic Clearing Corporation）による銀行間電子決済システム「MyMobile」を PayNet（Payment Network Malaysia）¹³⁸に統合し、口座引き落としや送金が即時かつ 24 時間可能となった。Paynet は 2018 年 12 月に送金サービス DuitNow¹³⁹の提供を開始、さらに QR コードの国家標準規格「DuitNow QR」を 2020 年にかけて段階的に導入した。

② デジタル銀行

BNM は、2020 年 12 月末に最大 5 社にデジタル銀行のライセンスを供与する方針¹⁴⁰を公表した。2021 年 6 月まで申請を受け付け、2022 年 3 月を目途に最終決定を予定しており、これまで金融サービスへのアクセスが不十分な層への低コストでの金融サービス提供が期待されている。

③ 本人確認制度の効率化

マレーシアでは、12 歳以上の国民全員の義務的な身分証明書として、2001 年 9 月に「MyKad¹⁴¹」が国家登録局によって導入され、電子的な本人確認（e-KYC）での活用も広が

¹³⁷ ICTF は、決済インフラへのオープンなアクセスを通じて銀行と非銀行の電子マネー発行者間の競争を促すことにより、効率的で競争力のある革新的な支払い環境を促進するためのフレームワーク。

¹³⁸ Paynet は、BNM を筆頭株主とする国家決済ネットワーク（<https://paynet.my/about-paynet.html>）。

¹³⁹ 携帯番号・身分証番号・法人 ID 等を銀行口座に紐づけることで異なる銀行の口座にも送金可能。

¹⁴⁰ BNM, “Policy Document on Licensing Framework for Digital Banks”（<https://www.bnm.gov.my/-/policy-document-on-licensing-framework-for-digital-banks>）

¹⁴¹ 「MyKad (Malaysian identity card)」は、プラスチックの一部に埋め込まれた内蔵のコンピュータチップに写真認証と指紋バイオメトリックデータの両方を組み込んだ身分証明書。本人確認、運転免許証、パスポート情報、健康情報、電子マネー機能の 6 つの主要機能を備えた世界初のスマートカード (World Bank [2020] P.111)。

りつつある。現在では、MyKad を提示するだけで新規顧客の認証が完了し、銀行口座の開設が可能となっているほか、銀行口座と連携して、ATM カードや電子決済手段として利用することができる。2020 年 6 月には、e-KYC の利用に関する政策文書¹⁴²が公表され、e-KYC の安全性と実効性を確保するための基準や導入する金融機関の義務などを定めている。

④ 中小企業や個人の融資アクセス向上

中小企業融資の信用補完のための取り組みとして、「imSME」¹⁴³及び「MyKNP」¹⁴⁴がある。2018 年 2 月に信用保証公社マレーシア（CGC）は、同国初のオンライン中小企業金融/ローン紹介プラットフォームとして、「imSME」を開始した。中小企業は「imSME」にアクセスし、事業プロフィール、信用スコア、融資ニーズに応じて適切な融資商品を検討することができる。オンラインで様々な金融機関に融資の申請を同時に提出可能となっており、申請から 2 日以内に金融機関からの回答を受け取ることができる。これにより、中小企業が複数の銀行から見積もりを取るために必要な時間とコストの削減につながっている¹⁴⁵。

2019 年 8 月には、BNM、信用保証公社マレーシア（CGC）、債務カウンセリング管理機関（Agensi Kaunseling Dan Pengurusan Kredit: AKPK）¹⁴⁶が共同の取り組みとして、融資申請が却下された事業者や住宅購入者を支援するアドバイザーサービス「MyKNP」を開始した。MyKNP は、借入希望者が申請却下の要因をよく理解し、将来的に融資を確保する可能性を高めるためのアドバイスや支援¹⁴⁷を実施している。中小企業の場合、融資のニーズを満たすために、不適格となった申請者に代替手段を紹介するケースもある¹⁴⁸。

なお、アジア通貨危機後の 2001 年に BNM は、全ての規制対象金融機関の信用情報を収集するための中央信用照会情報システム（Central Credit Reference Information System: CCRIS）を設立した。2016 年末時点で、900 万人の債務者の信用情報を収集している。

⑤ 金融リテラシーの向上

金融リテラシーに関しては、BNM が 2006 年に設立した AKPK¹⁴⁹が主導的な役割を担っている。AKPK は、金融教育・財務相談・債務管理プログラムを主要なサービスとして個人の金融教育¹⁵⁰の支援を実施している。2016 年には、金融リテラシーの向上に取り組む省庁

¹⁴² BNM, “Electronic Know-Your-Customer (e-KYC),” (<https://www.bnm.gov.my/documents/20124/948107/e-KYC+Policy+Document+300620.pdf/af752210-02e5-d2a4-e2ee-04b00c731a91?t=1594085248675>)

¹⁴³ 「imSME」は、「I am mSME(micro, small and medium enterprises)」の略語。(<https://imsme.com.my/portal/en/>)

¹⁴⁴ https://www.myknp.com.my/index_en.html

¹⁴⁵ 現在、26 の金融機関がこのプラットフォームを通じて融資ソリューションを提供している（2021 年 2 月 15 日時点）。(<https://imsme.com.my/portal/en/>)

¹⁴⁶ Agensi Kaunseling dan Pengurusan Kredit (AKPK) (<https://www.akpk.org.my/>)

¹⁴⁷ 借入希望者には、必要書類に関する情報提供に加え、再申請に向けて、より多くの収入を得る方法や既存の負債を合理化する方法など、財務状況を改善するための提案を行っている(BNM [2020a] P.30)。

¹⁴⁸ 2019 年 12 月時点で、合計 249 の中小企業と住宅購入者が MyKNP を介して支援を受けた。

¹⁴⁹ AKPK は、旧「金融セクターマスタープラン 2000-2010 (FSMP)」の一環として設立された。

¹⁵⁰ 具体的には、高等教育レベル、社会人になる段階、家庭を始める・育てる段階、リタイア後の段階という 4 つの主要なライフステージに基づくプログラムや、住宅所有に関するプログラムなどを実施している。(<https://www.akpk.org.my/my>)

間プラットフォームとして、金融教育ネットワーク（Financial Education Network: FEN）¹⁵¹が設立された。

金融リテラシーに関する主要な調査¹⁵²としては、BNM による「金融知識と金融包摂に関する需要サイド調査 2018（Financial Capability and Inclusion Demand Side Survey 2018）」がある。2018 年の MYFLIC 指数（Malaysia Financial Literacy and Capability Index）は 57.1 と、前回（2015 年：56.5）から小幅に改善したものの、なお改善の余地がある¹⁵³。本調査の内容を踏まえ、FEN の主導により 2019 年に「金融リテラシーのためのマレーシア国家戦略（2019-2023）」¹⁵⁴が公表された。同戦略は、マレーシア人の金融リテラシーを高め、責任ある合理的な金融行動を促進することを目的とするものであり、5 つの戦略的優先事項に基づき具体的な行動計画を策定している（図表 2-4-5）。このほか、BNM は消費者の金銭管理の問題意識とスキルを高める為のモバイルアプリケーションを導入している。

図表 2-4-5 金融リテラシーのためのマレーシア国家戦略（2019-2023）の概要

優先事項	行動計画
若いうちから価値観を育む	・就学前・小・中学校のカリキュラムに金融教育の基礎を拡大
	・共通のカリキュラムによる金融教育の強化
	・教員の能力開発・支援の導入
	・学生、保護者団体、地域社会の間で金融教育の支援団体を奨励
金融マネジメント情報、ツール等へのアクセス拡大	・金融教育の基本的な情報を誰もが理解しやすく、利用しやすく、アクセスしやすいものにする
	・全国での啓発活動による意識の向上と金融教育への取り組みの強化
対象となるグループにポジティブな行動を促す	・若者の積極的な金融行動を促進するための金融知識を与える
	・職場での金融教育を奨励し、従業員の生産性にプラスの影響を与える
	・地域に根ざした金融教育を通じた良好な資金管理習慣の醸成
	・自己とビジネスの持続可能性を促進するための金融知識を自営業者に身に付けさせる
長期的な資金計画や老後の計画を後押しする	・長期的な資金計画を改善するための革新的なガイドやツールの利用を促進する。
	・ファイナンシャル・プランニングに関する専門家のアドバイスを求めることのメリットを認識し、普及させる
	・収入の多様化を促進するための自主的な貯蓄チャネルやプラットフォームの促進
	・マレーシア人に老後の長期的な資金計画を立てるための教育を行う
富の構築と保護	・富を築くためのリスクとリターンを理解を深める
	・金融商品・サービスの革新とその影響に関する意識の向上
	・金融詐欺や不正に対する認識を高める
	・高度な金融商品・サービスに関する資料の開発・発行

（資料）FENより国際通貨研究所作成

（3）フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

マレーシアにおける 2019 年現在のフィンテック企業は 198 社（2018 年は 167 社）まで拡大している。フィンテックのサブセクターのうち、決済と e ウォレットが合わせて約 4 割を

¹⁵¹ BNM とマレーシア証券委員会（SC）が共同議長を務め、教育省（MOE）、預金保険公社（PIDM）、従業員積立基金制度（EPF）、AKPK、政府系投資機関（PNB）により構成された省庁間グループ。

¹⁵² その他の調査として、AKPK による「マレーシアの働く成人の金融行動と金融ウェルビーイングの状況 2018（AFBES'18）」などが実施されている。https://www.akpk.org.my/sites/default/files/AKPK_Financial%20Behaviour%20and%20State%20of%20Financial%20Well-being%20of%20Malaysian%20Working%20Adult.pdf

¹⁵³ 調査結果の具体的内容については、BNM[2018] P.102-104 を参照。

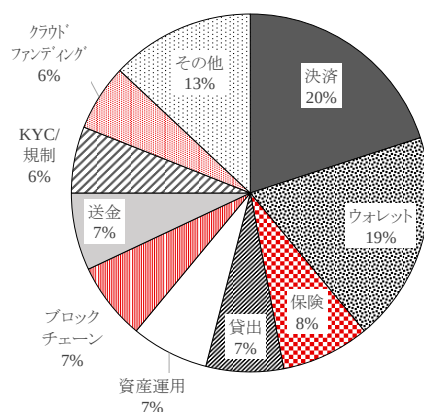
¹⁵⁴ FEN [2019]

占める（図表 2-4-6）。決済分野で代表的な企業としては、Boost、Mpay、Grabpay などの国内企業のほか、中国企業の参入もみられる。e ウォレットの Boost は、近年急成長がみられる企業の一つで、Maybank、CIMB など 17 の銀行と提携をし、20 万以上の加盟店を有している。実店舗の支払い以外にも、オンライン・ショッピングや公共料金支払い、低価格の保険販売も行っている。中国企業では、2018 年より Ant Financial がマレーシアのスマートカード会社 Touch'n Go¹⁵⁵と合併で e ウォレット”Touch'n Go eWallet”、テンセントも”WeChat Pay MY”のサービスを開始した¹⁵⁶。

フィンテック企業に対しては、BNM、証券委員会（SC）、MDEC¹⁵⁷が監督権限を担う。また、2016 年 6 月に BNM が設立した「金融技術促進グループ（Financial Technology Enabler Group: FTEG）」は、規制サンドボックスの運用を行うなど、イノベーションの促進と規制措置を調整する役割を担っている。フィンテックの促進にあたっては、サイバーリスクへの備えと適切な規制が重要となっており、金融機関は、BNM が示すガイドライン¹⁵⁸に基づきリスク管理対策を強化している。

フィンテック活用において金融セクターが抱える課題としては、人材不足、規制への適合、資金調達へのアクセスなどが挙げられる。金融機関は、技術分野やコンプライアンス分野での人材確保が急務である。また、近隣 ASEAN 諸国に比べて、フィンテック企業の資金調達額が小規模にとどまっており、資金調達面での支援などが求められている¹⁵⁹。

図表 2-4-6 マレーシアにおけるフィンテック企業のサブセクター別内訳



（資料）Fintechnews.myより国際通貨研究所作成

¹⁵⁵ 1996 年 10 月設立。1997 年に非接触型のプリペイド式スマートカード“Touch 'n Go”を導入。高速道路、公共交通機関、特定のパーキングエリア、テーマパーク、小売店での支払い手段として、2500 万枚が利用されている。

¹⁵⁶ 中国人旅行者の 90%が Alipay、66%が WeChat Pay を利用（World Travel & Tourism Council[2019]）

¹⁵⁷ MDEC(Malaysia Digital Economy Corporation)は 1996 年設立、現在は通信・マルチメディア省(KKMM)の傘下。

¹⁵⁸ BNM, ”Risk Management in Technology”

(<https://www.bnm.gov.my/documents/20124/963937/Risk+Management+in+Technology+%28RMiT%29.pdf/810b088e-6f4f-aa35-b603-1208ace33619?t=1592866162078>)

¹⁵⁹ IMF [2020]

5. フィリピン

(1) 金融包摂の現状と課題

① 現状

フィリピンの銀行セクターは、ユニバーサルバンク、商業銀行、貯蓄銀行、農村銀行及び協同組合銀行に分類される（図表 2-5-1）。ユニバーサルバンクは、通常の商業銀行業務に加えて、投資信託や証券引受、株式売買などの業務が可能となっており、銀行セクターの総資産の 85%を占めるなどプレゼンスが大きい。貯蓄銀行は、個人向けの小口貯蓄商品を提供する一方、個人や中小企業を対象に低利融資などを行っている。農村銀行や協同組合銀行は、農業や漁業関係者、職域や地域における組合員などに貸付等を行っている¹⁶⁰。この他、送金や両替などを行う質屋や Money Service Business（MSB）、会員向けに貯蓄や融資などのサービスを提供する非営利組織である Non-stock savings and loan associations（NSSLAs）等のノンバンクが多数存在する。

地域別に銀行の店舗数をみると、マニラ首都圏に集中している（図表 2-5-2）。フィリピンは 7,000 以上の島々から成る島嶼国であり、2020 年 3 月末時点で 1,488 ある自治体のうち、509 の自治体では銀行店舗が設置されていない。ただし、このうちノンバンク等による何らかのアクセスポイントがある自治体は 434 となっており、銀行へのアクセスが難しい地域における金融サービスで重要な役割を果たしている¹⁶¹。

2017 年時点の成人の銀行口座保有率は 34%、クレジットカード保有率は 2%にとどまるなど、金融包摂上の課題を抱えている（図表 1-1）。中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas: BSP）の調査¹⁶²によると、2017 年から 2019 年にかけて口座保有率は上昇しているものの、特にマイクロファイナンス NGO や電子マネーの寄与が大きい（図表 2-5-3）。また、高所得層ほど銀行口座や電子マネーの保有率が高い一方、低所得・貧困層、あるいは農村部や女性についてはマイクロファイナンス NGO への依存が高い。スマートフォンの保有率についても、高所得層や都市部で高い一方、貧困層や農村部では低水準にある。なお、口座を持たない理由としては、「十分な資金がない（45%）」とする回答が最も多く、「必要がない（27%）」、「書類の不備（26%）」などがこれに続く。また、口座開設に際し考慮に入れる事項として、口座開設に必要な金額や口座維持費などのコストへの懸念が多く挙げられている。

他方、借入手段については、「家族・友人・親戚（44%）」や「マイクロファイナンス NGO（31%）」とする回答が多い。フォーマルな金融機関からの借入が困難な理由（複数回答）としては、「書類の不備（58%）」、「担保が無い（42%）」、「十分な身分証明証が無い（37%）」、「所得水準が低い（30%）」などが挙げられている。

¹⁶⁰ 農村銀行や協同組合銀行は、資産規模は小さいものの、遠隔地では、融資金利が高くても借入を行う零細・中小企業や個人が多いことなどから、収益面では商業銀行を上回っている（北野、武井[2020]）。

¹⁶¹ https://www.bsp.gov.ph/Media_And_Research/Financial%20Inclusion%20Dashboard/2020/FIDashboard_1Q2020.pdf

¹⁶² BSP [2019]。対象は成人 1,200 人（2019 年時点の成人は 7,200 万人）。

図表 2-5-1 フィリピンにおける銀行・ノンバンクセクターの概要

	銀行数 (行)	支店数 (店)	ATM数 (台)	総資産 (億ペソ)	構成比(%)
銀行セクター	541	12,371	22,162	183,382	100.0
ユニバーサルバンク	21	6,399	18,664	156,587	85.4
商業銀行	25	548	1,055	12,602	6.9
貯蓄銀行	48	2,606	1,824	11,526	6.3
農村／協同組合銀行	447	2,818	619	2,668	1.5
ノンバンクセクター	2,037	19,792			
準銀行機能有り	7	127			
準銀行機能無し	2,030	19,665			
質屋(Pawnshops)	1,092	13,289			
MSB(Money Service Businesses*)	787	6,203			

- (注) 1. 銀行数・店舗数は2020年6月時点。ATM数は2020年3月時点。総資産は2019年12月末時点。
2. 「準銀行機能 (quasi-banking function)」付きの免許を持つノンバンクは、預金業務を行うことができる。
3. MSBは、MSBとしての機能を有する質屋を除く。

(資料) フィリピン中央銀行より国際通貨研究所作成

図表 2-5-2 フィリピンにおける地域別にみた銀行数

	銀行数 (行)	支店数 (店)	支店の密集度	
			自治体当たりの 店舗数(店)	1支店当たりの 人口数(人)
全国	541	12,371	8	8,183
マニラ首都圏	78	3,756	237	3,287
ルソン	293	5,093	7	8,686
ビザヤ	98	1,824	5	10,660
ミンダナオ	72	1,648	4	14,885

(注) 2020年6月末時点。

(資料) フィリピン中央銀行より国際通貨研究所作成

図表 2-5-3 フィリピンにおける金融包摂指標（口座保有状況の比較）

		全体	銀行	マイクロファイ ナンスNGO	電子マネー	協同組合	NSSLA
全 体	2019	28.6	12.2	12.1	8.0	1.7	0.1
	2017	22.6	11.5	8.1	1.3	2.9	0.3
社 会 階 層 別	ABC1	72.2	58.7	0.0	21.1	2.6	0.0
	C2	34.6	23.2	6.4	7.7	1.6	0.3
	D	27.6	12.2	10.6	9.3	1.8	0.2
	E	27.0	8.2	15.8	5.4	1.7	0.0
地 域 別	都市部	27.3	13.6	8.1	8.5	1.6	0.1
	農村部	29.8	11.0	15.9	7.5	1.9	0.2
	マニラ首都圏	32.0	18.0	3.0	16.2	1.0	0.0
	ルソン	25.2	9.5	10.7	8.1	0.9	0.0
	ビサヤ	35.4	17.6	17.6	6.5	3.4	0.0
	ミンダナオ	27.3	9.6	15.7	4.1	2.3	0.5
性 別	男性	24.2	13.8	6.8	7.6	0.9	0.1
	女性	32.9	10.7	17.3	8.3	2.5	0.1
年 齢 別	15-19歳	6.9	2.3	0.0	4.6	0.0	0.0
	20-29歳	29.0	15.8	9.4	8.5	2.1	0.0
	30-39歳	31.3	14.5	12.8	7.5	1.6	0.0
	40-49歳	40.4	13.0	19.6	12.8	1.9	0.3
	50-59歳	35.1	12.1	23.7	6.2	4.3	0.0
	60歳以上	31.6	13.8	13.3	6.7	1.1	0.8

(注) 1. 2019年時点。成人1,200人を対象とするサンプル調査。

2. 『社会階層 (Socioeconomic class)』は、居住情報、教育、世帯主の職業、所得水準等により分類され、月収はA～C1が3万ペソ(約600ドル)超、C2は1万5,000ペソ(約300ドル)超、Dは8,000ペソ(約160ドル)超。

(資料) BSP[2019a]より国際通貨研究所作成

BSP は 2018 年 2 月、前述のような銀行口座を持たない人々を主な対象に、基本預金口座 (Basic Deposit Account: BDA) ¹⁶³の枠組みを導入した。BDA は、低額な預入金 (100 ペソ≒ 約 2 ドル) で口座が開設できること、口座維持手数料や休眠口座手数料等が求められないことや、リスクレベルに応じて簡易化された本人確認 (KYC) 手続きなどが特徴とされる¹⁶⁴。

また、2017 年には、キャッシュ・エージェント (Cash agents) ¹⁶⁵、及びブランチ・ライト (Branch-lite) ¹⁶⁶が導入された。キャッシュ・エージェントは、コンビニエンスストア、薬局、ガソリンスタンドなどの小売店での基本的な銀行サービス¹⁶⁷の利用を可能とするもので、2019 年時点で 17,057 ヲ所に導入されている。ブランチ・ライトは、銀行支店の設立要件を緩和することで、銀行がない地域への金融サービス拡大を企図したものであり、2020 年 3 月末時点で 2,272 店舗が稼働している。

フィリピンにおける零細・中小企業 (MSMEs) は、2018 年時点で企業数の 99.5%、雇用の 63.2%を占めるなど極めて重要な役割を担っている。政府は、1991 年「マグナ・カルタ法」(中小企業法) ¹⁶⁸により、銀行に対して与信残高の 10%を中小企業 (うち 8%を零細・小企業、2%を中堅企業) に割り当てることを義務付けていたが、銀行の与信総額に占める中小企業向け貸出の割合は、2013 年以降、一桁台の水準で低迷が続き、2018 年 6 月に同法は失効した。このため、零細企業や自営業者にとっての資金調達手段としては、マイクロファイナンス機関や質屋といったノンバンクに依存せざるを得ない状況となっている。

② 課題

フィリピンの銀行へのアクセスが難しい地域においては、ノンバンク等が補完的な役割を果たしているほか、キャッシュ・エージェント及びブランチ・ライトなどの枠組みなどが導入されているが、活用に向けては金融リテラシーの向上が不可欠である。成人の 60%が BDA を、46%がキャッシュ・エージェントを認識しておらず、周知・利用促進の点で課題が残る。BDA については、貯蓄だけでなく、決済や送金にも利用できることが理解されていない点も要因として指摘されている¹⁶⁹。電子マネーの代理店や NSSLA などについても認知度は低い¹⁷⁰。また、携帯電話を持っても、金融取引に利用している人は 1 割程度にとどまっており、利用しない理由としては、「知らない (52%)」、「信用できない (32%)」、「電

¹⁶³ <https://morb.bsp.gov.ph/213-basic-deposit-account/>

BSP CIRCULAR NO. 992 Series of 2018 (<https://www.bsp.gov.ph/Regulations/Issuances/2018/c992.pdf>)

BDA を導入している銀行は 121 行、預金者数は 460 万人 (前年比+167.7%)、預金総額は 40 億ペソ (同+24.3%) と順調な拡大をみせている (2020 年 3 月末時点)。

¹⁶⁴ 2019 年 6 月末時点の預金者数 (約 220 万人) のうち 78%が農村/協同組合銀行で口座を開設。大半の口座残高は 5,000 ペソ (約 1 万円) 以下となっている (BSP [2018b] p.14)。

¹⁶⁵ BSP CIRCULAR NO. 940 Series of 2017 (<https://www.bsp.gov.ph/Regulations/Issuances/2017/c940.pdf>)

¹⁶⁶ BSP CIRCULAR NO. 987 Series of 2017 (<https://www.bsp.gov.ph/Regulations/Issuances/2017/c987.pdf>)

¹⁶⁷ BDA を含む銀行口座の申し込み、現金の入出金、資金移動、請求書の支払い等。

¹⁶⁸ その後数次にわたり改定が行われた (REPUBLIC ACT NO. 9501 (<https://www.officialgazette.gov.ph/2008/05/23/republic-act-no-9501/>))。

¹⁶⁹ BSP [2019] p.18

¹⁷⁰ BSP [2019] p.41

波が弱い（16%）」などが挙げられている¹⁷¹。BSP が、様々な層をターゲットとした金融リテラシー向上のためのプログラムを実施していることについても、十分に周知されているとは言えないのが現状である。

他方、中小企業向けの銀行融資が伸び悩んだ背景としては、銀行にとってコンプライアンスの観点から困難な分野であったことに加え、中小企業自身が銀行の与信判断に必要な情報を提供できなかったことなどが主な理由として指摘されており、零細・中小企業の信用補完の枠組みの整備が求められる。

（2）金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

2015 年に BSP は、「金融包摂のための国家戦略（National Strategy for Financial Inclusion: NSFI）」¹⁷²を公表し、BSP を中心に金融アクセスの改善に取り組んでいる。BSP は、2023 年までに 70%の口座普及率を達成することを目標としている。また、金融包摂に特化したオフィス¹⁷³を組織内に設け金融包摂を推進しているほか、「金融包摂運営委員会（Financial Inclusion Steering Committee: FISC）」¹⁷⁴を招集し省庁間の連携を図っている。

前述の通り、BSP が主導し、BDA やキャッシュ・エージェント（Cash agents）、ブランチ・ライト（Branch-lite）など低コストでの口座開設や金融サービスを提供するアクセスポイントの拡充が図られているほか、労働雇用省（DOLE）は、労働者の給与の口座振込の促進に向けた取り組みを実施している。世界銀行によると、フィリピンの民間部門労働者のうち、銀行口座を通じて給与を受け取っているのはわずか 6.6%にすぎない。

以下では、金融包摂の向上に向けた主な取り組みについて概観する。

① 決済インフラの整備

フィリピンでは、金融包摂の根幹となる決済インフラの整備に取り組んでいる。銀行間決済システムでは、2002 年に導入された PhilPaSS（Philippine Payment and Settlement System）によりリアルタイム決済（Real Time Gross Settlement :RTGS）が実現している。2019 年末からは、相互運用性を高めるべく ISO 20022 に準拠した次世代システム（PhilPaSSplus）の開発が進められている¹⁷⁵。

リテール決済における重要な取り組みとして、BSP は 2015 年 12 月、「全国リテール決済システム（National Retail Payment System: NRPS）」を導入した。NRPS は、相互運用可能な安全で効率的かつ信頼性の高い電子リテール決済システムの構築を目的とした政策と規制の枠組みであり、個人や企業は、銀行や電子マネーの口座を 1 つ保有するだけで、商品やサービス購入代金、公共料金の支払いや納税、家族への送金などを完結することを目指してい

¹⁷¹ BSP [2019] p.49

¹⁷² BSP [2015]

¹⁷³ 2007 年、BSP は世界で初めて金融包摂に特化したオフィスを持つ中央銀行となった。

¹⁷⁴ 20 のフィリピン政府機関で構成される FISC は、国の金融包摂を促進するために政府のアプローチ全体を適用し、異なる機関間及び集団機関としての協力と調整のためのプラットフォーム。

¹⁷⁵ 2021 年第 1 四半期中の導入目標（BSP[2019c]）。

る。2017 年 11 月には、電子決済の利用促進のため、中銀監督下の金融機関に NRPS の利用を義務づけた¹⁷⁶。NRPS の枠組みのもと、自動決済機関（Automated Clearing Houses: ACHs）として、2017 年 11 月から「PESONet¹⁷⁷」、2018 年 4 月から「InstaPay¹⁷⁸」が稼働している。

2020 年 10 月に BSP は、電子決済の普及に向け「Digital Payments Transformation Roadmap 2020-2023」¹⁷⁹を公表、決済額に占める電子決済の割合を 2023 年までに 50%¹⁸⁰へ引き上げることを目指している。

相互運用性の向上に向けた取り組みとして、2019 年 11 月に行政サービスのデジタル決済システム「EGov Pay」と全国 QR コード標準「QR Ph」が導入された。EGov Pay は、個人や企業が政府に対して税金や許可証、手数料等の支払いを可能にする電子決済システムであり、行政手続きの効率化や透明性の向上等が期待されている。政府機関や地方自治体合計 60¹⁸¹の団体が参加しており、更なる参加者拡大に向け BSP が呼びかけを行っている¹⁸²。QR Ph は、すべての決済サービスプロバイダーに採用が義務づけられており、現在の P2P（個人間）取引から P2M（個人・事業者間）¹⁸³取引でも利用を拡大する方針が示されている。

② デジタル銀行

2020 年 11 月に BSP は、金融市場の効率性を高め、幅広い金融サービスの利用を可能にする取り組みとして、デジタル銀行の設立に関する規制の枠組みを承認した¹⁸⁴。デジタル銀行は、物理的な支店を設けず、デジタルプラットフォーム上あるいは電子的に処理する手段を通じて金融商品やサービスを提供する。最大 5 行にデジタル銀行のライセンスが交付されるとみられ、既に外資系の CIMB Bank Philippines 及び ING Bank N.V. Manila がオンライン上のプラットフォームを立ち上げている¹⁸⁵。

③ 本人確認制度の改善

フィリピンでは、2018 年 8 月に成立した「身分証明制度（PhilSys、国民 ID）法」¹⁸⁶に基づき、国民 ID の登録・発行手続きが進められている。主管はフィリピン統計庁であり、省

¹⁷⁶ BSP CIRCULAR NO. 980 Series of 2017 (<https://www.bsp.gov.ph/Regulations/Issuances/2017/c980.pdf>)

¹⁷⁷ PESONet は、「B2B」、「P2B」、「P2G」などの電子資金振替を可能とするシステム（cut-off time までの送金指示は同日処理）。

¹⁷⁸ InstaPay は、商品購入代金の支払いや通行料、チケット、電子商取引などの少額決済（上限 5 万ペソ）を可能としている（24 時間 365 日対応）。

¹⁷⁹ BSP [2020]

¹⁸⁰ 2018 年時点の決済件数に占める電子決済の割合は 10%、決済総額に占める電子決済の割合は 20%。

¹⁸¹ BSP [2019b]

¹⁸² Philippine News Agency, “More gov’t agencies urged to use e-payment system”, October 28, 2020 (<https://www.pna.gov.ph/articles/1120053>)

¹⁸³ Person-to-Merchant (BSP [2020])

¹⁸⁴ BSP Circular No.1105 Series of 2020 (<https://www.bsp.gov.ph/Regulations/Issuances/2020/c1105.pdf>), Press Releases, “BSP Introduces Digital Banking Framework,” November 26, 2020 (<https://www.bsp.gov.ph/SitePages/MediaAndResearch/MediaDisp.aspx?ItemId=5617>)

¹⁸⁵ <https://www.bworldonline.com/bsp-receives-first-application-for-a-digital-banking-license/>

¹⁸⁶ “An Act Establishing the Philippine Identification System,” Republic Act No. 11055, (https://psa.gov.ph/sytem/files/kmcd/RA11055_PhilSys.pdf)

序間プラットフォームであるフィルシス政策調整協議会（PhilSys Policy and Coordination Council: PSPCC）は、2022 年までに全国民の登録作業の完了を目指している¹⁸⁷。

足元では、コロナ禍において低所得者層向け給付に遅れ¹⁸⁸がみられたことや、低所得者層は口座保有率が低いことを加味し、低所得者世帯の登録を優先して進めている。フィリピン統計庁によると¹⁸⁹、2021 年 2 月末までに約 2,000 万人が第 1 段階の情報登録を完了しており（第 2 段階では生体情報登録、第 3 段階では ID 番号と ID カードの発行を行う）、第 2 段階の登録が完了すれば、政府系のフィリピン土地銀行（Land Bank of the Philippines: LANDBANK）で口座を開設することが可能になる。

④ 零細・中小企業の信用補完

零細・中小企業（MSMEs）や農業セクターの信用補完の一環として、BSP は 2008 年に信用保証基金（Credit Surety Fund: CSF）プログラムを開始した。CSF は、企業や協同組合が担保を提供することなく銀行からの融資を容易に受けられるようにする官民連携の信用補完スキームである。CSF は、参加している協同組合、非政府組織、地方政府、パートナー機関の拠出金をプールすることによって運営されている¹⁹⁰。プログラムの一部として、MSMEs 向けに資金調達方法やプロセスに関するキャパシティ・ビルディングも実施されている。2015 年には CSF プログラムが法制化された¹⁹¹。また、2019 年 9 月には、フィリピン貿易信用機構（PhilEXIM）を中心とした 5 つの保証法人の合併によりフィリピン保証公社（PhilGuarantee）が設立され、中小輸出企業向けの短期融資保証を提供している¹⁹²。

このほか、BSP が ADB の支援のもと実施している施策の一つに、小規模農家などを対象とした「農業バリューチェーン・ファイナンス」がある。また、政府は 2019 年 4 月に「フィリピン・イノベーション法」を制定し、スタートアップ企業や MSMEs を対象とした新たな融資スキームを開始した。本スキームで銀行は、イノベーション開発向けの信用融資促進のために、融資可能資金の 4%以上をイノベーション開発に割り当てることが求められている¹⁹³。

信用情報に関しては、2008 年に信用情報公社（Credit Information Corporation: CIC）が設立され、証券取引委員会（SEC）の監督下に置かれている。CIC は、信用情報の一元管理機関として基礎的な信用情報を収集し、会員金融機関に向けて、法人・個人の借り手の信用履歴

¹⁸⁷ PhilID（ID カード）には、氏名、性別、血液型、配偶者の有無（任意）、出生地、生年月日、住所に加え、生体情報（顔・指紋・虹彩）が収録される（<https://psa.gov.ph/philsys>）。

¹⁸⁸ JETRO、ビジネス短信「新型コロナウイルス対策で国民 ID 活用強化を発表、統計庁」（2020 年 04 月 24 日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/34839c9f9c700f9b.html>

¹⁸⁹ <https://psa.gov.ph/philsys/announcements/node/164002>

¹⁹⁰ 2019 年時点で全国に 54 の CSF が設立されている（BSP[2019b]）。

¹⁹¹ 協同組合開発庁（Cooperative Development Agency）が CSF の登録、規制、監視、監督を担当する主な実施政府機関となった。一方、中銀の役割は、全国の CSF の組織開発の先頭に立ち、CSF のキャパシティ・ビルディングを促進することとされている（Republic Act No. 10744）。

¹⁹² ADB [2020] P.182

¹⁹³ <http://www.neda.gov.ph/wp-content/uploads/2019/12/Consolidated-DOST-DTI-and-NEDA-Version-of-the-Draft-IRR-of-RA-11293.pdf>

や財務状況などの情報を提供している。また、足元では国際協力機構（JICA）の協力の下、信用リスクデータベース（Credit Risk Database）の導入が進められており¹⁹⁴、統計的スコアリングモデルを活用した中小企業のデフォルト率の算出により、担保に依存しない信用リスクに応じた融資の拡大が期待される。

⑤ 金融リテラシーの向上

2018 年以降、BSP は Economic and Financial Learning Center (EFLC) が中心となり、学生や教師、企業や海外労働者など様々な層に焦点を当てた金融教育に取り組んでいる。評価の枠組みの一つとして、金融包摂に関する全国ベースライン調査（隔年実施）により、金融リテラシーの実態把握に取り組んでいる。

初等教育者向けでは、教育省（DepEd）を中心に、幼稚園から 12 歳までの学校カリキュラムに金融教育を導入する支援を行っている。具体的には、教師のための定期的なトレーニングプログラムや金融リテラシーに関する学習ツール（ビデオ）の開発等である¹⁹⁵。

海外フィリピン人労働者向けでは、2019 年金融リテラシーキャンペーン PiTaKa (Pinansiyal na Talino at Kaalaman) を実施した。海外労働者福祉局 (Overseas Workers Welfare Administration: OWWA) が主体となり、海外フィリピン人労働者に適した標準的な金融教育モジュールとして、出国前のオリエンテーションセミナーを開発したほか、到着後のセミナーについても開発が進められている。

その他、中小企業・兵士・公務員などに対象者を限定したプログラムや、デジタルリテラシーの強化に関するプログラムなどが実施されている。毎年開催される FinEd Expo や PisoLit (Facebook アカウント) を通じて金融リテラシーの促進に取り組んでおり、PisoLit は、Facebook プラットフォーム上で若年層やネチズン（ネット民）をターゲットに、財務管理のヒント、詐欺防止のリマインダー、消費者保護のアドバイスなどの投稿を提供している¹⁹⁶。

(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

フィリピンにおけるフィンテック企業数は 2020 年時点で 197 社となっている。サブセクター別にみると、「貸出」が全体の 4 分の 1 を占めるほか、「決済」、「ウォレット」、「送金」を合わせた広義の決済関連が 5 割程度となっている（図表 2-5-4）。

代表的なフィンテック企業としては、通信大手の PLDT や Globe が提供する PayMaya や Gcash などのモバイルウォレットが挙げられる。PayMaya は、通信最大手の PLDT が 2013 年に設立した Voyager Innovations が提供する e ウォレットであり、決済・ウォレット・送金など様々な金融サービスを提供している。また、2019 年にはマニラ市政府と提携し、PayMaya

¹⁹⁴ <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12344545.pdf>

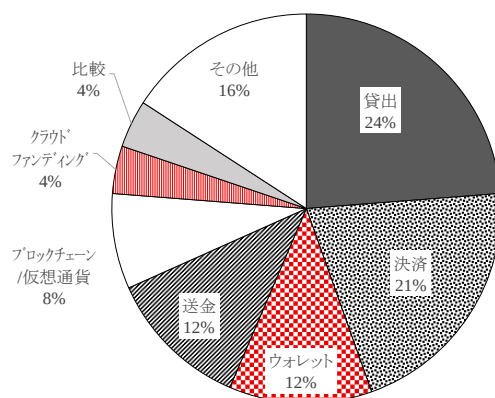
¹⁹⁵ ファイナンシャル・プランニング、貯蓄、予算編成、負債管理、投資、保険、起業、金融詐欺の防止などのトピックがあり、学習者 2,900 万人と教職員等 80 万人以上に届くことが想定されている。

¹⁹⁶ 2017 年 9 月に開始され、足元では約 55,000 人のフォロワーがいる。

対応の市民 ID カードを通じて、給付金の受給を可能としている¹⁹⁷。内国歳入庁（BIR）も、PayMaya をデジタルチャネルとして承認し、PayMaya モバイルアプリでの納税が可能となっている。コロナ禍における非接触取引への需要が高まりを追い風に、顧客基盤は全人口の3分の1、1日あたりの取引件数は600万件以上へ急拡大している¹⁹⁸。Gcash は、Globe が2015年に設立したフィンテックベンチャー企業 Mynt が提供するモバイルウォレットである¹⁹⁹。

フィンテックに関連する主な規制当局は、中銀・証券取引委員会（SEC）・情報通信技術省（DICT）である。電子決済の利用拡大を受けて、質屋やマネーサービス事業者への監督強化²⁰⁰を実施しているほか、消費者保護に向けた規制強化²⁰¹が行われているほか、チャットボット機能を備えた消費者支援システム「BOB²⁰²」を立ち上げ、金融機関への苦情に対する自動監視機能を提供している。

図表 2-5-4 フィリピンの フィンテック企業のサブセクター別内訳



(資料) fintechnews.phより国際通貨研究所作成

¹⁹⁷ Newsbyte.PH, “Manila taps PayMaya for citizen card for seniors, PWDs, solo parents” September 18, 2019 (<https://newsbytes.ph/2019/09/18/manila-taps-paymaya-for-citizen-card-for-seniors-pwds-solo-parents/>)

¹⁹⁸ fintechnews.ph, “GCash E-Wallet Hits PHP 1 Trillion in Transactions in 2020” January 5, 2021 (<https://fintechnews.ph/44332/e-wallet/gcash-e-wallet-hits-php-1-trillion-in-transactions-in-2020/>)

¹⁹⁹ Ant Financial は Mynt、Tencent 及び KKR は Voyager に出資している。

²⁰⁰ Circular938/942

²⁰¹ Circular1048

²⁰² Philippine Information Agency, “Meet BOB, the “Artificial Intelligence” buddy of BSP,” August 26, 2020 (<https://pia.gov.ph/news/articles/1051287>)

6. ベトナム

(1) 金融包摂の現状と課題

① 現状

ベトナムでは、2017 年時点の成人の銀行口座保有率が約 3 割にとどまっているほか、クレジットカードの保有率は 4%、デビットカードの保有率は 27%以下と低水準にある（図表 1-1）。また、人口 10 万人当たりの商業銀行の支店数は 4 店舗と ASEAN の中ではラオスの同 3.2 店舗に次いで少ない²⁰³。

ベトナムでは、国有商業銀行と民間商業銀行のほか、合弁銀行、外国銀行、ノンバンク（ファイナンス会社、リース会社）、国有の社会政策銀行（Vietnam Bank for Social Policies: VBSP）、民間の人民信用金庫（People's Credit Funds: PCF）²⁰⁴などがある。2000 年代前半には、国有商業銀行が金融セクターの資産全体の約 7 割を占めていたが、民間資本の参入などにより足元では 4 割まで低下し、民間商業銀行と合わせて約 8 割を占める（図表 2-6-1）。

図表 2-6-1 ベトナムにおける金融セクターの概要

	銀行数	総資産(兆ドン)	
			シェア(%)
国有商業銀行(State Owned Commercial Banks)	4	5,443	41.3
民間商業銀行(Joint Stock Commercial Banks)	28	5,613	42.6
合弁銀行(Joint Venture Banks)	2	1,484	11.3
外国銀行現地法人(100% Foreign-owned Banks)	9		
外国銀行支店(Foreign Bank's Branches)	49		
ファイナンス会社・リース会社(Finance and leasing companies)	26	216	1.6
社会政策銀行(Vietnam Bank for Social Policies: VBSP)	1	234	1.8
協同組合銀行(Co-operative Bank of Vietnam)	1	44	0.3
人民信用金庫(People's Credit Funds: PCFs)	1,182	143	1.1
合計	1,306	13,176	100.0

(注) 銀行数は2019年末時点、総資産は2020年10月時点。

(資料) SBV統計より国際通貨研究所作成

貧困層・低所得者向けの金融サービスを提供する機関としては、国有のベトナム農業農村開発銀行（Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development: Agribank）や VBSP、農村部で地域密着の組合組織である PCF、認可マイクロファイナンス機関（MFIs）2 社²⁰⁵、NGO による無認可のセミフォーマルな MFIs がある。このうち Agribank（2019 年末時点の支店・拠

²⁰³ ベトナム国家銀行（中央銀行）によると、2019 年 11 月時点のベトナムにおける成人の銀行口座保有率は 63%（<https://www.nna.jp/news/show/1972528>）まで上昇している。もっとも、農村部の銀行口座保有率は相対的に低いとみられる。

²⁰⁴ 人民信用金庫（People's Credit Funds: PCF）は、従来、中央の Central People's Credit Fund (CCF) 1 行と地方（56 省/市）の千以上の Grassroots level People's Credit Funds によって構成される民間の信用組合であったが、2013 年に CCF は協同組合銀行に改組された。

²⁰⁵ TYM (Tao Yeu May) Fund（<http://tymfund.org.vn>）及び Capital Aid for Employment of the Poor (CEP)（<http://www.cep.org.vn/gioi-thieu.html.en>）

点数 2,000 超、ATM 数約 3,000 台、決済口座数 1,300 万)²⁰⁶や VBSP (2018 年末時点で支店・拠点数 600 超、地域の取引拠点数²⁰⁷ 1 万 1,000 ヲ所、顧客数 670 万人)²⁰⁸などのプレゼンスが大きい。また、2011 年にベトナム郵便公社 (Vietnam Post: VNPost) の子会社であるベトナム郵便貯金サービス会社 (VPSC) と民間商業銀行のリエンベト銀行 (Lien Viet Bank) (2008 年設立) の合併により設立された民間商業銀行のリエンベト郵便銀行 (Lien Viet Post Bank)²⁰⁹は、2017 年末時点で 140 の支店・拠点のほか、全国約 1,100 の VNPost の郵便局 (Postal Transaction Office: PTO) を通じてサービスを提供している (口座数約 160 万)²¹⁰。

もっとも、低所得者の多くは、こうしたフォーマル及びセミフォーマルの MFIs のサービスにアクセスできず、貸金業者、質屋、親戚等のインフォーマルな業者に依存せざるを得ないのが現状とみられる²¹¹。このほか、女性連合 (Vietnam Women's Union: VWU) (1,500 万人) や農民会 (Vietnam Farmers' Union: VNFU) (1,000 万人)、共産青年会 (Youth Union) といった社会主義政治システムに根差した組織も、低所得者向けの金融サービスや金融教育で重要な役割を担っている²¹²。

なお、VNPost は、政府の社会保障の給付において重要な役割を担っている。農村部や遠隔地で銀行口座を持っていない国民については、政府傘下の社会保険機関 (VSS) が指定された VNPost に資金を振り込み、VNPost が、PTO の窓口で受益対象者に現金を支払うか、場合によっては自宅を訪問して支払いを行うケースもある²¹³。

ベトナム経済において、企業数の 97% を占める零細・中小企業 (MSME) は、GDP の 4 割、雇用の 7 割以上を占める等、重要な役割を担っている。しかし、MSME のうち、銀行融資を受けることができるのは 39% にすぎず、多くの中小企業が資金調達不足に直面している。政府は 2001 年に中小企業向け信用保証制度 (CGS)²¹⁴を導入したが、2017 年 6 月までに CGS を利用して融資を受けた中小企業は 2,000 社 (中小企業数 50 万 7,640 社) であり、保証残高は 6,610 万ドルと、銀行による中小企業向け融資残高の 0.12% とどまっている。

② 課題

ベトナムでは、全人口の 7 割が居住する地方と 3 割が居住する都市部の経済格差が大きく、金融包摂上の課題として、現金決済の習慣に加えて、農村や遠隔地では金融サービスに

²⁰⁶ <https://www.agribank.com.vn/en/ve-agribank/cong-bo-thong-tin/bao-cao-thuong-nien>

²⁰⁷ 地域取引拠点 (commune transaction points) は地方 (commune/ward/town) の人民委員会 (people's committee) に設置され、通常、少なくとも毎月一度、決まった日に決済される。

²⁰⁸ <https://eng.vbsp.org.vn/annual-reports.html>

²⁰⁹ ゆうちょ銀行[2020]

²¹⁰ 現地ヒアリングによると、農業・農村地域向けのビジネス割合が大きく、国営の Agribank と競合することが多いとの指摘もある。

²¹¹ GIZ [2018]

²¹² <https://www.jica.go.jp/project/vietnam/053/outline/index.html>

²¹³ ベトナムで何らかの形で政府の支払いを受けている国民 (約 700 万人超) の約半数のうち、約半数の 350 万人が PV Post が対応しているとみられる (World Bank [2019] p.8-9)。

²¹⁴ 信用保証は 27 の地方政府が運営する信用保証基金 (CCF) や財務省傘下のベトナム開発銀行 (VDB) により供与されている。CGF は財務省が管理。VDB は貸出金額の 85% を保証している。

アクセスできる拠点や決済インフラが不足していることなどが挙げられる。金融機関の支店や代理店、クレジットカード等の決済が利用できる店舗側の端末が都市部に偏在しているという問題については、フィンテック等デジタル金融サービスの活用による改善が期待される。また、代理店のキャッシュレス決済に関する知識が不足している²¹⁵という問題もあり、消費者だけでなくサービスを提供する側の金融リテラシーの向上が求められる。社会保障給付についても、政府機関と受益者の双方に、現金での支払いと口座振り込みの違いはないという共通の理解を確立する必要性が指摘されている²¹⁶。

中小企業向けの CGS の活用が低迷している背景としては、①担保条件が厳しく、その代わりとなる与信判断材料を分析する仕組みが欠如していることや、②保証スキームが複雑であり、金融機関、保証機関ともに人員が不足していること、③資金を供与する金融機関と保証機関の連携不足などが指摘されている²¹⁷。

(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

ベトナム政府は、2016 年から世界銀行の支援のもと、金融包摂の実現に向けて様々な課題に取り組んでいる。2016 年末の首相決定「2016 年～2020 年非現金決済発展のためのスキーム」(後述)や、2020 年 2 月の首相決定「国家金融包摂戦略 (National Financial Inclusion Strategy: NFIS)²¹⁸」に基づき、ベトナム国家銀行 (SBV、中央銀行) が各省庁、支庁、地方自治体及び関連機関と共に金融アクセス向上のためのアクションプランを推進している。

NFIS では、2025 年末までの数値目標として、成人の銀行口座保有率を 80%へ引き上げること、成人の少なくとも 25%～30%が金融機関に預金を保有すること、25 万社以上の中小零細企業が融資を利用できるようにすること、農業や地方開発への与信額を全与信残高の 25%とすること、などを目標として掲げている。目標実現に向けた施策としては、①法的枠組みの改善 (銀行代理店に関わる規制、本人確認 (e-KYC)、電子マネー等の手続きの簡素化等)、②チャネルの多様化 (モバイル等デジタル技術の活用、農村部や遠隔地におけるサービスポイントの拡充等)、③金融商品やサービスの多様化 (非現金決済の推進、年金・社会保障支給や納税の非現金化、銀行口座管理手数料や最低預入額等の免除、中小零細企業や農業協同組合を対象とした金融商品の開発等)、④金融インフラ (国民のデータベース・システム、信用情報システム、決済システム) の構築による効率的で安価なサービスの提供、⑤金融教育と消費者保護の推進、を柱としている。

金融・銀行サービス分野におけるフィンテックの活用による金融包摂を促進するため、

²¹⁵ https://sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/news/news_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV425810&rightWidth=0%25¢erWidth=80%25&aftLoop=16608811718696297/#%40%3F_aftLoop%3D16608811718696297%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV425810%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3Dtd81bmst9_599

²¹⁶ World Bank [2019]

²¹⁷ ADBI [2019]

²¹⁸ 首相決定第 149 号/QD-TTg (Viet Nam Government [2020])。世界銀行が金融包摂の改善に向けた明確かつ協調的な道筋を描くためのモデルをベースに作成。

SBV が 2017 年 3 月に設立した「フィンテック運営委員会（Fintech Steering Committee on Financial Technology）」²¹⁹は、法的枠組みやアクションプランの策定などの役割を担っている。2018 年には、アジア開発銀行（ADB）と豪州政府の支援のもと、フィンテック分野のスタートアップ企業のコンテスト「フィンテック・チャレンジ・ベトナム（Fintech Challenge Vietnam: FCV）」や、国際機関や金融機関、内外のフィンテック企業が参加する「フィンテック・ベトナム・フォーラム」²²⁰を開催した。以下では、主な取り組みについて整理する。

① 決済インフラの整備、キャッシュレス化

ベトナムでは、政府と企業が一体となってキャッシュレス化に取り組んでいる。2016年末の首相決定「2016年～2020年非現金決済発展のためのスキーム」²²¹では、2020年までに現金決済の割合を10%以下とし、スーパーマーケットやショッピングマーケットなどで100%のキャッシュレス決済実現を目標として掲げている（図表2-6-2）。銀行以外の機関による決済仲介サービスの提供にはSBVからのライセンス取得が義務付けられている²²²。

図表2-6-2 「2016年～2020年非現金決済発展のためのスキーム」における主な数値目標

・ 現金決済の割合を10%以下にする
・ 全国のスーパーマーケットやショッピングセンターでPOSシステムを導入し、100%キャッシュレス決済を利用可能とする
・ 電気・水道・通信サービス業者の70%で電子決済を受け入れる体制を整える
・ 都市部の50%の個人が電子決済を利用する
・ 15歳以上の人口のうち70%が銀行口座を保有する

（資料）ベトナム国家銀行資料より作成

世界銀行の支援のもと、2008年に銀行システム及び決済システムの近代化プロジェクトの第2フェーズが完了し、銀行間決済システム（High Value Settlement System（HVSS）、Low Value Settlement System（LVSS））のうち、5億ドン（約2.1万ドル）以上のHVSSについてはRTGSが実現している。他方、小口決済インフラとしては、SBV傘下のベトナム国家決済公

²¹⁹ https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/news/news_chitiet?centerWidth=80%25&dDocName=SBV285962&leftWidth=20%25&rightWidth=0%25&showFooter=false&showHeader=false&_adf.ctrl-state=61wj5ioml_51&_afLoop=16523725144680297#%40%3F_afLoop%3D16523725144680297%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV285962%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3Dgul0ai4vr_86

²²⁰ https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/news/news_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV402215&rightWidth=0%25¢erWidth=80%25&_afLoop=16663048606944224#%40%3F_afLoop%3D16663048606944224%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV402215%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3D11q4tp4p5i_1466

²²¹ 2016 年首相決定第 2545 号（2545/QĐ-TTg）http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=2&_page=188&mode=detail&document_id=187896

²²² 2012 年の政令 101 号（Decree No.101/2012/ND-CP）<https://vietnamlawmagazine.vn/decree-no-101-2012-nd-cp-of-november-22-2012-on-non-cash-payment-4750.html>、2016 年の政令第 80 号（Decree No.80/2016/ND-CP）により一部改定・補完（<https://vanbanphapluat.co/decree-no-80-2016-nd-cp-amend-governments-decree-101-2012-nd-cp-on-non-cash-payments>）。口座開設に関わるリスク軽減策等については 2014 年 12 月の中銀通達第 39 号（39/2014/TT-NHNN）により規定されている（<https://vanbanphapluat.co/circular-no-39-2014-tt-nhnn-guiding-the-intermediary-payment-services>）。

社（National Payment Corporation of Vietnam: NAPAS）²²³が、国内及び外国の銀行が発行するカード（100万枚）やATM（18,600台）、POS端末（約26万台）、航空・通信・ホテル・観光など電子決済を行う企業（約300社）などのネットワークを接続するスイッチングシステム及び電子決済サービスを提供しており、24/7 NAPAS transferは即時決済が可能となっている。また、2018年12月にSBVがロードマップ²²⁴を公表し、2021年中の完了を目指す国内銀行カードのICチップカードへ切り替えのほか、SBVによるQRコード規格の開発支援、2020年5月に首相がSBVに指示²²⁵した少額決済のための自動清算機関（ACH）システム開発などでもNAPASが中心的な役割を担っている。2021年3月9日に政府は、携帯電話のアカウントを使用して少額決済を行う「モバイルマネー（Mobile Money）」の試験導入（2年間）を決定²²⁶、農村部や山岳部、離島などの遠隔地での利用拡大が期待されている。

② 本人確認制度の効率化

ベトナムでは、身分を証明する書類として、人民証明書（ID カード）²²⁷のほか、社会保険証、運転免許証、家族番号、納税者番号、パスポートなどがある。このうち、VSS が発行する社会保険証（約 8,000 万人）のカバレッジが最も広く、公安省（MPS）が 2016 年から発行を開始した新しい ID カード（PET 樹脂製、バーコード式）は約 900 万人にとどまる。2020 年 9 月に政府は、MPS による新たな ID カード（IC チップ式）の発行に関する計画案を承認した。2021 年 7 月までに約 5,000 万枚の発行（2030 年までに 100%の普及）を目指しており、これにより、全国民をカバーするデータベースの構築と、金融や行政サービスのデジタル化での活用が期待されている。

ベトナムでは、従来、口座開設時の本人確認（KYC）を対面式としていたが、デジタルバンキングの拡大に伴い、多くの銀行が手続きの簡素化を求めるようになった。このため、2020 年に SBV は、一定の原則を順守すれば、電子的な本人確認（eKYC）の方法をとることを可能とした²²⁸。オンライン決済や貯蓄口座の開設時などに活用されるが、顧客の取引限度額は、1 人当たり毎月 1 億ドン（約 4,300 ドル）となっている。

③ 信用情報システムの整備

2017 年に世銀の支援により、SBV 傘下に国家信用情報センター（Credit Information Center:

²²³ <https://napas.com.vn/en-us>

²²⁴ <http://vbpl.vn/nganhngnhanuoc/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=132814>

²²⁵ 首相指示第 22 号（22/CT-TTg）http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=2&_page=35&mode=detail&document_id=200102

²²⁶ 首相決定第 316 号（316/QĐ-TTg）http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=2&_page=1&mode=detail&document_id=202794

²²⁷ 現状、旧式の紙製の身分証明書（各省・市の警察が割り当てた 9 桁の番号）と PET 樹脂製のバーコード付き ID カード（公安省傘下の国民データベース・居住登録管理警察局が割り当てた 12 桁の個人識別番号）が併用されている。14 歳以上の国民が申請の対象。

²²⁸ 中銀通達 16 号（16/2020/TT-NHNN）（2014 年の中銀通達 23 号（23/2014/TT-NHNN）を改正）（同年 12 月発効）<http://vbpl.vn/nganhngnhanuoc/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=145179>

CIC) が設立された。2019 年末までに CIC が金融機関から収集した信用情報は計 4,230 万件 (内訳は、個人：4,120 万人、法人：110 万社、借入残高のある顧客：1,740 万件) まで拡大した²²⁹。中小企業向け貸出を推進する上での CIC の課題として、①企業が正確な情報を適時報告できる仕組みがないこと、②CIC の情報にアクセスできるのが金融機関に限定されていることなどが指摘されている²³⁰。このため 2020 年に、借入人が自身の信用情報にアクセスできる CIC のウェブサイトやコンタクトセンターを設置し、改善を図っている。

④ 金融リテラシーの向上

ベトナムでは、従来、金融機関 (VISA、HSBC 等) や財団などが金融リテラシーの向上を主導してきたが、NFIS では、金融教育及びキャパシティ・ビルディングの推進が重要な柱の一つに位置付けられた。具体的な施策として、学校のカリキュラムへの一般的な金融教育科目の導入や金融商品・サービスに関わる知識を提供するプログラムの開発、農業従事者の金融スキルの向上、協同組合の会計・財務管理能力の向上、金融教育における大衆組織 (女性連合、農民会) の役割強化などが挙げられている。

競争・消費者庁 (Vietnam Competition and Consumer Authority: VCCA) も、地方政府や消費者団体、メディアなどと連携して消費者保護に関わるプログラムのほか、金融機関、非営利・非政府組織などによる様々な教育プログラムを実施している²³¹。

(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

ベトナムでは、オンライン取引の拡大に伴うデジタル決済への需要の高まりや、政府によるキャッシュレス推進、携帯電話やインターネットの普及などを背景に、フィンテック企業による電子決済サービスが急拡大している。ベトナムにおけるモバイル決済を利用している消費者の割合は、2018年の37%から2019年には61%に上昇し、アジア主要国の中では、中国、タイ、香港に次いで高い水準にある (図表2-6-3)。

2020年時点のベトナムにおけるフィンテック関連の企業数は115社と、2017年時点の44社の約3倍に増加した²³²。分野別にみると、決済分野に加えて、近年はP2Pレンディング分野での企業も増加している (図表2-6-4)。銀行以外でSBVの認可を受けている決済仲介サービスを提供する業者としては、2021年1月末時点で41社存在する²³³。

²²⁹ SBV [2020] p.37

²³⁰ ADBI [2019]

²³¹ 具体例としては、1988 年設立の非営利・非政府組織 Vietnam Standards and Consumers Association (VI NASTAS) による消費者保護に向けた教育プログラム、Citi Foundation によるマイクロファイナンス機関 Binh Minh Community Development などへの助成金を活用した女性向けの金融教育、VISA インターナショナル及び Central Committee of the Vietnam Student Association (CCVSA) による学生向けの金融リテラシープログラム、HSBC Vietnam によるオンライン教育プログラムなどが挙げられる。

²³² Fintech Singapore [2020]

²³³ List of Non Bank Institutions Licensed for Providing Payment Intermediary Service (https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/statistic/settleactiv/ulcipss?_afriLoop=16518199392465297#%40%3F_afriLoop%3D16518199392465297%26centerWidth%3D80%2525%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3Did3i6hi60_663).

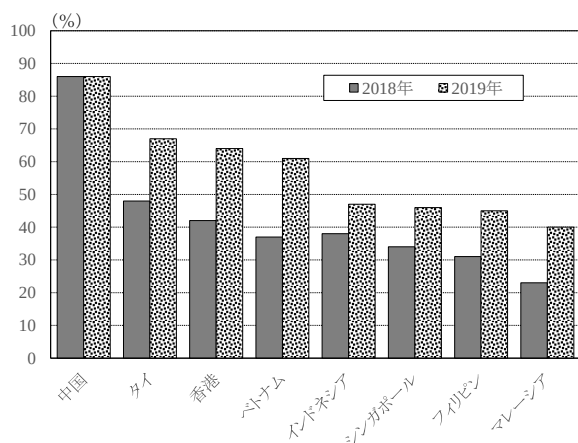
地場のモバイルウォレットの代表的な企業としては、モバイル決済大手のM_Serviceによる「MoMo」のほか、Mocaテクノロジー&サービス²³⁴の「moca」、「ZaloPay」、通信大手のベトナム軍隊工業通信グループViettel（ベトテル）の「Viettelpay」、ペイソリューション社の「VNPAY」などが挙げられる。

MoMo²³⁵は、小売・飲食店での支払いのほか、タクシーの乗車代、公共料金、航空券・バス・電車などのチケット購入、携帯電話番号を用いた送金、コンビニや金融機関でのチャージなど多様な決済サービスが利用可能となっている。国内銀行25以上の銀行及びクレジットカード会社と提携し、3万以上のブランド及び全国12万以上の店舗で支払いが可能となっているほか、海外送金もできる。また、全国に約4,000の代理店を設置し、スマートフォンを保有していない場合でも、代理店で電子マネーのチャージや送金の受取などができる。

さらにSBVは、2021年4月から、従来のモバイルウォレットとは別に、銀行を介さずにオンラインでの決済が可能となる「モバイルマネー（携帯アカウントを通じた少額決済）」のパイロットプロジェクトの開始を計画しており、国営携帯通信大手のベトナム郵便通信グループ（VNPT）やViettelにライセンスを付与している²³⁶。

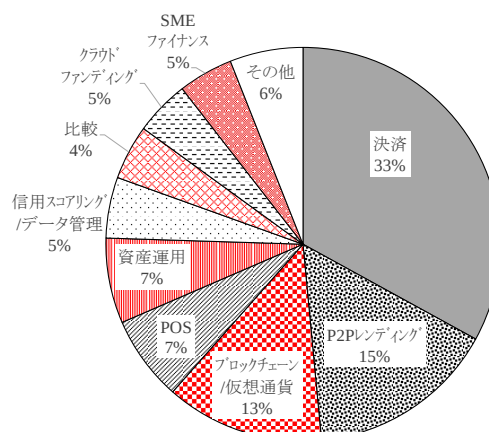
他方、地場企業が中国の電子決済サービス「支付宝（Alipay）」や「微信支付（WeChat Pay）」などの外資と提携するケースもみられる。もっとも、一部の事業者が、中国の口座を利用して決済を行っているため、ベトナム政府が資金の流れを把握できず、脱税も懸念されることなどから、政府がこうしたモバイルウォレットの取り締まりを強化する動きもみられる²³⁷。

図表2-6-3 モバイル決済の利用率



(資料) PwC[2019]より国際通貨研究所作成

図表2-6-4 ベトナムにおけるフィンテック企業の構成



(注) 企業数の構成比。

(資料) Fintech Singapore[2020]より国際通貨研究所作成

²³⁴ Grab が決済サービス分野で戦略的パートナーシップを提携。

²³⁵ <https://momomo.vn/>

²³⁶ <http://hanoitimes.vn/vietnam-govt-greenlights-mobile-money-312359.html>

なお、パイロットプロジェクトを実施するにあたり、SBV は 2020 年の政令 21 号 (No. 21/2020/TT-NH NN) により 2012 年政令 101 号の改定を行っている (Decree No.101/2012/ND-CP) <https://vanbanphapluat.co/circular-no-21-2020-tt-nhnn-amending-circular-no-37-2016-tt-nhnn-national-interbank-electronic-payment-system>

²³⁷ <https://e.vnexpress.net/news/business/economy/deputy-pm-calls-for-crackdown-on-chinese-digital-wallet-payments-3803626.html>

(1) 金融包摂の現状と課題

① 現状

ミャンマーでは、2019 年時点の民間部門向け信用が GDP 比 26%と金融深化の初期段階にあるほか、2017 年時点の成人の銀行口座保有率が 26%、金融機関に貯蓄がある人の割合は 8%にとどまるなど、金融包摂に関して他の ASEAN 諸国に遅れをとっている(図表 1-1)。

銀行口座を持たない人の割合が高い背景には、銀行口座を開設するための信用力を有していない貧困層が多いことに加え、軍事政権が過去 3 度(1964、86 年、87 年)にわたり実施した廃貨政策や 2003 年の金融危機の影響などで国民の銀行システムへの不信感が根強く、国民は、預金ではなく金や不動産、宝飾品等の実物資産の保有を好む傾向があることが多く指摘されている²³⁹。特に、1987 年の廃貨政策では、当時の流通通貨総額の 75%に及ぶ貨幣が廃止となったにも関わらず、国民に対する通告や補償措置は無く、国民の不満が 1988 年の民主化運動となって顕在化、これを鎮静化するために軍事クーデターが発生するなど、経済・社会の混乱を招いた²⁴⁰。また、1962 年の軍事クーデター後に全ての民間銀行が国有化され²⁴¹、90 年代に民間への銀行ライセンス付与が再開されたものの、2002 年のインフォーマルな金融会社の相次ぐ破綻などが翌年にかけて民間大手行での取り付け騒ぎに発展し、預金引き出しの制限と債権回収などを受けて、銀行システムの信頼性は大きく低下した。

2020 年 3 月時点のミャンマーにおける商業銀行は、国営銀行 4 行、民間銀行 27 行、外国銀行支店 13 行で構成される(図表 2-7-1)。2020 年 3 月末時点の資産の構成比は、国営銀行 30%、民間銀行 59%、外国銀行 11%となっている。

国有銀行のシェアは相対的に縮小しているものの、ミャンマー経済銀行(Myanmar Economic Bank: MEB)は中小企業金融、ミャンマー農業開発銀行(Myanmar Agricultural Development Bank: MADB)は農村向け金融でなお重要な役割を担っている。国民の約 7 割が居住し、雇用の 3 分の 2 を擁する農村地域の生活向上は国家発展の最重要課題の一つに位置付けられ、農業分野での投資促進や、零細農家の支援を目的とした貸出拡大などが推進されてきた。国営銀行は、遠隔地を含む全国に拠点を有している点が強みとなっており、国有銀行の貸出の 7 割が農業向けとなっている(図表 2-7-2)。他方、民間銀行は製造業、貿易、建設、サービスなど幅広い分野に貸出を行っている。ミャンマーにおける中小企業は、約 7

²³⁸ ミャンマーについては、2021 年 2 月 1 日に発生した国軍による事実上のクーデター以前の現状と展望をまとめたもの。

²³⁹ 原・姫路・石川[2020]。

²⁴⁰ 原・姫路・石川[2020]。

²⁴¹ 国営のビルマ連邦人民銀行は、1975 年にミャンマー中央銀行(Central Bank of Myanmar: CBM)、ミャンマー経済銀行(Myanmar Economic Bank: MEB)、ミャンマー外国貿易銀行(Myanmar Foreign Trade Bank: MFTB)、ミャンマー農業開発銀行(Myanmar Agricultural Development Bank: MADB)、ミャンマー保険公社(Myanmar Insurance: MI)の 5 つの金融機関に分割された。90 年代の民間への銀行ライセンス付与後も外国為替業務は国営の MFTB の専管業務とされるなど、民間銀行の業務内容に対しては規制が続いた。2011 年の民政移管後は、外国銀行の支店開設が認められるなど、自由化が加速した。

万 5 千社と登記企業数の約 9 割を占めるものの、中小企業向け貸出は銀行貸出全体の 5%程度、GDP 比 1%程度にとどまっている²⁴²。2003 年の取り付け騒ぎの再発を防止するために、商業銀行に対し、貸出条件や金利²⁴³に対する厳しい規制を設けてきたことなどから、信用リスクに応じた利鞘を確保することが難しく、貸出先が大手企業に偏る傾向にある。

また、地域別にみると、企業が多く立地し経済活動の中心であるヤンゴンやマンダレーなど都市部に集中しており、両都市合わせて貸出全体の 9 割に達している（図表 2-7-3）。

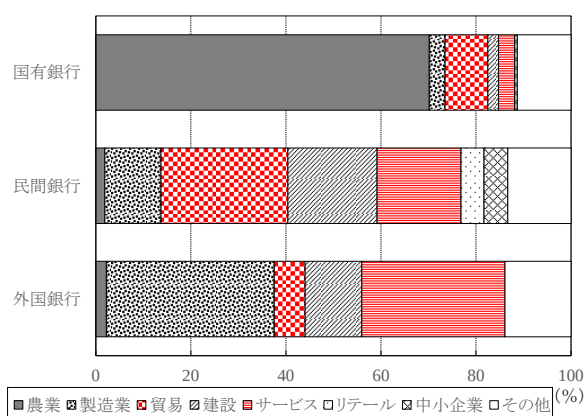
図表 2-7-1 ミャンマーにおける銀行セクターの概要

	資産 (兆 チャット)	資産 シェア (%)	銀行数	支店数	ATM数
商業銀行	72	100	44	2,457	2,987
国営銀行	21	30	4	517	93
民間銀行	42	59	27	1,940	2,894
外国銀行	8	11	13	-	-
ファイナンス会社	n.a.	n.a.	29	-	-
外国銀行駐在員事務所	n.a.	n.a.	45	-	-
外国ファイナンス会社 駐在員事務所	n.a.	n.a.	6	-	-

(注) 2020年3月末時点。

(資料) CBM[2020b]より国際通貨研究所作成

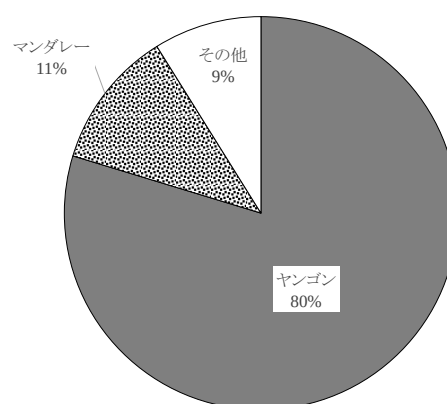
図表 2-7-2 分野別銀行貸出の割合



(注) 2019年12月末時点。

(資料) ミャンマー中銀統計より国際通貨研究所作成

図表 2-7-3 民間銀行の地域別貸出の割合



(注) 2019年12月時点。

(資料) ミャンマー中銀統計より国際通貨研究所作成

従来、貸出資金の不足や高金利などを背景に、国営銀行の貸出が伸び悩む中、国連開発計画 (UNDP) の資金支援を受けた国際 NGO によるマイクロファイナンス事業が急成長した。現在、マイクロファイナンス機関 (Microfinance Institutions: MFIs) の監督は、2011 年「マイクロファイナンス事業法 (Microfinance Business Law)」に基づき、ミャンマー計画・財務・

²⁴² ADB [2020]。なお、個人事業者を含む未登記の中小企業も多数存在するとみられ、こうしたインフォーマルセクターを含む中小企業の全容を把握することは困難であるものの、企業数及び GDP への寄与の両面でかなりのウェイトを占めると考えられる。

²⁴³ 商業銀行の貸出金利 (担保付融資) は、政策金利 (10%) を 3% 上回る水準 13% とされてきた。2020 年にはコロナ禍を受けて 10% に引き下げられた。

工業省（MOPFI）に設置されたマイクロファイナンス事業監督委員会（Microfinance Supervisory Committee）及び金融規制局（Financial Regulatory Department: FRD）が担っている。2020年3月末時点のMFI数は預金預け入れ機関及び非預け入れ機関合わせて約200社、貸出残高は2.3兆チャット、ローン件数610万件まで拡大している。また、MFIsの顧客は女性であることが多く²⁴⁴、農村部や女性の金融包摂上、重要な役割を担っている。

後述する「ミャンマー金融包摂ロードマップ（Myanmar Financial Inclusion Roadmap）（2019-2023）」のベースとなる調査²⁴⁵によると、銀行あるいはノンバンクを通じたフォーマルな金融サービスを利用した人の割合は、2013年の30%から2018年には50%に上昇し、旧ロードマップ（対象期間は2014年～2020年）で設定された目標（40%）を達成した。もともと、預金手段として、「預金をしていない」とする回答の割合が縮小する一方、銀行やノンバンクなどフォーマルな金融機関だけでなく、「インフォーマル」や「家族・友人・自宅」の割合も拡大しており、金融包摂の進捗は鈍い²⁴⁶。銀行口座を持たない主な理由としては、「十分な資金を持たない」ことなどが挙げられている。インフォーマルな金融手段として、従来、貸金業者や質屋、フンディ（Hundi）²⁴⁷と称される非合法的送金手段が多く利用されてきた。近年、それらを利用する割合は減少しつつある一方、宗教や地域に特化した村落貯蓄グループ（Su Mae、Su Kye等）の利用が拡大しており、利用者は100万人超（うち65%は女性）に達した²⁴⁸。2014年の通信分野の規制緩和に伴う民間や外資系通信会社の参入などにより、携帯電話の普及率は2010年の1.6%から2019年には114%へ改善し、電子マネーなどの銀行サービスを利用する機会は増えたとみられる一方、農村部の低所得者層などを中心に預金や借入れなどのサービスを利用するまでには至っていないと考えられる。

② 課題

ミャンマーにおいて、フォーマルな金融機関へのアクセスが限られる主な要因として、そもそも資産が少ないことや金融リテラシーの低さに加えて、担保の対象（主に土地と建物）が狭いこと、信用保証制度が不十分であること、利用可能な金融商品の種類が少ないこと（小口タームローン、リース、ファクタリングなど）、リスク管理能力が未発達であること（与信スコアリング制度など）などが挙げられる²⁴⁹。

銀行貸出は、伝統的に土地や建物といった不動産担保を前提とした1年未満の短期物が中心となってきた。中長期の資金を必要とする企業や、担保となる不動産がない中小企業は、この期限付き銀行貸出の代わりに当座貸越を利用してきた。2017年、ミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar: CBM）は民間銀行に対し、2020年7月までに当座貸越を最大3年のタームローンに転換し、ポートフォリオに占める当座貸越の割合を20%に引き下げる

²⁴⁴ JICA [2016]

²⁴⁵ UNCDF [2020a]

²⁴⁶ UNCDF [2019]. P.15

²⁴⁷ Hundi は相殺決済を意味する。

²⁴⁸ UNCDF [2020b]。Su Mae や Su Jay 等の村落貯蓄グループは、家畜や宝飾品等が貯蓄の対象となる。

²⁴⁹ 主に ADB [2017] p.63-64, IMF[2018]p.21-22 などを参照。

よう要請したが、ミャンマーの銀行全体の貸出の7割程度は当座貸越形態とされる²⁵⁰。

また、2017年にCBMは、銀行が適切な信用リスク管理システムを有していることを条件に、リスク及びキャッシュフローをベースとした無担保・部分担保融資を可能とするなど、担保付貸出の柔軟化にも取り組んでいる。その後、民間銀行の貸出の担保に占める土地・建物の割合は、従来の9割超に比べ低下したものの、2019年末時点で8割近い水準で高止まりしている。さらに、不動産が女性の名前で登録されているケースが非常に少なく、銀行融資の利用は女性にとってはハードルが高い²⁵¹。このため、MFIsのほか、Su MaeやSu Kyeといった村落貯蓄グループの利用者の多くが女性となっている。

信用情報機関の欠如や紙ベースの与信判断等も課題として指摘されてきた²⁵²。多くの銀行は顧客情報や与信手続きを紙ベースで行っており、ローン申請者の信用有無の判断は村落や所属グループのリーダーに依存するケースもある模様である。

(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

ミャンマーにおいては、2014年から国連資本開発基金（UNCDF）及び英国国際開発省（DFID）が資金提供するプログラム（DaNa Facility）の支援により、金融包摂の実現に向けたプロジェクト「Myanmar Making Access Possible (MAP)」が開始された。2019年には、旧ロードマップ（対象期間は2014年～2020年）の改訂版となる「ミャンマー金融包摂ロードマップ（Myanmar Financial Inclusion Roadmap）2019–2023」²⁵³が策定された（図表2-7-4）。①低所得層の金融アクセス、②中小企業ファイナンス・農家のエンパワーメント、③貯蓄の活用、④デジタル金融サービス、⑤顧客のエンパワーメントの5つを主な柱とし、国際機関のほか、各国の開発支援機関が参加し、分野毎に支援を行っている（図表2-7-5）。

図表 2-7-4 ミャンマー金融包摂ロードマップ（2019-2023）の概要

5つの柱		13の戦略
1. 低所得層の金融アクセス		■ 主要セクターの改革(MFI、保険、国営銀行)
		■ 遠隔地での医療・農業における対応拡充/深化
		■ 協同組合の変革・強化
2. 中小企業ファイナンス、農家のエンパワーメント		■ 製造業・SMEの能力支援
		■ 無担保融資メカニズムの改善
3. 貯蓄の活用		■ 銀行・保険での貯蓄促進
		■ 貯蓄商品に関わるデバイスの選択肢拡充(MFIs、モバイルマネー)
		■ インフォーマルセクターの役割の改善とフォーマルセクターとの連携
4. デジタル金融サービス(DFS)		■ DFSプラットフォームを活用した金融サービス提供
		■ 公共料金支払いにおけるDFS活用
		■ 様々な決済手段・DFSプラットフォームのインターオペラビリティ確保
5. 顧客のエンパワーメント		■ 顧客のデジタル・金融リテラシー向上
		■ 金融サービスにおける消費者保護、社会的責任、ジェンダーへの配慮

(資料)UNCDF[2020]より国際通貨研究所作成

²⁵⁰ GIZ [2020]. なお、CBM が 2017 年に厳格化した不良債権分類を適用すると、銀行セクターの当座貸越残高の3分の1は不良債権に該当し、一部の銀行では資本不足等に直面している可能性が指摘される。

²⁵¹ JICA [2016]

²⁵² ADB [2017] p.17

²⁵³ UNCDF [2021]

図表 2-7-5 ミャンマーにおける金融包摂に係る主な支援機関

機関名	ロードマップの対象分野	主な施策
1. ADB	規制・監督	・ FRDへの支援(MFI監督、マイクロファイナンス法改正等)
	金融リテラシー	・ 消費者保護策の評価、金融リテラシー戦略(特にマイクロファイナンス分野)
	デジタルファイナンス	・ フィンテック企業への支援
	低所得層/SME/農業	・ 商業銀行への民間部門開発プログラム・ローン、マイクロファイナンス協会への支援 ・ ソプリン信用保証ファシリティ(6,000万ドル)による金融アクセスの向上
2. CGAP	データ・情報	・ Financial Inclusion Insight Survey 2018
3. GIZ	規制・監督(特に銀行セクター・SMEファイナンス)	・ 銀行のIFRSに準拠した年次報告支援、中小企業のニーズに応じた金融商品開発支援 ・ ヤンゴン経済大学における銀行セクターに関するトレーニングコース
4. IFC	規制・監督	・ 信用情報機関の創設・報告システム等
	その他	・ 金融機関やFRDの監督機能に関わる技術支援 ・ SMEファイナンス、銀行におけるコーポレートガバナンス
5. IMF		・ (13.世界銀行を参照)
6. JICA	規制・監督	・ 中銀との協働による決済・取引インフラ整備(CBM-NET等) ・ 銀行サービスの近代化に向けた国営銀行や中銀職員に対する研修 ・ 長期の信用保証の法的枠組み
	低所得層/MSME/農業	・ SMEや農業分野などへのツーステップローン(MADB、MEB) ・ ミャンマー信用保証保険の利用促進
7. KfW	SMEセクター	・ CB Bank、Myanmar Apex Bankに対する1,300万ドルのコンセッションナルローン
8. LIFT Fund (非営利団体)	規制・監督	・ FRD職員のキャパシティビルディング ・ MFI規制(世銀、UNCDFと連携)
	金融	・ 遠隔地コミュニティにおける金融リテラシー推進
	低所得/MSME/農業	・ マイクロファイナンス業者に対するキャパシティビルディング ・ 金融包摂プロジェクトファンド(マイクロファイナンス拡充、アグリビジネス、MFセクター技術支援) ・ 農業機械の割賦販売、Yoma Bankを通じたバリューチェーンファイナンス ・ 銀行のデジタル金融サービス(特に地方の低所得女性向け融資・貯蓄)促進のための助成金 ・ 社会福祉省による電子給付金(Electronic Cash Transfer: ECT)技術支援
	デジタルファイナンス	・ Yoma BankおよびTelenorとの協働によるデジタル貯蓄商品開発
9. UKAid/ DaNa Facility	法・規制	・ 財務省/FRD/IBRB/ミャンマー保健との協働による保険分野に関わる定期的なワークショップ ・ 検事当局との協働による法律分野に関するワークショップ ・ 銀行・金融セクター改革に関する支援 ・ AML/CFT戦略、FIUのキャパシティビルディング
	その他	・ IFC・LIFTを通じたSMEファイナンス・マイクロファイナンス ・ GIZとの協働による信用リスクマネジメントに関する地場銀行向けワークショップ ・ 世銀の金融セクター開発プログラム(中銀や法的枠組みの強化、マイクロファイナンス・保険分野等) ・ 国有銀行改革・近代化 ・ マイクロインシュアランス、低所得層・女性向け金融包摂
10. UNCDF	規制・監督	・ MAP改定、金融包摂ロードマップ策定、ロードマップ実行事務局の技術支援(DFID支援)
	金融リテラシー	・ 金融サービス業者の金融リテラシー ・ Wave Moneyによる金融リテラシーアプリ開発 ・ 金融リテラシー・消費者保護・多重債務に関するワークショップ
	デジタル金融サービス(DFS)	・ DFSエコシステムにおけるMFIの支援
	貯蓄	・ 貯蓄推進
	低所得/MSME/農業	・ MFI支援(LIFT助成) ・ 一世帯一口座イニシアチブに関する戦略 ・ 女性の経済・金融包摂プロジェクトイニシアチブ(DFID助成)
11. USAID/ US Treasury/ OTA(租税分析局)	規制・監督	・ MFIセクターの監督に関わるFRDのキャパシティビルディング ・ FRDのデータセンター・ソフトウェア(世銀ローン:1,000万ドル)
	金融リテラシー	・ MFI金融リテラシーコース ・ モバイル・チャット・ボット("Mr.Finance")開発・リリース
	デジタル金融サービス(DFS)	・ Yoma Bankとの協働によるクレジットスコアリングシステムの開発
	低所得/MSME/農業	・ MFI向け小規模事業向け融資のためのキャパシティビルディング ・ MFI向け銀行融資の技術支援(民間銀行向けDCA信用保証) ・ 銀行のSME(特に農業、アグリビジネス)向け貸出促進
13. World Bank/ IMF	法・規制改革	・ IMFと連携し、銀行・ノンバンクに関わる法・規制、マイクロファイナンス政策、信用情報機関、保険分野自由化 ・ 中銀の為替・流動性管理・金融政策支援 ・ 金融セクター開発戦略(2015-2020)、2018 Fidex Survey ・ マイクロファイナンスの制度枠組み・能力強化 ・ AML/CFT法・規制枠組み、金融インテリジェンス研修支援
	国有銀行改革	・ 国有4行の改革に向けた資金・技術支援(DFID助成)
	金融リテラシー	・ 顧客キャパシティ調査、金融リテラシー・顧客保護に関わる中銀の技術支援
	デジタル金融サービス(DFS)	・ DFS(特にモバイル金融サービス規制)に関わる中銀への支援 ・ 金融セクターインフラ・決済システム(法・規制、政策、実施能力等を含む)の適切な機能に向けた支援

(注) 保険分野を除く対象分野についての主な施策を記載(一部省略)。

(資料) UNCDF[2020b]より国際通貨研究所作成

① 金融インフラ・法整備

まず、銀行インフラの近代化の一環として、インターバンク市場の創設や決済システムの構築・高度化に取り組んでおり、旧・金融機関法（1990 年制定）を全面的に改定する形で 2016 年 1 月に成立した「金融機関法（Financial Institutions Law）」²⁵⁴では、銀行・ノンバンク（ファイナンスカンパニー、リース会社、クレジットカード会社等）や電子マネー・モバイルバンキング等に関わる事業・サービス内容や規制、CBM の監督権限、金融機関の破綻処理等に関する規定がなされている。また、「信用情報（Credit Information）」（第 20 章）においては、CBM に対して、信用情報機関（Credit Bureau）の設立に加えて、銀行やノンバンク、その他金融機関から顧客の返済記録等、監督上必要な情報を取得する権限を付与した。

従来、現金決済やインフォーマル送金といったリスクの高い金融取引手段が主流であったが、より安全で効率的な決済インフラへの移行が進んでいる。2016 年 1 月には日本の技術協力により、CBM-NET と称される中銀の即時決済システム（Real Time Gross Settlement: RTGS）が稼働し、CBM と外国銀行を含む市中銀行が専用回線で接続され、銀行間の資金決済、国債決済、担保管理等が行われるようになった。さらに、2020 年 11 月には CBM-NET 2 が稼働し、従来、一部手作業によって行われていた市中銀行間の資金決済について、中銀当座預金上での完全オンライン化が実現、異なる銀行間の送金でも 24 時間可能となった。

他方、個人や零細・中小企業など小口決済システムの高度化も進めている。2012 年に CBM と地場銀行 17 行が設立したミャンマー決済組合（Myanmar Payment Union: MPU）²⁵⁵は、ATM や店舗などでのデビットカードやクレジットカードを用いた支払いや送金などに利用されているが、近年、決済額が拡大する中、翌日決済（T+1）であることや、ATM や POS 端末での決済時の障害が少なくないとの指摘がある。2019 年には、ベトナムの IT 大手 FPT がミャンマーで構築した銀行間送金システム（IBFT）が稼働し、ATM による銀行間送金が可能となった。また、モバイルを活用した電子マネーなどデジタル金融サービスが急拡大する中、MFIs や電子マネー発行者は、その決済を実行するためには銀行と契約を結ぶ必要があり、相互運用性が課題となっている。このため、世銀の支援のもと、「国家決済戦略（National Payment System Strategy）2020-2025」²⁵⁶では、大口取引、小口決済、クロスボーダー決済等あらゆる決済システムの調和化や、QR コードの統一規格（Myanmar QR code: MMQR）の導入によるキャッシュレスの実現を目指している²⁵⁷。なお、デジタル決済に不可欠な安定した電力や通信・インターネット接続などのインフラ整備も併せて行う必要がある。

²⁵⁴ CBM [2016]

²⁵⁵ 2012 年にはデビットカードを発行、2016 年には日本の JCB カードや中国のユニオン・ペイ・インターナショナル（UPI）の銀聯カードと提携し、クレジットカードのサービスを加盟行 28 行の ATM で MPU カードの発行や現金の引き出し、送金、POS 端末での決済などが可能。

²⁵⁶ CBM [2020a]

²⁵⁷ MMQR Specification Version 1.1 は既に公開されているが、現金志向が根強いミャンマーにおいては、いわゆる「QR コード決済」の利用は進んでいないのが現状とみられる。

② デジタル金融サービス (DFS)

近年、ミャンマーにおいては、遠隔地や低所得者の金融包摂手段として、デジタル金融サービス (DFS) の活用への期待が高まっている。

2016 年 3 月に「モバイル金融サービスに関する規制ガイドライン (Regulatory guidelines on Mobile Finance Services)」が制定され、銀行によるモバイルバンキングのほか、モバイルネットワーク事業者やノンバンクもモバイルを活用した金融サービスを提供することが可能となった。「モバイル金融サービス事業者 (Mobile Financial Service Providers: MFSP)」としては、ノルウェーの通信会社 Telnor と Yoma Bank との合弁会社 Digital Money Myanmar Limited をはじめ、計 4 社が認可を受けている (後述)。

2020 年初めには、DaNa Facility、UNCDF 及び ADB ベンチャーズが、FRD や CBM とともに、デジタル金融包摂に向けた新たなプログラム「Fintech Challenge Myanmar (FCM2020)」を開始した²⁵⁸。マイクロ保険、農業金融、金融リテラシー、デジタル ID 認証などを手掛けるフィンテック企業と協力し、金融サービスのイノベーション促進を目指すもので、ミャンマー国内のほか、シンガポール、インド、インドネシアなど海外のフィンテック企業 25 社が最終選考に残っている。

③ 本人確認手段の改善

遠隔地や低所得者の金融包摂手段として、デジタル金融サービス (DFS) の活用が期待されるが、その実現に向けては、デジタルプラットフォーム上での電子的な本人確認 (KYC) インフラの整備が不可欠である。ミャンマーにおいて金融取引を行う上での KYC 手段としては、国民登録証 (National Registration Card : NRC)、自動車免許証、パスポートなどの提示が求められる。しかし、NRC などの基本的な身分証明証を持たない人が依然多いほか、他のタウンシップ (郡区) では利用できないこと、NRC を含む身分を証明できる書類が紙ベースかつ手書きであることなどから、文書偽造が横行していることなども問題として指摘されている。2017 年からネーपीドー、マンダレー、ヤンゴン管区、ラカイン州で NRC を電子カードへ切り替える試験プロジェクトが開始された。

④ 低所得層・中小企業・農業向け金融の強化

零細・中小企業や農家向けのファイナンスを強化する上で、その担い手となる MFIs や国有銀行の改革が重要なポイントとなっている。MFIs については、与信リスク判断能力やその監督機関である FRD のキャパシティ・ビルディングが行われている。他方、国有銀行については、近年、預貸率の低さや不良債権比率の高さ、デジタル化などを通じた業務の効率化、人材教育など様々な課題に直面している。このため、MOPFI は、国営銀行 4 行の統合を計画しており、第 1 段階として MEB と MADB の合併が予定されている²⁵⁹。

²⁵⁸ <https://www.danafacility.com/fintech-challenge-myanmar-2020-to-drive-financial-inclusion/http://fintech.danafacility.com/>

²⁵⁹ GIZ [2021]

他方、外国銀行の参入規制緩和も進めており、2019 年 11 月に従来の支店形態に加えて、個人向け金融サービスや支店の開設（10 店舗まで）が可能な子会社ライセンスの新設、国内銀行に対する出資上限の柔軟化（案件によっては 35%超の出資が可能）を行う方針を公表、2020 年 4 月にはアジアをベースとする外国銀行 7 行（支店形態 4 行、子会社形態 3 行）に対して仮ライセンスを交付した²⁶⁰。

2018 年 1 月に中小企業向け融資制度が創設され、2019 年には信用保証保険（Credit Guarantee Insurance: CGI）を活用した商業銀行による無担保融資の提供が可能となった。中銀は金利自由化の一環として、無担保融資に限り、金利の上限を 16%²⁶¹まで認めることとした。しかし、民間銀行では上限金利での無担保融資の実績はほとんどない一方、小口の無担保融資を取り扱う MFIs の業績は好調であり、制度改善の余地があるとみられる²⁶²。中小企業向けファイナンスについては、ADB のプログラムローンや JICA のツー・ステップ・ローン、農業金融など様々なプロジェクトが進行中である。JICA やドイツの KfW Development Bank、財務総研などが、中小企業向け融資審査能力の向上を目的とした技術協力を実施している²⁶³。また、CBM 主導で信用保証会社（Credit Guarantee Corporation: CGC）の設立に向けた動きもみられる。

信用情報機関の整備にも取り組んでおり、ミャンマー銀行協会が 2015 年に設立した MB Investment Limited とシンガポールを拠点とする信用情報機関（Credit Bureau Asia: CBA）の子会社である NSP Asia Investment Holding が 2020 年末、ミャンマー初となる信用情報機関（Myanmar Credit Bureau: MNCB）を設立した。まずは、銀行に対する情報提供を開始し、将来的には、MFIs やその他のノンバンクに対する情報提供も計画している。

なお、ミャンマーの企業は、原則、国際財務報告基準（IFRS）に近い水準の会計基準を適用しているが、中小企業を中心に、その財務諸表の作成が不十分との指摘もある。2018 年 7 月、会計監査基準の規制機関であるミャンマー会計評議会（Myanmar Accountancy Council: MAC）は、2022 年度（2022 年 10 月～2023 年 9 月）までに全ての政府系企業及び中小企業が IFRS に従うことを義務付けている²⁶⁴。

⑤ 顧客保護・金融リテラシーの向上

金融リテラシーの向上に向けては、大学など教育機関における金融市場や金融サービスに関する知識の普及に取り組んでいる。現在、ミャンマー教育省が、MOPFI や CBM、開発支援機関との協力のもと、学校や大学における貯蓄の重要性や様々な銀行サービス、金融のデジタル化等に関するカリキュラムを策定している。このほか、印刷物やテレビ・ラジオ、ウェブサイトや SNS 等のデジタルプラットフォームを活用した啓蒙活動も実施されている。

²⁶⁰ https://www.cbm.gov.mm/sites/default/files/20200410_final_announcement_0.pdf

²⁶¹ 2020 年にはコロナ禍では、無担保融資の金利上限は 16%から 14.5%へ引き下げられた。

²⁶² 原陽亮・姫路貴士・石川裕彬 [2020]

²⁶³ GIZ [2021] p.17-18、原陽亮・姫路貴士・石川裕彬 [2020]p.25

²⁶⁴ 「IFRS 及び中小企業の IFRS 適用に関する通知（第 18/2018 号、第 19/2018 号）」

(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

近年、ミャンマーにおいては、銀行や通信会社などが、国内の個人間送金手段として電子決済サービスに力を入れているほか、携帯電話を活用した金融サービスを提供するスタートアップ企業も増加している。

「モバイル金融サービス事業者 (Mobile Financial Service Providers: MFSP)」としては、ノルウェーの通信会社 Telnor と Yoma Bank との合弁会社 Digital Money Myanmar Limited が 2016 年 10 月から「Wave Money」というブランド名でサービスを開始したのをはじめ、通信会社 Ooredoo と CB Bank の合弁会社 Ooredoo Myanmar Fintech Limited (ブランド名:「M-Pitesan」)、金融関連サービス会社 Internet Wallet Myanmar Limited (ブランド名:「OK\$ (OK Dollar)」) など合計 4 社がサービスを提供している。特に、「Wave Money」は、全国の 89% (遠隔地については 90%) をカバーし、約 6 万 5 千の代理店 (エージェント)、顧客数は 2,700 万人超と²⁶⁵、同国最大のモバイル金融サービスとなっている。代理店 (Wave Money ショップ) での送金のほか、トップアップ、請求書の支払いやローンの返済などが可能となっている。送金の依頼主は、代理店で送金の受け手の電話番号と NRC 番号、暗証番号を登録する。手続きが完了すれば、送金の受け手は SMS (取引 ID) を受信し、最寄りの代理店で NRC を提示し、暗証番号を入力することで手続きすることができる。また、モバイルウォレット「Wave Pay」アカウントを保有している場合は、電話番号と金額を指定するだけで受け手の口座への直接送金も可能となっている。Wave 代理店経由の 2020 年の送金額は、12 兆チャット (87 億ドル) (GDP 比 11.5%) と前年の 6.4 兆チャット (43 億ドル) から倍増した。また、政府や人権団体、NGO の送金手段としても活用されており、2020 年は 30 万人に対して 320 億チャット (2,400 万ドル) の送金を行った。

財閥系民間大手のカンボーザ銀行が 2018 年に開始したモバイルウォレット「KBZ Pay」も、累計ダウンロード数が 500 万、代理店数 28.5 万まで拡大している。

また、米国の国際送金大手である Western Union や Moneygram、タイの True Money などの海外企業による送金サービスを利用した国際送金も可能となった。

このほか、日本のリンクルーション株式会社は、ミャンマーの MFIs 向けに経営管理業務管理クラウドシステムや個人商店向け B2B コマースのプラットフォームを手掛けており、約 200 社の MFIs のうち 3 割に相当する 61 社に既にパッケージシステムを提供している。MFIs の紙ベースでの融資業務の IT 化による業務の効率化を通じ、地方や零細事業者への金融サービスの拡大に寄与している。

²⁶⁵ アクティブユーザー数は、月間 540 万人超 (うち Wave Pay が 150 万、Wave Money が 390 万人)。

8. カンボジア

(1) 金融包摂の現状と課題

カンボジアは人口約 1,600 万人のうち 24%が都市部に居住し（その半数が首都プノンペン在住）、残る 76%は農村部に住んでいる。電気普及率は都市部で 2018 年に 100%に達し、農村部は 89%であるが、2014 年には 45%だったものが過去 6 年間で 90%近くまで急速に普及した。全国の携帯電話普及率は 120%を越えている。

カンボジア経済の顕著な特徴はドル化が高度に進行していることである。預金の 90%が米ドルを主体とした外貨で保有され、市中でも米ドルが問題無く流通する。中央銀行であるカンボジア国立銀行にとって、自国通貨リエルの普及は大きな課題となっているが、ドルが流通することによるメリットも認識されており、米ドルの流通を一気に制限してリエル建ての経済に移行しようとの急進的な動きは見られない。

カンボジアでは、銀行とマイクロファイナンス会社と支払サービス機関が金融サービスの主たる担い手となっている。2020 年 10 月現在、52 行の商業銀行と 13 行の専門銀行、6 社の預金受入が可能なマイクロファイナンス会社（Microfinance Deposit-taking Institutions : MDIs）、75 社の預金受入不可のマイクロファイナンス会社（狭義の Microfinance Institutions : MFIs）、24 社の支払サービス機関（Payment Service Institutions）、15 社のリース会社、約 2,900 社の両替商があり（図表 2-8-1）、カンボジア国立銀行がその監督に当たっている²⁶⁶。

カンボジアでは、金融業務の参入障壁が比較的低く、対外開放が進んでいることも同国の特徴である。商業銀行は全 52 行のうち、国内銀行が 22 行、外資銀行子会社が 18 行、外資銀行支店が 12 行となっている。専門銀行は 13 行のうち、7 行が国内銀行、6 行が外資銀行となっている。銀行は主に都市部で支店を展開し、2017 年時点で、成人の銀行口座保有率は 22%、クレジットカード保有率は 1%にとどまっていた（図表 1-1）。その後は、モバイルバンキング等を始めフィンテックの活用が進むなかで、金融サービスは農村部へ拡大する傾向にあり、銀行サービスの地理的制約を乗り越えるための政策的な努力も行われている。特に、デジタル決済インフラとしてバコン²⁶⁷が、2019 年からのテストスタートを経て、2020 年 10 月には正式に利用開始となった。このことにより金融サービスの利便性が高まり、金融包摂において積極的な効果をもたらすと期待される（後述）。

カンボジアの金融包摂においては、マイクロファイナンス会社が大きな役割を果たしてきた²⁶⁸。2019 年の融資規模を見ると、銀行が 75%強、MDIs が約 20%、MFIs は 3%前後の

²⁶⁶ カンボジア国立銀行[2020b]、“Economic and Monetary Statistics,” October 2020, Table 24.

https://www.nbc.org.kh/download_files/publication/eco_mon_sta_eng/Review%20324%20Oct-2020-En.pdf

²⁶⁷ カンボジア国立銀行はバコンについて「中央銀行デジタル通貨（CBDC）」ではなく、デジタル決済の利便性を向上させるための新たなインフラであると説明している。

<https://www.khmertimeskh.com/50777909/nbc-officially-launches-its-bakong-payment-system/> ;

<https://humonyinter.com/column/it-it-24/>

²⁶⁸ Kimty SENG [2020]

シェアとなっており、広義のマイクロファイナンス会社で約 25%のシェアを有する²⁶⁹。銀行の支店やATMが不足していたために十分な金融サービスを受けられなかった農村部において、マイクロファイナンス会社が個人向けローン等で存在感を示してきた²⁷⁰。マイクロファイナンス会社は、2014 年末には 39 社だったが、2019 年末には 82 社に増加し、融資額は 2014 年の 8.3 兆リエルから、2019 年末には 29 兆リエルに拡大している。

マイクロファイナンスは、1993 年の内戦終結の後、政府が社会経済の発展と貧困削減を目指すなかで成長が促進された。復員兵の雇用創出効果や、銀行部門の不足を埋め合わせることもその狙いに含まれた²⁷¹。国際的なドナーや非政府組織（NGO）の支援を受けた非営利のマイクロクレジットプロジェクトから始まり、その後、成長して銀行ライセンスを取得したものもある。

マイクロファイナンスは金融包摂の推進役を担ったという意味で高く評価されるべきだが、高利貸しとして業務を拡大するところも目立つようになり、返済能力以上の安易な借入を促した結果、農地を失うものが現れるなど社会問題も惹起してきた。こうした問題を克服するため、政府は 2016 年以降、若年層や女性を主な対象とした金融リテラシーの向上策に力を入れるようになった（後述）。2017 年には貸出金利に上限を設けるなどの対応も行われている²⁷²。

図表 2-8-1 カンボジアにおける金融セクターの概要

種類	金融機関数	総資産 (兆リエル)	シェア (%)	預金 (兆リエル)	シェア (%)	貸出 (兆リエル)	シェア (%)
金融セクター	65	208.0	100.0	119.3	100.0	131.7	100.0
商業銀行 (Commercial Banks)	52	168.4	81.0	103.5	86.8	102.5	75.7
国内銀行 (Locally Incorporated)	22						
外資銀行子会社 (Subsidiary Banks)	18						
外資銀行支店 (Foreign Branch Banks)	12						
専門銀行 (Specialized Banks)	13	3.7	1.8	0.0	0.0	102.5	2.1
国内銀行 (Locally Incorporated)	7						
外資銀行 (Foreign Banks)	6						
マイクロファイナンス機関 (Microfinance Institutions)	81	35.9	17.3	15.8	13.2	29.2	22.2
預金受入可能マイクロファイナンス機関 (Microfinance Deposit-taking Institutions: MDIs)	6	31.0	14.9	15.8	13.2	25.3	19.2
預金受入不可のマイクロファイナンス機関 (Microfinance Institutions: MFIs)	75	4.9	2.4	0.0	0.0	3.9	2.9
支払いサービス機関 (Payment Service Institutions)	24	n.a.					
リース会社 (Leasing Companies)	15	1.4					
両替商 (Money Changers)	2,893	n.a.					

(注) 1. 『金融機関数』は2020年10月時点。『総資産』、『預金』、『貸出』は2019年末時点。

2. 銀行セクターの『貸出』は、政府、銀行・金融機関向け貸出を除く。

(資料) カンボジア国立銀行統計より国際通貨研究所作成

²⁶⁹ カンボジア国立銀行[2020a]、“Financial Stability Review 2019”

https://www.nbc.org.kh/download_files/publication/fsr_eng/FSR%202019-%20ENG.pdf

²⁷⁰ 地域別の細分化されたデータは見当たらない。

²⁷¹ 脚注 1

²⁷² 2017 年 3 月 13 日の通達で、カンボジア国立銀行は 2017 年 4 月 1 日以降、マイクロファイナンスの金利の上限を 18%に設定した。

(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

① 政策目標の明確化

カンボジア政府は「金融包摂に向けた国家戦略 2019-2025 (National Financial Inclusion Strategy 2019-2025)」を策定した。これは同国の「金融セクター開発戦略 2016-2025²⁷³」における金融包摂の強化に関する政府ビジョン達成のための行動計画の位置づけとなる。2025年に期限を設定し、質の高いフォーマルな金融サービスへのアクセスを向上させ、女性の金融除外を27%から13%に半減させ、フォーマルな金融サービスの利用率を59%から70%に引き上げることで、金融包摂を強化するとともに、家計を下支えして、経済成長を支援する政策目標を示している²⁷⁴。

これら目標を達成するために、以下を含む優先活動が特定されている。主なものは、①フォーマルな金融機関における貯蓄の奨励、②中小企業向けの革新的な信用商品の促進、③決済システムの機能拡大、④保険への幅広いアクセスの改善、⑤金融セクターの規制当局の能力の強化、⑥消費者のエンパワーメントと保護、金融セクターの透明性の向上、である。

② 銀行間決済システムの改善と中央銀行デジタル通貨、パソコンの導入

カンボジアでは、1994年に政府が主体となり銀行間決済機構 (National Clearing House) が設立された。さらに、2012年にはNational Clearing Systemの運用が開始され、米ドルとカンボジア・リエル建ての国内決済の効率化が図られた。2016年には、Fast Paymentといわれるリエル建てのみとなる決済システムが導入された²⁷⁵。そして、2017年にはデビットカード、ATM網、POS端末網を通じた金融の利便性の向上とキャッシュレス化を視野に入れたCambodian Shared Switch (CSS) と呼ばれる電子決済システムが試験導入されている²⁷⁶。

しかし、2010年代の半ばに至ると、中国でQRコードを使った新決済方式が急速に普及し、その波は開放的で規制運営が緩めなカンボジアにも及び、支払サービス機関の乱立が起こった。また、ATM機を農村地区へ普及させる動きは、各銀行がそれぞれの提携網にもとづく専用ATMを設置する動きとなり、設置コストの上昇や非効率性が目立ち、利用者から見ても利便性の向上に限界が生じた。

こうした状況を打破するために、カンボジア国立銀行は、2016年に中央銀行としてパソコンというモバイルアプリを通じた支払いシステムの導入検討を開始した。パソコンは、中央銀行による支払い手段の提供という意味で、中央銀行デジタル通貨 (CBDC) と見られ²⁷⁷、その狙いは、リエル及び米ドルのキャッシュレス化を促進し、特にリエルの利便性を高めて、その普及を後押しすることで、国内における決済のコストダウンや効率性の向上を実現し、

²⁷³ https://www.nbc.org.kh/download_files/publication/blueprints_eng/Financial-Sector-Development-Strategy-2016-2025-English.pdf

²⁷⁴ UNCDF [2021] P16

²⁷⁵ https://www.nbc.org.kh/download_files/news_and_events/press_eng/757Press-Release-Fast-Payment-English.pdf

²⁷⁶ https://www.nbc.org.kh/download_files/news_and_events/press_eng/9525PressRelease_CSS_ENG.pdf

²⁷⁷ 脚注2。

金融包摂を強化することであった²⁷⁸。その開発にはブロックチェーン技術を持った日本企業が参画し、2020年10月、実際に運用が開始されるに至っている。

バコンの取り組みは、銀行や支払サービス業者が乱立する中で、バコン・アプリを通じて中央銀行のシステムにつながることで、個別の銀行やサービス業者の壁を乗り越えて、スムーズに決済を実現することが狙いとなっている。同時に、カンボジア国立銀行は、ブロックチェーン技術を生かした小口決済での即時グロス決済システム（RTGS）の導入や、タイなどの近隣国の中央銀行と連携した出稼ぎ労働者等の家族送金にも利用できる仕組の構築にも動き出している。バコンは現在、利用者に向けて普及を促進する段階であり²⁷⁹、その成否は消費者側に握られているところが大きい。バコンがカンボジアの金融インフラとして所期の狙い通りに機能し、普及していけば、農村部に住む人々が銀行口座を保有するインセンティブになると考えられ、金融包摂において大きな意味を持つと考えられる。今後の運営状況や普及動向が注目される。

③ 本人確認・個人の信用情報制度の整備

カンボジア政府は、15歳以上の国民に9桁の共通番号を記載した National Identity Card を発行しており、それが金融機関の本人確認（KYC）のために利用されている。この ID カードは必ずしも全国民に行き渡っている訳ではなく、金融包摂を推進するにはこの ID カードの普及も課題に入るであろう。なお、バコンの利用に際しては小額での利用であれば、煩雑な KYC は要求されないが、一定額を越えてバコンで保有したり、送金したりする場合は、銀行を通じた KYC が必要となる。

個人信用情報については、カンボジア信用情報機関（CBC）が2012年より運営されている²⁸⁰。カンボジア国立銀行がライセンスを付与する全ての金融機関は、融資状況（金額、期間、担保状況等）、返済状況（延滞状況を含む）を CBC に報告することが義務付けられており、CBC は収集した個人及び事業者のポジティブ・ネガティブ情報の両方を金融機関に供与している。2020年にはローン履歴を持つユーザーがスマートフォンから自身のクレジットスコアやクレジットレポートを閲覧したり、クレジットモニタリングアラートを受信したりすることも可能になった²⁸¹。

④ 零細・中小企業の信用補完

カンボジア経済財政省は2020年、信用保証会社（CGCC）の設立を決め、2021年中に立ち上げが予定される²⁸²。新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた企業が事業継

²⁷⁸ <https://www.soksiphana.com/resources/alerts/project-bakong-an-alternative-technology-platform-to-enhance-payment-systems/>

²⁷⁹ <https://www.omfif.org/2020/06/cambodia-edges-towards-digital-payments/>

²⁸⁰ <https://www.facebook.com/bakongsystem/>

²⁸¹ <https://www.creditbureau.com.kh/>

²⁸² <http://business-partners.asia/cambodia/dictionary/credit-bureau-of-cambodia/>

²⁸¹ <http://business-partners.asia/cambodia/keizai-20201202-app/>

²⁸² <https://www.phnompenhpost.com/business/govt-approves-credit-guarantee-unit-boost-business-loans-key-sectors>

続に必要な運転資金を得るために、金融機関においてリスクヘッジ手段が必要であることから、政府は CGCC を通じて企業とのリスク分担を支援することで金融セクターがより多くの融資を提供できるようにする。CGCC が零細・中小企業の信用補完に活用されることが期待されている。

⑤ 金融リテラシーの向上

カンボジアの農村部ではマイクロファイナンス会社の活動が活発化し、金融包摂が進み始めたが、人々は金融に関する知識が不足し、知識のない人が安易な借入を行ったり、過剰債務に陥ったりと、社会問題が生じた。また、そうしたことが人々の不安を呼び起こし、金融機関を恐れ、金融包摂が進まない状況が生じたとみられる²⁸³。そうしたなかで、カンボジア国立銀行は主に若者をターゲットにして 2016 年より「Let's talk money」と銘打った金融に関する知識普及キャンペーンを開始した。インターネットのホームページに関連ビデオが掲載され、Facebook、Twitter、YouTube 等のプラットフォームも活用して情報宣伝の活動が行われている²⁸⁴。

さらに、情報宣伝のメディアを携帯電話ユーザーへも拡大する観点から、カンボジア国立銀行は 2018 年 9 月より「The 3-2-1 Service²⁸⁵」という無料²⁸⁶の電話情報サービスを始めた。これも金融に関する知識普及を図るキャンペーンであり、カンボジア国立銀行が Good Return 社の協力を得て行っている²⁸⁷。電話相談も可能となっており、貯蓄、信用、借り過ぎへの注意に関する知識が得られるようになっている。また、カンボジア国立銀行は文部科学省とも連携して 2019 年から小学生向けに金融に関する知識普及キャンペーンも開始した。

(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

カンボジアでは銀行を含む全ての金融機関がフィンテックを活用したサービス向上に向けた競争を展開している。支払サービス機関に限れば、2020 年 10 月末現在、24 機関がカンボジア国立銀行の認可を得てサービス提供を行っている（図表 2-8-2）。なお、モバイルアプリから始まったフィンテック企業である Wing 社は現在、専門銀行のライセンスを取得して

²⁸³ <https://www.khmertimeskh.com/50771437/nbc-informal-lenders-shouldnt-tarnish-all-industry/>

²⁸⁴ http://talkmoney.info/en_US/new-campaign-to-promote-consumer-empowerment-in-cambodia/

http://talkmoney.info/en_US/

<https://www.facebook.com/talkmoneyinfo/>

<https://twitter.com/nbccambodia>

https://www.youtube.com/channel/UC3GoCm_QGSSLjXZXvbcATfA/videos

²⁸⁵ 3-2-1 サービスは、携帯電話の普及率が高いカンボジアで、一般の人々が無料でアクセス可能な情報サービス。特に農村地域の人々に向けた貴重な情報源となっている。3-2-1 サービスを通じてカンボジアの人々は土地の権利、健康、家族計画、出産間隔などのトピックに関する情報の提供を受けることができる。金融情報は 2018 年 9 月にセルカード社、ビアモ社の協力を得てサービス開始となった。

<http://kh.321online.org/en/>

https://www.nbc.org.kh/download_files/news_and_events/announ_eng/Press_Release_Access_Finan_Edu_Tip_ENG.pdf

²⁸⁶ セルカード社の携帯電話で行われる無料サービス

²⁸⁷ <http://kh.321online.org/en/home/financial-inclusion/>

全国的なサービスを展開している。

カンボジアでは様々なフィンテックを支える活動が見られ、2018 年に設立されたフィンテック協会の会員数は 2021 年 1 月現在、約 50 社となっており²⁸⁸、今後サービス競争の激化も予想される。

2010 年代半ばに QR コード決済が急速に普及するなかで、カンボジアでは支払サービス機関が乱立する事態となり、2020 年にカンボジア国立銀行がバコンを正式に運用を開始するに至ったことは前述の通りである。バコンは異なる銀行、異なる MDIs、異なる支払サービス機関の間での送金や決済を簡便にし、顧客の利便性を高める可能性があるが、他方で既存の支払い機関の手数料収入の減少につながるなど、状況は今後も注視が必要であろう。

図表 2-8-2 カンボジアにおける支払サービス機関 (2020 年 10 月末現在)

1	True Money	9	Edeel (Cambodia)	17	WBS.KH.Payment Service
2	Ly Hour Pay Pro	10	ipay88 (Cambodia)	18	Dara Sakor Pay
3	Pi Pay	11	Bongloy Payment	19	Bai Sen Technology
4	Asia Cash Express	12	Tian Xu International Technology	20	AETRINO GLOBAL
5	Seatel Financial Service	13	Huione Pay	21	Paragon Payment Service
6	Speed Pay	14	E-Money Payment Solution	22	Kess Innovation
7	Canadia Fullerton Mobile Money	15	Dragonfly Fintech (Cambodia)	23	GBCI Ventures
8	Coolbill	16	Dynamic Payment	24	LM Pay

(資料)カンボジア国立銀行

カンボジアは、重いドル化経済の中、金融の対外開放が進んできた。携帯電話の普及率は高く、デジタル技術やフィンテックは急速な進歩を遂げている。決済インフラの改善が課題と認識され、ブロックチェーン技術と分散台帳を活用したバコンの導入や小口 RTGS システムの導入は重要なステップになると見られる。また、日本企業がこれに協力できたことは、これまでの日本政府の活動により培われた信頼が土台になったとも考えられる。

新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止の観点から、カンボジアでも人々の移動が制限され、収入が減少した層が存在する。そのため、個人による借り入れ需要が増大する可能性がある。金融サービスの利用者のすそ野が広がることは、金融包摂の観点では歓迎すべきだが、過重債務者の増大などの副作用も防ぐ必要がある。弱者の支援につながる短期的な措置に加えて、長い目では金融リテラシーの強化に向けた取り組みの継続が重要と見られる²⁸⁹。日本はカンボジアが抱える経済・社会の様々な問題や課題について理解を深め、政策対話等の交流を行うことが有用と考えられる。また、ビジネス上の往来を深めることも両国間の関係強化の上で重要と考えられる。

²⁸⁸ <http://cambodiafintech.org/>

²⁸⁹ <https://www.khmertimeskh.com/50799995/nbc-outlines-2021-risks-for-personal-debt-growth/>

9. ラオス

(1) 金融包摂の現状と課題

ラオスでは、1986 年より、市場原理を取り入れる改革に着手し、国際援助やインフラ投資の受け入れなどで対外開放策を進めている²⁹⁰。ただし、政治や社会の運営の土台には従来の社会主義的なものが残されており、例えばカンボジアと比べた場合、対外開放の度合いや開放ペースは緩慢である。

自国通貨はキップが流通しており、隣国カンボジアのような深いドル化は見られない。しかし、預金に占める外国通貨の割合は 54%と決して低くなく、近年、その比率は若干増加傾向にある。自国通貨への信認は必ずしも高いとは言えない状況も見られる²⁹¹。

人口 700 万人のうち、27%が都市部に居住し（その 3 分の 1 が首都ビエンチャン在住、3 分の 2 が地方の大都市に居住）、残る 73%は山間部を含む農村部に居住する。2018 年の電気普及率は都市部で 99.5%、農村部で 97%だが、携帯電話の普及率は 2019 年で 60%にとどまっている。山間部や農村部には貧しい地区も残り、そうした地区での携帯電話の普及は都市部に比べさらに遅れていると推察される。

主要産業は農業であるが、豊富な水力資源や鉱山の開発で外国資本が活用され、都市部を含むインフラ建設需要を背景に建設業が盛んである。これまでダムや水力発電所の建設によって高い経済成長が実現されてきたが、ダム建設も計画を見直す必要が生じ、2020 年以降は新型コロナウイルス感染症によって観光業やサービス業が打撃を受けており、ラオス政府にとって財政収支や対外債務の管理が重要課題として浮上している。

ラオスの金融セクターは、銀行及びマイクロファイナンス会社等のノンバンクによる間接金融が中心的役割を担っている。金融監督は中央銀行（Bank of the Lao P.D.R.: BOL、以下、中央銀行）が担っており、2019 年現在、43 行の銀行と 188 の非銀行金融機関を監督している。銀行セクターは、国有商業銀行 3 行、専門銀行 1 行、外国合弁商業銀行 3 行の計 7 行が公的な銀行として分類できる（図表 2-9-1）。その他は、民営銀行が 8 行、外国銀行子会社が 9 行、外国銀行の支店が 19 行ある²⁹²。2020 年末の融資シェアは、国有商業銀行が 47%、外国合弁商業銀行が 11%、民営銀行が 24%、外国銀行が 18%となっている²⁹³。預金シェアは、国有商業銀行が 55%、外国合弁商業銀行が 7%、民営銀行が 21%、外国銀行が 17%となっている。これらのなかで最大手といえるのはラオス外国貿易銀行（Banque Pour Le Commerce Extérieur Lao : BCEL）であり²⁹⁴、ラオスの金融セクターの中で大きな存在感を示す。同行は外国合弁商業銀行における出資者でもある。

²⁹⁰ ラオスでは 1975 年に王制が廃止となり、ラオス人民民主共和国が、ラオス人民革命党による一党支配を前提とした社会主義体制の国として建国された。しかし、社会主義路線が経済停滞を招いたことから、1986 年より経済運営では市場原理を取り入れる改革に着手した。

²⁹¹ https://www.bol.gov.la/en/fileupload/03-11-2020_1604368441.pdf (P12)

²⁹² https://www.bol.gov.la/en/fileupload/03-11-2020_1604368441.pdf (Table 18)

²⁹³ https://www.bol.gov.la/en/Money_and_Banking

²⁹⁴ 元々はソ連など共産圏にあった外国貿易銀行のラオス版。ラオス外商銀行とも称される。

銀行全体で、支店数は 112、サービス拠点は 541、両替所は 35 で、ATM は 1,305 台となっている。2017 年時点で成人の銀行口座保有率は 29% でクレジットカード保有率は 1% にとどまる（図表 1-1）。

図表 2-9-1 ラオスの銀行種類別貸出・預金残高及びシェア（2020 年末）

（単位：10億キップ）

銀行種類	貸出		預金	
国有商業銀行（3行） State - Owned Commercial Bank	36,816	47.1%	56,184	54.8%
外国合弁商業銀行（3行） Joint State Commercial Bank	8,510	10.9%	7,394	7.2%
民営銀行（8行） Private Bank	18,684	23.9%	21,490	21.0%
外国銀行支店（19行） Foreign Commercial Bank Branch	14,177	18.1%	17,454	17.0%
合計	78,187	100.0%	102,523	100.0%

- （注）1. 国有商業銀行（3行）は、ラオス外国貿易銀行（Banque Pour Le Commerce Extérieur Lao）、ラオス開発銀行（Lao Development Bank）、農業振興銀行（Agricultural Promotion Bank）。
 なお、本表には非営利政策銀行であるナニョバイ銀行（Nayoby Bank）は含まない。
 2. 外国合弁銀行（3行）は、ラオ・ベトナム銀行（Lao-Viet Bank）、バンク・フランコ・ラオ（Banque Franco-Lao）、ラオ・チャイナ銀行（Lao China Bank）。

（資料） Bank of the Lao P.D.R.

非銀行金融機関については、預金受入が可能なマイクロファイナンス会社（Microfinance Deposit-taking Institutions：MDIs）が 20 社、預金受入不可のマイクロファイナンス会社（狭義の Microfinance Institutions：MFIs）が 77 社、貯蓄・信用組合が 30 社となっている。その他に 29 社のリース会社、27 社の質屋、5 社の送金代理が中央銀行の監督下に置かれている。これら広義のマイクロファイナンス会社の数は、2014 年末に既に 123 社あり、2019 年末は 127 社と²⁹⁵ここ数年では大きな増加は見られていない。

ラオスでは、特に中小企業に関しては、国有商業銀行や外資系銀行のフォーマルな金融セクターから融資を受けることは簡単ではなく、多くは MFIs などのセミフォーマルな金融セクター、またはインフォーマルな金融セクターからの資金調達に頼ってきたのが実情である。国際的ドナー機関の支援を受けて業務を行っている Village Development Fund もインフォーマルな金融の一端を担っている²⁹⁶。こうしたセクターはラオスの民営企業の発展のために重要性が高いと考えられる。

²⁹⁵ MDIs、狭義の MFIs、貯蓄・信用組合の合計。

²⁹⁶ LMFA[2015]

(2) 金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

ラオスにおけるマイクロファイナンスは、1990年代以降、国際的なドナーや非政府組織（NGO）の支援を受けた非営利のマイクロクレジットプロジェクトを中心に推進されてきた。ラオス政府は社会経済の発展と貧困削減への貢献を目指し、これらのプロジェクトを積極的に受け入れてきた。国際的なドナーのなかでも、国連資本開発基金（UN Capital Development Fund: UNCDF）は、1982年より現地で活動を開始し、中央銀行との協働のなかで、同国の金融包摂の推進において中心的な役割を担ってきている²⁹⁷。UNCDFは2013年以降、「貧困層のための金融へのアクセスをより包括的にする（Making Access to Finance More Inclusive for Poor People: MAFIPP）」プログラム²⁹⁸を実施している。

① デジタル・ファイナンス

MAFIPPと関連して実施されている「貧困層のためのモバイルマネー（Mobile Money for the Poor: MM4P）」プログラム²⁹⁹は、ラオスにおける金融包摂を進めるための具体的な取り組みとして注目される。「MM4P」に関しては、豪州の政府開発援助機関からの技術支援のもと、ラオス側との協働が進められている。モバイルマネーやエージェント・バンキングを含むデジタル・ファイナンスを可能にするための規制フレームワークの全面的な開発と実施の支援、デジタル・ファイナンスの認知度を高めるための調査、交流、ワークショップなどに資金が投入され、多くの金融機関等のための戦略や商品設計の支援が行われてきた。

その1つの成果として、ラオス最大の国有商業銀行であるBCELによる「BCOME（BCEL Community Money Express）」というエージェント・バンク・サービスが2015年に開始された³⁰⁰。このプロジェクトはラオスにおける金融包摂と同時に、デジタル・ファイナンスの発展に向けた基礎を作る役割を果たしている。これまで銀行の支店やサービス・ユニットが近隣にないため銀行取引と無縁だった人々が、機能は限定されるが銀行の出先として設置されたエージェントに赴くことで預金や送金の銀行サービスを受けることが可能になった。2018年からは第2フェーズに入り、公共料金や道路税支払いなど提供サービスの拡充が図

²⁹⁷ <https://www.uncdf.org/laopdr>

ラオスは1971年に国連から後発開発途上国（Least Developed Country: LDC）に認定されている。UNCDFは2010年代に入って、LDC向けに「アクセスを可能にする（Making Access Possible: MAP）」という横断的な診断アプローチを作り、金融包摂を推進する政策枠組みとし、ドナー間のコーディネーター役も果たしてきた（<https://www.uncdf.org/map/homepage>）。これに対してラオス政府は中央銀行を窓口機関に指定して、協働を進化させてきた。

UNCDFは金融インフラと金融サービスの供給側の能力の強化などのプロジェクトに取り組んでいるが

²⁹⁸ <http://www.uncdf.org/download/file/127/5938/100418-dawn-of-digital-finance-english-2pdf>

²⁹⁹ <https://www.uncdf.org/mm4p/home> ;

<https://www.uncdf.org/article/2507/agents-revolution-on-the-ground-lao-pdr> ;

https://49c3fa22-938e-4695-a5c4-9fbc620eef04.filesusr.com/ugd/4a15c6_6d93230c7af64c0d8afe7df4bde66cf7.pdf ;

https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKewjFtPGg4HvAhVRIqYKHVmuAMsQFjAAegQIARAD&url=http%3A%2F%2Fwww.uncdf.org%2Fdownload%2Ffile%2F127%2F6049%2Fflaoreport1dfspdf&usg=AOvVaw0OHH_UZFa7IlrO3ZLwXE2Q

³⁰⁰ UNCDF（2018）<http://www.uncdf.org/download/file/127/5938/100418-dawn-of-digital-finance-english-2pdf>

られており³⁰¹、エージェント数は、2015 年時点の 12 から 2019 年末には 692 に拡大した³⁰²。

こうした動きと並行して、ラオスでは国家決済システム法 (National Payment System Law) の制定作業が進み、2018 年 4 月より施行された。これに基づいて中央銀行はより詳細な規則や規制を制定することが可能になり³⁰³、新規参入者向けの規制の明確化が図られ、非銀行金融機関にも新たな機会が開かれることになった³⁰⁴。加えて、2020 年 6 月には即時グロス決済 (RTGS) と小口の自動決済 (Automatic Clearing House: ACH) の機能を併せ持った「Lao Payment and Settlement System (LaPASS)」が稼働している。このように、ここ数年でラオスの決済に関する法整備を含むインフラ整備が着実に進んできていることは、金融包摂の施策を進める上で重要な意味を持つ³⁰⁵。

② QR コードを活用した金融の利便性向上

BCEL は 2017 年 11 月、“BCEL One”というスマートフォンの QR コードを利用した決済サービスを開始した。さらに、2018 年 3 月、BCEL はタイの商業銀行であるタナチャート銀行と業務提携を行い、翌年 (2019 年) 4 月に送金サービスが開始となった。

BCEL の他、ラオ・ベト銀行、ラオス開発銀行、アクレダ銀行、ジョイントデベロップメント銀行も、QR コードによる決済システムサービスを展開しており³⁰⁶、そうしたなかで、中央銀行は 2020 年 1 月、国内の統一 QR コード規格を打ち出した³⁰⁷。現在、上記 5 行を含む有力商業銀行 7 行は、共通のモバイルバンキングアプリを開発中であり、2021 年第 1 四半期にはリリースされる予定である。このアプリによる決済は、ラオ国家支払ネットワーク (LAPNet) 上で実施されることになる³⁰⁸。このように、決済における QR コードの規格が無秩序な乱立状態に陥ることを防ぐための取り組みが、中央銀行を主体に進められている。

③ 本人確認及び個人の信用情報制度の整備

ラオス政府は従前より国民に身分証明書 (ID Card) を発行していたが、2015 年より中国の華為テクノロジー社の現地法人の支援を得て新 ID Card の発行が始まった。これは E-ID プログラムと呼ばれており、政府が重視するデータ管理ハイテク化プロジェクトの一環をなすものであり³⁰⁹、金融包摂の推進に何らかの形で寄与することになると推察される。

³⁰¹ https://www.bcel.com.la/bcel/bcelweb-datas/file-path/bcel-news/en/bcel_web_file_130_ea24ceb8fdb79c22802e01c688f58af5.pdf

³⁰² https://www.bcel.com.la/bcel/bcelweb-datas/financial-info/annual-rpt/en/bcel_web_file_23_a1c2e85f693a1eaf31a554d494350272.pdf

³⁰³ Decision on Retail Payment System (2019 年 4 月)、Decision on Lao QR Code Standard for Payment (2020 年 3 月)、Decision on Payment Service Provision (2020 年 3 月)、Decision on Lao Payment and Settlement System (2020 年 5 月)

³⁰⁴ <https://www.uncdf.org/article/3302/10th-digital-finance-working-group-in-lao-pdr-is-a-clarion-call-for-digital-finance>

³⁰⁵ https://www.bol.gov.la/en/fileupload/06-07-2020_1594023149.pdf

³⁰⁶ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/04/71bffa53d49c0050.html>

³⁰⁷ https://www.bol.gov.la/en/fileupload/02-04-2020_1585800369.pdf

³⁰⁸ https://www.bol.gov.la/en/fileupload/14-12-2020_1607936576.pdf

³⁰⁹ <https://www.facebook.com/watch/?v=486799628138347>

2019 年 12 月、中央銀行は IT 部門の下にあった信用情報局（CIB）をラオス信用情報会社（LCIC）に格上げた³¹⁰。商業銀行とノンバンクによる信用供給から生じるデフォルトを防止・軽減し、不良債権の発生を抑えて金融の安定を図ることが狙いとされる。また、会員金融機関が融資の可否を判断するために必要な様々な情報を提供することを通じて、融資の質の向上も期待されており、制度の整備については一歩前進が見られる。

④ 農村向け金融

ラオスの農村における金融包摂は、2010 年代には、“Microfinance for the Rural Areas - Access to Finance for the Poor（MRA-AFP）”プロジェクトとして主にドイツとオーストラリアの政府開発援助によって行われてきた³¹¹。2012 年時点で人口の 80%が農村部に暮らすなかで、ドイツによる Village Bank の運営支援は 4 州 13 地区の 260 行に及び金融包摂や貧困削減に寄与する重要施策であった。このプロジェクトは農村部における零細及び中小企業（MSMEs）向けの支援に加えて、女性を支援する目線の支援も含むものとなっている。

⑤ 零細及び中小企業（MSMEs）向け金融

MSMEs 向けの金融サービスの供給体制は脆弱であり、2010 年代以降、日本政府も技術支援を行っており³¹²、2010 年代の中頃からは Lao Access to Finance Fund（LAFF）としてドイツの技術支援も取り入れて取り組んでいる³¹³。民営企業の振興には金融を含めた社会全体での取り組みが必要なため、引き続き粘り強く推進することが求められている。

⑥ 金融リテラシーの向上に向けた努力

ラオスの中央銀行は、開発パートナーとともに、重要な経済的なスキルの一環として人々に金融リテラシーを向上させるべく、2014 年より金融の基礎知識を促進するためのロードマップ作成に取り組み、2018 年に完成させた。同年末、中央銀行は、「金融包摂を支える金融教育と消費者保護の役割」をテーマに会議を開催した³¹⁴。また、ADB はラオスの金融リテラシーに関する 2019 年 3 月のワーキングペーパーで、スマートフォンの保有率が相対的に高い若年層（30 歳未満）や都市部などでは、金融リテラシーが高く、フィンテックの活用前提条件として ICT インフラの整備にも力を入れる必要があることを強調している³¹⁵。こうした分析がラオスを含む途上国の金融リテラシー向上に資することが期待される。

³¹⁰ https://www.bol.gov.la/en/fileupload/23-12-2019_1577070983.pdf

³¹¹ <https://www.giz.de/en/downloads/giz2014-en-rural-finance-loas.pdf> ; https://www.bol.gov.la/en/fileupload/02-04-2020_1585810566.pdf

³¹² https://www.mof.go.jp/pri/international_exchange/technical_cooperation/index.htm

³¹³ https://www.bol.gov.la/en/fileupload/25-02-2021_1614242761.pdf ; https://www.bol.gov.la/en/fileupload/10-11-2020_1604996480.pdf

³¹⁴ <https://www.phnompenhpost.com/business/bank-lao-pdr-set-promote-financial-literacy-nationwide>

³¹⁵ <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/491631/adb-wp933.pdf>

(3) フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

ラオスでは 2018 年以降、銀行によるモバイル決済サービスの普及に加え、モバイルキャリアによるサービスも拡大しつつある。銀行サービスが行き届かない農村部でも QR コードを活用した金融サービスが普及し始めている。ラオスの通信最大手スターテレコムの子会社であるスターフィンテックは 2019 年 8 月にモバイルアプリの E ウォレットサービス U-Money を開始し、それから 1 年を経た 2020 年 8 月には、1 万店舗の決済ネットワークの構築と、10 万人のユーザーを獲得したと発表している。同サービスは各大手銀行の口座との送金を可能とするとともに、契約店舗で少額の現金の出し入れも可能となっている³¹⁶。こうした動きを保証するための法的整備も進み始めている³¹⁷。

ラオスにおいては、他国のようにフィンテックのスタートアップ企業による先端的技術の開発及び導入を競う動きはあまり見られない。人口が少なく、各州に散らばっていることに加え、社会主義国らしい許認可権限が強い政治・行政風土の下で、法的整備は遅れ気味であり、スタートアップの活動に有利なビジネス環境は整っていたとは言い難い。そうしたなかで、ラオス政府は、他国で開発された信頼できる安定した技術を適切なタイミングで安価に導入することが課題となる。その際は、どの国の、どの企業から技術を導入するかが問題となり、ベトナム、中国、タイが主たる候補国になる。ラオスにおいては経済の底上げが引き続き最優先の課題であり、自らのおかれた国情に即してバランスを取りながら、国民に対して可能な限り早期に利便性の高い金融サービスを提供して行くことが課題となっている。

ラオスでは 1990 年代以来、マイクロファイナンスを中心に国際的なドナーの支援を得ながら、金融包摂に向けた努力が行われてきた。2010 年代の半ばからは UNCDF がコーディネーターとしての存在感を高めるなか、豪州やドイツなどの政府開発援助機関の協力を得て、デジタル・ファイナンス・サービスを含む金融包摂に向けた努力が続けられた。

中央銀行は、援助の実施窓口機関として役割を果たしながら、金融の監督とサービスの推進役を担い、2018 年には決済システム法など重要な法整備を行い、銀行及びモバイルキャリアによるデジタル・ファイナンス・サービスの提供を進める努力をしてきた。また、「一帯一路」を推進する中国からの協力を引き出しつつ、「特別な関係」にあるベトナム、そしてカンボジア・タイなどの近隣諸国との交流も行いながら、金融包摂に向けた努力が行われた。その際は混乱を避け、秩序を維持して物事を進めようとする慎重な姿勢が見られる。

農村部や低所得層を対象とする金融包摂に関しては、既にドイツ等のドナーが活動しており、日本が支援する余地はさほど大きくないとみられるが、仮に支援を行う場合は、経済の発展段階や国情を踏まえ粘り強く進める必要があると考えられる。

³¹⁶ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/08/d1df42b0755c8f54.html>

³¹⁷ 脚注 13. <https://www.zicolaw.com/resources/alerts/new-license-requirement-in-lao-payment-services-sector/>

10. ブルネイ

(1) 金融包摂の現状と課題

① 現状

ブルネイは、石油・天然ガス部門が経済の約 6 割、輸出の約 9 割を占めるなど同部門への依存度が極めて高い経済構造となっている。同部門を中心とした経済発展により、2019 年時点の 1 人当たり GDP は約 3 万ドルと ASEAN の中ではシンガポールに次いで高い水準にあり、個人に対する付加価値税 (VAT) や消費税のほか、所得税や住民税などはなく、医療サービスや大学までの教育の無償提供、全国民に対する米や住宅の補助など充実した社会保障サービスを実現している。また、人口 (約 44 万) の約 8 割はイスラム教徒 (ムスリム) が占め、金融においてもイスラム教の理念に則ったサービスが重要な役割を果たしている³¹⁸。

ブルネイは銀行中心の金融システムであり、かつ資産全体の 5 割超を占めるイスラム銀行のプレゼンスが大きい³¹⁹ (図表 2-10-1)。イスラム銀行は、地場最大手のブルネイ・ダルサラーム・イスラム銀行 (Bank Islam Brunei Darussalam: BIBD) のほか、同国初のイスラム銀行として設立されたブルネイ・イスラム信託基金 (Perbadanan Tabung Amanah Islam Brunei)、零細・中小企業 (MSMEs) 向けにイスラム金融を提供する Bank Usahawan の 3 行がある (図表 2-10-3)。ブルネイ・イスラム信託基金は、1991 年の設立以来、ムスリムの貯蓄 (特に巡礼用貯蓄預金) や資産運用などのサービスを手掛けてきた歴史がある。このほか、伝統的な商業銀行、ファイナンス会社 (FC)、保険会社、イスラム保険 (タカフル) 事業者³²⁰がある。商業銀行の子会社である FC3 社 (伝統的 FC : 2 社、イスラム FC : 1 社) の貸出は、大半がオートローンであるが、資産・貸出規模ともに減少傾向を辿っている。このほか、伝統的な現金調達手段としては、イスラム型の質屋 (Ar-Rahnu、ラフン) があり、BIBD が提供するラフン・マイクロファイナンス (Ar-Rahnu Micro Financing)³²¹が Ar-Rahnu 業者としてブルネイ通貨庁 (Autoriti Monetari Brunei Darussalam: AMBD、中央銀行) の認可を受けている。

2019 年時点の成人の銀行口座保有率が 81.4%と、金融包摂に関しては一定の水準に達していると言える (図表 1-1)。ただし、銀行の預貸率は 37.6%と低く、民間部門向け信用は GDP 比 36%にとどまっており、オーババンクの問題が指摘されている。

また、行政区別に支店・ATM 数をみると、首都バンドルスリブガワンが位置するブルネイ・ムアラ地区が最も多く、次いで第二の都市クアラブライトが位置するブライト地区、ツトン地区、テンブロン地区の順となっている (図表 2-10-2)。

³¹⁸ ブルネイにおける法枠組みは、コモンローとシャリアの 2 つの枠組みに基づいて運営されており、銀行セクターも同様に「2006 年銀行令 (the Banking Order 2006)」及び「2008 年イスラム銀行令 (the Islamic Banking Order, 2008)」に基づく。

³¹⁹ 金融システムの資産全体に占めるイスラム銀行のシェア (2019 年 9 月末時点) は、イラン、スーダン、サウジアラビアに次ぐ世界第 4 位 (<https://www.ifsb.org/sec03.php>)

³²⁰ 「タカフル」は、イスラム教の教義に則った保険の仕組み (相互扶助制度)。

³²¹ <http://www.bibd.com.bn/personal/financing/ar-rahnu-micro-financing/>

図表 2-10-1 金融システムの概要

	資産 (億ブルネイドル)	資産シェア (%)
銀行セクター	186	83.4
商業銀行	65	29.1
イスラム銀行	121	54.3
ファイナンス会社	19	8.5
保険セクター	18	8.1
保険会社	12	5.4
タカフル事業者	6	2.7
合計	223	100.0

(注)2019年時点。

(資料) AMBD[2020a]より国際通貨研究所作成

図表 2-10-2 ブルネイにおける銀行の支店・ATM 数

	人口 (2019年 時点)	支店数 (10万人 当たり)	ATM数 (10万人 当たり)
Brunei Muara	319,500	39	12.2
Belait	75,900	9	11.9
Tutong	52,700	3	5.7
Temburong	11,400	2	17.5

(資料)ブルネイ財政・経済省、AMBD統計より国際通貨研究所作成

図表 2-10-3 ブルネイにおける銀行セクター概要

銀行名	業態	設立年	国籍	支店数 (本店を含む)
国内銀行				
Baiduri Bank Berhad	商業銀行	2019年1月	ブルネイ	13
Bank Islam Brunei Darussalam (BIBD) Berhad	イスラム銀行	2005年2月	ブルネイ	18
Perbadanan Tabung Amanah Islam Brunei Berhad (TAIB)	銀行業務を行うイスラム信託基金	1991年10月	ブルネイ	9
Bank Usahawan	イスラム銀行(零細・中小企業向け)	2017年	ブルネイ	3
国際・地域銀行支店				
Standard Chartered Bank	商業銀行	1958年4月	英国	6
Bank of China (Hong Kong) Limited	商業銀行	2016年11月	香港	1
United Overseas Bank (UOB) Limited	商業銀行(法人業務のみ)	1974年	シンガポール	1
Malayan Banking Berhad(Maybank)	商業銀行	1960年	マレーシア	2
RHB Bank Berhad	商業銀行	1964年	マレーシア	1
State Street (Brunei) Sdn Bhd	商業銀行(カストディ業務)	2011年	ブルネイ	1

(資料) AMBD[2020c]より国際通貨研究所作成

② 課題

ブルネイにおける金融包摂は、既に一定の水準に達していると考えられるものの、さらなる課題としては、MSMEs や外国人労働者の金融アクセス改善などが挙げられる。MSMEs 向け貸出拡大に向けて、AMBD が 2012 年に信用情報機関を設立、金融機関から収集した信用情報を会員会社に対してオンラインで提供している。また、2016 年末には担保登録システムが稼働し、個人や企業が動産を担保として登録することが可能となっている。また、財務省は 2017 年に MSMEs 向け貸出を専門とする Bank Usahawan を設立した。設立後間もないこともあり、銀行貸出に占めるシェアは 1% (2019 年末時点) にも満たないが、与信実行が速く (短期: 1 週間、長期: 3 週間)、キャッシュフロー・ベース (商業銀行は担保ベース) での融資などを行っており、今後の拡大余地は大きいとみられる。MSMEs 向け貸出に関する統計は公表されていないが、2019 年時点で銀行貸出全体の 6%程度とみられる³²²。なお、従来の信用保証制度は Bank Usahawan に移管されたものの、保証プロセスに時間を要する³²³などの問題があり、現在は活用されていない模様である。

³²² ADB [2020]

³²³ 平均 3〜4 ヶ月、場合によっては 6 ヶ月。

また、人口が少ないため、外国人労働者への依存度が高く、民間部門の労働者の大半は外国人労働者が占める。インドネシア、バングラデシュ、フィリピン、インド、マレーシアなど近隣アジア諸国からの労働者（5 ヶ国で外国人労働者の約 9 割）が、建設、卸売・小売、ホテル・飲食店、家事サービス（メイド等）などのサービス業に多く従事している。母国への送金手数料の高さなどが課題として指摘されており、海外送金を含む低コストの決済システムの実現が求められる³²⁴。

（2）金融アクセス向上のための政府当局・中央銀行の施策

ブルネイ政府は、石油・ガス部門への過度の依存から脱却し、教育及び生活の質を高めるべく、2007 年に 2035 年までの長期的な国家ビジョン「Wawasan 2035」を公表し、その実現に向けた 10 年間の「開発戦略及び政策枠組み（OSPD）」及び 5 年間の「第 11 次国家開発計画(RKN11)2018-2023」に基づき産業育成に取り組んでいる。この中で、金融サービス部門については、2035 年までに GDP 比 8%（2019 年時点：5.4%）へ引き上げる目標を設定している。MSMEs の育成も重点の一つと位置付けられており、2016 年に財務省傘下に中小企業庁（DARe）を設立、能力開発や資金調達支援などを行っている。

2011 年に設立された AMBD³²⁵は、2016 年に「金融セクター・ブループリント（Financial Sector Blue Print: FSBP）2016-2025」³²⁶、2018 年には「デジタル決済ロードマップ（Digital Payment Roadmap）」³²⁷を公表し、金融セクターの改革を推進している。FSBP では、①通貨と金融の安定、②競争力のある革新的な金融機関とサービス、③頑強で近代的なインフラ、④国際統合の強化、⑤人材開発の 5 つを柱とし、金融商品・サービスの質の革新及び改善、消費者保護の強化、金融リテラシーの向上に主眼が置かれている。デジタル決済ロードマップでは、①規制とイノベーションのバランス、②オープンなデジタル決済の採用、③国民の意識向上と教育の 3 つを戦略分野として位置付け、デジタル金融包摂のレベル向上に貢献するデジタル決済商品やサービスのイノベーションを目指している。

インフラ面では、2014 年 11 月に即時グロス決済システム（RTGS）、2016 年 5 月に自動クリアリング・ハウス（ACH）を導入したことにより、電子決済が可能となったほか、POS ネットワークなどの決済手段はほぼ確立されている。しかし、RTGS での決済は銀行のみに認められており、サービスコストの高さ³²⁸の問題が指摘されている。他方、POS ネットワークの対象は、クレジットカード保有者のみであり、翌日（T+1）決済となる。なお、インターネット普及率は 95%、モバイル接続率は 130%と高い水準にあるほか、指紋生体認証を備えた身分証明書（スマート ID）とリンクした全国共通の電子認証キー（e-Darussalam Account）

³²⁴ <https://thescoop.co/2020/12/10/covid-19-drives-116-growth-in-interbank-fund-transfers-ambd/>

³²⁵ 従来、財務省の傘下にあった 4 組織（Financial Institutions Division, Brunei Currency and Monetary Board (BCMB), Brunei International Financial Centre, Research and International Division）が移管された。

³²⁶ AMBD [2016]

³²⁷ <https://www.ambd.gov.bn/Lists/Publications/Displayitem.aspx?ID=66>

³²⁸ 銀行間送金が RTGS の場合 10～30 ブルネイ・ドル（800～2,400 円）、ACH の場合、1.6～3 ブルネイ・ドル（100～240 円）。AMBD [2020b]

は、電子本人認証（e-KYC）として利用可能となっている。

また、2017年には「国家金融リテラシー評議会（National Financial Literacy Council: NFLC）」が設立された³²⁹。NFLCは、金融リテラシー戦略の策定及び実施状況のモニタリング等の役割を担っている。AMBDは、様々なターゲットや年齢層を対象に金融リテラシーコースやイベントなどを開催している。例えば、貯蓄慣習の推進に向けた取り組みとして、2016年にAMBDが教育省（MOE）や従業員信託基金と協働で「全国貯蓄デー（National Savings Day）」のロードショーを各地で開催した³³⁰。

さらにAMBDは、ブルネイをイスラム金融のハブとすべく、研修機関として「イスラム銀行・金融・マネジメントセンター（Centre for Islamic Banking, Finance and Management: CIBFM）」を設立した。MOEは、AMBDのイスラム金融アドバイザリー・ユニットと協働でブルネイ大学（Universiti Brunei Darussalam: UBD）やイスラム・スルタン・シャリフ・アリ大学（Universiti Islam Sultan Sharif Ali: UNISSA）、地場のイスラム銀行BIBDなどにおけるイスラム金融教育を支援している。

（3）フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況及び課題

ブルネイにおいては、金融機関によるフィンテックを活用したオンライン決済と送金サービスのほか、スタートアップ企業による決済や貸出などのサービスが拡大している。

AMBDは、2017年にFinTech Officeを設立、フィンテックを活用した実証実験（FinTech Regulatory Sandbox）を実施している。実証実験には、BruPay n Bhd（スマートフォンアプリ「BruPay」を用いた電子ウォレット）、BEEP Digital Solutions Sdn Bhd（AliPay）、MMB Transfer Sdn Bhd（ブロックチェーン技術を用いた送金・デジタル国際決済）、Jana Kapital（シャリアに則したP2Pクラウドファンディングプラットフォーム）の4社が参加している³³¹。既に実用化されているものとしては、イスラム銀行BIBDが2014年に立ち上げたオンライン決済プラットフォーム「BIBD NEXGEN Wallet」及び「QuickPay」、BIBDと地場の通信会社Progresifの協働によるモバイルウォレット「ProgresifPay」などがある。2020年は新型コロナウイルス感染の影響もあり、QuickPayを活用した決済額は200%の伸びとなった。2020年にはThe Asian Banker International Excellence in Retail Financial Awards 2020でベスト・リテール・バンクを受賞している³³²。

³²⁹ NFLCは、教育相が議長を務め、メンバーは、首相府（Prime Minister's Office: PMO）、財務経済省（Ministry of Finance and Economy: MOFE）、宗教省（Ministry of Religious Affairs: MORA）、内務省（Ministry of Home Affairs: MOHA）、教育省（Ministry of Education: MOE）、文化・青年・スポーツ省（Ministry of Culture, Youth and Sports: MCYS）、AMBD、従業員信託基金（Employee Trust Fund: TAP）、銀行協会（Brunei Association of Banks: BAB）、保険・タカフル協会（Brunei Insurance and Takaful Association: BITA）、金融企画協会（Financial Planning Association of Brunei Darussalam: FPAB）、資本市場協会（Brunei Darussalam Capital Market Association: BCMA）。AMBD、MOE、TAPが事務局を務める。

³³⁰ <https://ambd.gov.bn/Lists/News/DisplayItem.aspx?ID=191&ContentTypeId=0x01040013E26435B72C28499D11105B93AD3652>

³³¹ <https://www.ambd.gov.bn/development/fintech>

³³² [https://www.theasianbanker.com/updates-and-articles/bank-islam-brunei-darussalam-\(bibd\)-awarded-best-retail-bank-in-brunei-at-the-international-excellence-in-retail-financial-services-awards-2020](https://www.theasianbanker.com/updates-and-articles/bank-islam-brunei-darussalam-(bibd)-awarded-best-retail-bank-in-brunei-at-the-international-excellence-in-retail-financial-services-awards-2020)

第3章 わが国当局への提言

わが国と ASEAN 各国との支援・協力は、各国の経済及び金融システムの発展段階等を考慮する必要があるものの、大きな柱としては、①各国における金融インフラ拡充への支援（制度枠組み、決済インフラ、人材育成等）、②低コストの小口クロスボーダー決済サービスの実現、③フィンテック・デジタル金融分野での連携などが挙げられる。

1. 各国における金融インフラ拡充への支援（制度枠組み、決済インフラ、人材育成等）

遠隔地あるいは低所得層の金融アクセス改善については、MFIs やエージェント・バンクの仕組みなどを活用した金融サービスの提供に加えて、フィンテックなどデジタル金融サービスの活用が進んでいる。デジタル金融サービスの推進を通じた金融包摂の実現に向けては、官民のコミットメント、法・規制枠組み、金融・情報技術（ICT）インフラの3点がポイントとなる³³³。デジタル金融サービスの活用に伴い、金融包摂の改善にプラスの効果が期待される反面、サイバーセキュリティ、本人確認（KYC）、プライバシー、消費者保護などの消費者の利益に関わる新たな課題や金融システムの安定性に関わるリスクなどが指摘されており、金融教育や消費者保護の枠組みを併せて整備することが不可欠となっている。こうした各国の決済システムや KYC に関わるインフラの整備・普及、サイバーセキュリティ対応などの分野では人材育成を含めて協力・支援の余地は大きい。カンボジアでは、日本企業の技術によりブロックチェーン技術と分散台帳を活用したバコンが導入され、決済インフラの改善に大きく貢献している。当社の技術はインドネシア国内第3位の商業銀行 BCA（Bank Central Asia）のデジタル認証システムに採用³³⁴されるなど、横の広がりもみられる。なお、デジタル金融包摂の実現に向けては、デジタル決済に不可欠な安定した電力や通信・インターネット接続などのインフラ整備も重要であり、金融インフラに合わせて通信環境整備等の支援も必要となろう。

MSMEs の金融アクセス改善に向けては、まず借手側の融資可能性（bankability）の向上につながるような支援が引き続き求められる。一部の国では、日本や国際機関の支援などにより、財務情報の透明化、信用保証制度や担保制度の創設・改善、債務者情報システムの構築などが進められている。もっとも、信用保証制度については、保証プロセス及び与信実行までに時間がかかるといったことなどを背景に十分に活用されていないという問題があり、制度の運用面での改善や、与信を担う人材育成などの余地はある。加えて、貸手となる金融機関では、ブルーデンス規制のほか、マネーロンダリング防止（AML: anti-money laundering）及びテロ資金供与対策（CFT: combating the financing of terrorism）など各種規制への対応やコストなどの問題から、低所得層や零細事業者に対する与信リスクを直接取りづらい面もあ

³³³ Aviles, Ana Maria; Sitorus, Djauhari; Trujillo Tejada, Veronica Paola [2019]

³³⁴ <https://www.newswire.com/news/applications-of-soramitsus-sora-platform-and-hyperledger-iroha-for-20902012>

る。信用保証制度等に加えて、商業銀行と、MSMEs 向けの融資を強みとする MFIs やフィンテック企業などとの連携、あるいはソーシャルボンドの発行などを通じた資金面での支援の枠組みの構築・強化などが現実的な選択肢として考えられる。

2. 低コストの小口クロスボーダー決済サービスの実現

ASEAN は、第 1 章で述べた通り、「ASEAN 決済政策フレームワーク (ASEAN Payments Policy Framework)」として、域内におけるクロスボーダーのリテール即時決済システムの統合を促進している。実際、シンガポールとタイの送金システムである PayNow と PromptPay の連携など、QR コードを活用した低コストでのクロスボーダー決済が広がりつつある。日本もこうした動きに積極的に関与し、法制度や決済システム・KYC などの技術面などで連携することで、日・ASEAN 間の労働者、学生などにとっての利便性向上が期待されよう。また、2020 年 4 月の 20 カ国財務大臣・中央銀行総裁会議 (G20) 声明では、「送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済を改善する必要性」³³⁵が認識され、同年 10 月には、金融安定理事会 (FSB) が「クロスボーダー送金の改善：ロードマップ—G20 向け第三次報告書」³³⁶を取りまとめるなど、低コストでのクロスボーダー決済の実現はグローバルな課題となっている。一方で、AML/CFT に絡む金融機関のコスト負担は年々高まっており、フィンテックを活用しつつ、顧客層に応じた低コストかつ安心・安全な金融サービスの提供に向けた連携強化が求められる。

3. フィンテック・デジタル金融分野での連携

金融庁とシンガポールの MAS との間では、2017 年に金融サービスのイノベーションを促進するための協力枠組みを締結し³³⁷、革新的企業に関する紹介制度のほか、新興市場の趨勢・発展や規制上の問題等に関わる情報交換枠組みが構築されている。2015 年に金融庁内にフィンテック事業に係る一元的窓口として「FinTech サポートデスク」が設置され、MAS も、フィンテックの規制及び戦略を策定する専門部署として、「フィンテック・イノベーション・グループ (FinTech & Innovation Group: FTIG)」を立ち上げたことが背景となっている。マレーシアやベトナムなど他の ASEAN 諸国でも同様の組織が立ち上げられており、シンガポールに続く協力連携の枠組みの構築の可能性が考えられる。

また、双方向の情報交換等に加えて、フィンテック企業の活動を資金調達面等で後押しするような支援枠組みの構築も期待される。日本の民間企業と ASEAN のフィンテックなどスタートアップ企業との連携に関わる税制や規制、支援のあり方などについても検討する余地がある。

³³⁵ https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/communique200223.htm

³³⁶ https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/rel201016c.htm/

³³⁷ <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20170313-1/01.pdf>

おわりに

本調査では、ASEAN 各国の金融包摂の現状と課題、金融アクセス向上に向けた政府当局・中央銀行の施策、フィンテックの活用などのデジタル金融包摂の進捗状況について考察した。

ASEAN 各国政府・当局は、経済及び金融市場の発展段階に応じて、金融包摂の実現に向けた様々な取り組みを行っている。デジタル金融包摂の実現に向けては、QR 規格統一やデジタル ID による標準化された e-KYC の導入など、官民一体となってデジタル化を推進する動きも多く、先進諸国でも参考にすべき事例は少なくない。

近年、携帯電話やスマートフォンの普及が加速する中、金融機関によるモバイルバンキング等を通じた金融サービスのデジタル化、フィンテックなど非金融企業によるデジタル金融サービスの提供に加えて、金融機関とフィンテックによる連携の動きも活発化しており、金融包摂及び金融サービスの高付加価値化への相乗効果が期待される。

各国内にとどまらず、クロスボーダーの低コストでの決済サービスの実現はグローバルな課題となっており、顧客層の特徴やニーズに応じたインフラ、制度構築が求められる。また、金融機関とフィンテックの持続的な成長に向けた環境整備として、フィンテック企業の活動を資金調達面等で後押しするような支援の枠組みのほか、日本の民間企業と ASEAN のフィンテックなどスタートアップ企業との連携に関わる税制や規制、支援のあり方などについても検討する余地があろう。

参考文献

第2章

1. シンガポール

稲垣博史[2018]、「シンガポールの FinTech 振興－政府の施策が奏功し FinTech 企業が集積」

『みずほインサイト』2018年8月1日 (<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as180801.pdf>)

笠原基和[2019]、「シンガポールにおけるデジタル化の進展」財務総合政策研究所『「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書』2019年6月 (https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018_report.htm)

日本貿易振興機構 (JETRO) [2018]、「2017 年度日本発知的財産活用ビジネス化支援事業エコシステム調査～シンガポール編～盛り上がる東南アジアの起業ハブ、シンガポール」JETRO シンガポール事務所、2018年3月 (https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11174853/www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2018/c99a7a86d0b7db4d/report-sg.pdf)

野村敦子[2020]、「デジタル時代の社会基盤「デジタル ID」」日本総合研究所、JRI レビュー Vol.9, No.81、2020年8月24日 (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11717.pdf>)

ゆうちょ財団[2021]、「シンガポール共和国」『個人金融に関する外国調査』2021年1月 (http://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research.html)

Fintech Singapore [2021], “Singapore Fintech Report 2021,” January 18, 2021 (<https://fintechnews.sg/47131/studies/singapore-fintech-report-2021-blockchain-dominates-singapores-fintech-scene/>)

Oliver Wyman and Singapore FinTech Association (SFA) [2020], “Singapore Fintech Landscape 2020 and BEYOND,” December 8, 2020 (<https://www.oliverwyman.com/content/dam/oliver-wyman/v2/publications/2020/dec/singapore-fintech-landscape-2020-and-beyond.pdf>)

2. インドネシア

清水聡[2018]、「インドネシアの金融システムの問題点とフィンテックへの期待」環太平洋ビジネス情報 RIM 2018 Vol.18 No.71 (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/10783.pdf>)

日本経済研究所[2013]、「インドネシア国：金融包摂に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート」2013年8月 (<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12127445.pdf>)

藤田哲雄[2014]、「インドネシアにおける中小零細企業金融の成功要因について－営利目的マイクロファイナンスの可能性－」『パーソナルファイナンス研究』2014年 (https://doi.org/10.20752/japf.1.0_17)

Asian Development Bank (ADB) [2017], “Accelerating Financial Inclusion in South-East Asi

- a with Digital Finance,” (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/222061/financial-inclusion-se-asia.pdf>)
- Bank Indonesia [2013], “Financial Stability Report No.21,” September 2013 (<https://www.bi.go.id/en/publikasi/kajian/Pages/FSR-21-September-2013.aspx>)
- [2019], “Indonesia Payment System Blueprint 2025,” 2019 (<https://www.bi.go.id/en/fungsi-utama/sistem-pembayaran/blueprint-2025/default.aspx>)
- [2020], “Synergy, transformation and innovation toward an advanced Indonesia,” Governor’s Speech, Bank Indonesia’s Annual Meeting 2019 (<https://www.bis.org/review/r200203d.pdf>)
- BPS [2020], “Profile of Micro and Small Industry 2019,” November 16, 2020 (<https://www.bps.go.id/publication/2020/11/16/db2fdf158825afb80a113b6a/profile-of-micro-and-small-industry-2019.html>)
- Fintech Singapore [2020], “Indonesia Fintech Report and Map 2020,” Fintechnews Indonesia, December 4, 2020 (<https://fintechnews.sg/45513/indonesia/indonesia-fintech-report-and-map-2020/>)
- OJK [2016a], “Indonesian Financial Services Sector Master Plan 2015-2019,” January 2016 (https://www.ojk.go.id/en/berita-dan-kegiatan/publikasi/Documents/Pages/Indonesian-Financial-Services-Sector-Master-Plan-2015-2019/MPSJKI%20OJK%20Final_Eng.pdf)
- [2016b], “Supervision and Regulation of Microfinance Institutions in Indonesia,” OJK International Seminar on Microfinance & Financial Inclusion, March 2016 (<https://www.ojk.go.id/id/berita-dan-kegiatan/publikasi/Documents/Pages/Materi-OJK-PROKSI-2016/6.%20supervision%20and%20regulation%20nonbank%20MFIs%20by%20OJK.pdf>)
- [2016c], “STRATEGI NASIONAL KEUANGAN INKLUSIF,” 2016 <https://sikapiuangmu.ojk.go.id/FrontEnd/CMS/Download/218> (非公式英訳: “NATIONAL STRATEGY FOR INCLUSIVE FINANCE” <http://pubdocs.worldbank.org/en/712801501182824163/indonesia-2016-nfis-UNOFFICIAL-ENGLISH.pdf>)
- [2020], “Indonesian Financial Services Sector Master Plan 2021-2025,” December 2020 (<https://ojk.go.id/id/berita-dan-kegiatan/publikasi/Documents/Pages/Master-Plan-Sektor-Jasa-Keuangan-Indonesia-2021-2025/The%20Indonesian%20Financial%20Services%20Sector%20Master%20Plan%202021-2025.pdf>)
- [2021], “Roadmap Pengembangan Perbankan Indonesia 2020-2025,” February 18, 2021 (<https://www.ojk.go.id/id/berita-dan-kegiatan/info-terkini/Pages/-Roadmap-Pengembangan-Perbankan-Indonesia-2020---2025.aspx>)
- Sukarela Batunanggar [2019], “Fintech Development and Regulatory Frameworks in Indonesia,” ADBI Working Paper Series No.1014, October 2019 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/532761/adbi-wp1014.pdf>)

World Bank [2017]“Republic of Indonesia Financial Sector Assessment,” June 2017 (<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/28391>)

Tulus Tambunan [2015], “Financial Inclusion, Financial Education, and Financial Regulation: A Story from Indonesia,” ADBI Working Paper Series No. 535, June 2015 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/161176/adbi-wp535.pdf>)

3. タイ

JETRO [2018]、「改革が進むタイの銀行業界」地域・分析レポート 2018 年 5 月 30 日 (<http://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/857c37aeae11a6c1.html>)

熊谷章太郎 [2018]、「デジタル化で支店削減を進める タイの商業銀行」日本総合研究所『Research Focus』No.2018-007 2018 年 5 月 (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/10486.pdf>)

Asian Development Bank (ADB) [2020], “Asia Small and Medium-Sized Enterprise Monitor2020 – Volume1 : Country and Regional Reviews” October 2020 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/646146/asia-sme-monitor-2020-volume-1.pdf>)

Asian Development Bank Institute (ADBI) [2020], “FINTECH, FINANCIAL LITERACY, AND CONSUMER SAVING AND BORROWING: THE CASE OF THAILAND,” ADBI Working Paper Series No. 1100, March 2020 (<https://www.adb.org/publications/fintech-financial-literacy-consumer-saving-borrowing-thailand>)

The World Bank [2019], “Thailand Economic Monitor: Harnessing Fintech for Financial Inclusion(Vol.2)” July 2019 (<http://documents.worldbank.org/curated/en/765751562176921636/Thailand-Economic-Monitor-Harnessing-Fintech-for-Financial-Inclusion>)

Bank of Thailand (BOT) [2019], “Financial Access Survey of Thai Households 2018” (https://www.bot.or.th/English/FinancialInstitutions/Highlights/FSMP2/2018Financial_Access_Survey.pdf)

----- [2020], “Financial Stability Report 2019” (https://www.bot.or.th/English/FinancialInstitutions/Publications/FSR_Doc/FSR2019e.pdf)

EY [2019], “Thailand Fintech Landscape Report” January 2019 (https://www.researchgate.net/publication/337971279_Thailand_FinTech_Landscape_Report_Sanitized_by_Global_Markets_EY_Knowledge)

4. マレーシア

清水聡[2018]、「マレーシアの金融システムにおける変化 ―フィンテックと中小企業金融を中心に―」環太平洋ビジネス情報 RIM 2018 Vol.18 No.69 (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/10454.pdf>)

Bank Negara Malaysia (BNM)[2011], “FINANCIAL SECTOR BLUEPRINT 2011–2020,” Dec

- ember 2011 (https://www.bnm.gov.my/documents/20124/828520/BNM_FSBP_FULL_en.pdf/dc02e341-99c4-2907-7a67-b33914a5bf8a?t=1585101941414)
- [2016], “Financial Stability and Payment Systems Report 2015,” March 2016 (https://www.bnm.gov.my/documents/20124/856374/fs2015_book.pdf)
- [2019], “Financial Stability and Payment Systems in 2018,” March 2019 (https://www.bnm.gov.my/documents/20124/856365/fs2018_book.pdf)
- [2020], “Annual Report 2019,” April 2020 (https://www.bnm.gov.my/documents/20124/2724769/ar2019_en_full.pdf)
- Financial Education Network (FEN) [2019], “MALAYSIA National Strategy for Financial Literacy 2019-2023,” July 2019 (<https://www.sc.com.my/api/documentms/download.ashx?id=6385977c-bd2c-4612-bda8-9ce6a5961720>)
- IMF [2020], “MALAYSIA SELECTED ISSUES,” February 2020(<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2020/02/27/Malaysia-Selected-Issues-49106>)
- World Bank[2017], “Financial Inclusion in Malaysia,” May 2017 (<https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/703901495196244578/financial-inclusion-in-malaysia-distilling-lessons-from-other-countries>)
- [2018], “The Global Findex Database,” April 2018 (<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/29510/211259ov.pdf>)
- [2020], “Malaysia : Islamic Finance and Financial Inclusion,” October 2020 (<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/34519/Malaysia-Islamic-Finance-and-Financial-Inclusion.pdf?sequence=1&isAllowed=y>)
- World Travel and Tourism Council [2019], “Mobile Payments in Travel & Tourism,” March 2019, (https://wttc.org/Portals/0/Documents/Reports/2019/Security_and_Travel_Facilitation_Seamless_Travel_Journey_Mobile_Payments_in_Travel_and_Tourism_Mar_2019.pdf?ver=2021-02-25-182803-757)

5. フィリピン

- 北野陽平、武井悠輔[2020]、「金融包摂を促進する重要な役割を担うフィリピンの地域金融機関：地域金融機関の今後」『野村資本市場クォーターリー』2020 Vol.23-3 WINTER (<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2020/2020win05.pdf>)
- 大和総研[2014]、「平成 25 年度金融庁委託調査 フィリピンの金融インフラに関する基礎的調査 報告書」2014 年 3 月 (<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140709-2/01.pdf>)
- ゆうちょ財団[2021]、「フィリピン共和国」『個人金融に関する外国調査』2021 年 2 月 (http://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research.html)
- Asian Development Bank (ADB) [2017], “Accelerating Financial Inclusion in South-East Asi

- a with Digital Finance,” (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/222061/financial-inclusion-se-asia.pdf>)
- ADB [2020], “2020 ADB Asia Small and Medium-Sized Enterprise Monitor Volume 1: Country and Regional Reviews,” October 2020 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/646146/asia-sme-monitor-2020-volume-1.pdf>)
- Bangko Sentral ng Pilipinas (BSP) [2015], “National Strategy for Financial Inclusion (NSFI),” July 2015 (<https://www.bsp.gov.ph/Inclusive%20Finance/PhilippinesNSFIBooklet.pdf>)
- [2018a], “Financial Inclusion in the Philippines,” (https://www.bsp.gov.ph/Media_And_Research/Financial%20Inclusion%20in%20the%20Philippines/FIP_latestissue.pdf)
- [2018b], “Report on the State of Financial Inclusion in the Philippines,” (https://www.bsp.gov.ph/Media_And_Research/Year-end%20Reports%20on%20BSP%20Financial%20Inclusion%20Initiatives/2018/Financial%20Inclusion.pdf)
- [2019a], “2019 Financial Inclusion Survey report,” (<https://www.bsp.gov.ph/Inclusive%20Finance/Financial%20Inclusion%20Reports%20and%20Publications/2019/2019FISToplineReport.pdf>)
- [2019b], “2019 Annual Report,” (https://www.bsp.gov.ph/Media_And_Research/Annual%20Report/annualreportlatestissue.pdf)
- [2019c], “The Philippine Payment and Settlement System,” May 2019 (<https://www.bsp.gov.ph/PaymentAndSettlement/PhilPaSS.pdf>)
- BSP [2020] “Digital Payments Transformation Roadmap 2020-2023” October 12, 2020 (https://www.bsp.gov.ph/Media_And_Research/Primers%20Faqs/Digital%20Payments%20Transformation%20Roadmap%20Report.pdf)
- fintechnews.sg [2021], “Top 7 Fintech Startups in the Philippines for 2020” May 13, 2020 (latest access: 2021/3/3) <https://fintechnews.sg/38481/fintechphilippines/top-7-fintech-startups-in-the-philippines-for-2020/>
- Gilberto M. Llanto [2015], “Financial Inclusion, Education, and Regulation in the Philippines,” ADBI Working Paper Series No. 541, August 2015 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/171786/adbi-wp541.pdf>)
- ICLG.com, “Philippines: Fintech Laws and Regulations 2020,” 16 June, 2020 (latest access: 2021/3/3) <https://iclg.com/practice-areas/fintech-laws-and-regulations/philippines>

6. ベトナム

- 岩崎 薫里[2018]、「東南アジアで台頭するフィンテックと金融課題解決への期待」環太平洋ビジネス情報 RIM 2018 Vol.18 No.68 (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/10320.pdf>)
- ゆうちょ財団[2020]、「ベトナム社会主義共和国」『個人金融に関する外国調査』2020年3月

(<http://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/Vietnam-1.pdf>)

- ADB [2017], “Determinants and Impacts of Financial Literacy in Cambodia and Viet Nam,” ADBI Working Paper Series No.754, June 2017 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/325076/adbi-wp754.pdf>)
- ADBI [2019], “Challenges in Implementing the Credit Guarantee Scheme for Small and Medium-Sized Enterprises: The Case of Viet Nam,” ADBI Working Paper Series No.941, April 2019 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/496271/adbi-wp941.pdf>)
- Fintech Singapore [2020], “Vietnam Fintech Report 2020,” November 24, 2020 (<https://fintechnews.sg/wp-content/uploads/2021/01/Vietnam-Fintech-Report-2020.pdf>)
- GIZ [2018], “Financial literacy and financial inclusion in Vietnam: A way back and forth,” February 2018 (https://mefin.org/docs/Overview_Publications/Study%20Reports/5.%20F/GIZ%20RFPI_Vietnam_Financial%20Literacy_financial%20inclusion.pdf)
- PwC [2019], “Global Consumer Insights Survey 2019 - It’s time for a consumer-centred metric: introducing ‘return on experience-,” (<https://www.pwc.com/cl/es/publicaciones/assets/2019/report.pdf>)
- The State Bank of Vietnam (SBV)[2020], “Annual Report 2019,” October 23, 2020
- Viet Nam Government [2020], “National Financial Inclusion Strategy through 2025, with Orientations to 2030,” Prime Minister Decision No.149/QD-TTg, January 22, 2020 (http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=2&_page=47&mode=detail&document_id=198928) (ベトナム語) カナダの Desjardin International Development による非公式英訳 (<http://fdg.extcc.com/sites/default/files/users/user381/Vietnam%20NFIS.pdf>)
- World Bank [2019], “Digital Payment - A Dream or Reality for Vietnamese in Rural and Remote Areas?: World Bank Social Protection Payments Assessment for Vietnam”, World Bank, July 2019 (<http://hdl.handle.net/10986/34179>)

7. ミャンマー

- 清水充郎[2018]、「勢いづくミャンマーのモバイル金融サービス」アジアインサイト、2018年8月1日 (https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/20180801_020229.pdf)
- 津川菜央[2021]、「ミャンマーのフィンテック最新事情～モバイル金融を通じた金融包摂が進む～」『国際金融』1340号 (2021.1.1)
- 原陽亮・姫路貴士・石川裕彬 [2020]、「ミャンマーにおける金融市場の現状と中小企業金融の課題」財務総合政策研究所 PRI Discussion Paper Series (No.20A-02) (https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron321.pdf)
- JICA[2016]、「ミャンマー国女性の経済活動に関する情報収集・確認調査」2016年11月 (<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12267753.pdf>)
- Asian Development Bank (ADB) [2017], “Accelerating Financial Inclusion in South-East Asi

- a with Digital Finance,” (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/222061/financial-inclusion-se-asia.pdf>)
- ADB [2020], “2020 ADB Asia Small and Medium-Sized Enterprise Monitor Volume 1: Country and Regional Reviews,” October 2020 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/646146/asia-sme-monitor-2020-volume-1.pdf>)
- Central Bank of Myanmar (CBM) [2016], “Financial Institutions Law (Pyidaungsu Hluttaw Law No. 20, 2016),” January 2016 (https://www.cbm.gov.mm/sites/default/files/regulate_lawnder/financial_institutions_law_updated_by_cbm_20160303website-1_0.pdf)
- [2020a], “Myanmar National Payments System Strategy,” May 2020 (https://www.cbm.gov.mm/sites/default/files/nps_final1.pdf)
- [2020b], “Quarterly Financial Statistics Bulletin (2019 Volume IV),” November 2020 (https://www.cbm.gov.mm/sites/default/files/policy_relationship/qfs_2019_volume_iv_provisional_format_20-11-2020.pdf)
- GIZ [2021], “Myanmar’s Banking Sector in Stormy Waters,” 2020 GIZ Banking Report 5th Edition, January 2021 (https://2020.giz-banking-report-myanmar.com/epaper/Myanmar_Banking_Report_2020.pdf)
- IMF [2018], “Myanmar: Selected Issues,” March 28, 2018 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2018/03/28/Myanmar-Selected-Issues-45764>)
- UNCDF [2019], “Myanmar 2018 MAP Survey,” July 2019 (<https://www.uncdf.org/article/4667/myanmar-map-2018-survey>)
- [2020a], “Making Access Possible (MAP) Myanmar Diagnostic 2018,” May 2020 (<https://www.uncdf.org/article/4500/map-myanmar-diagnostic-2018>)
- [2020b], “Myanmar Financial Inclusion Roadmap 2019–2023,” November 2020 (<https://www.uncdf.org/article/5612/myanmar-financial-inclusion-roadmap-20192023>)

8. カンボジア

- カンボジア国立銀行[2018], “Annual Report 2018,” (https://www.nbc.org.kh/download_files/publication/annual_rep_eng/Annual_Report_2018_ENG.pdf)
- [2019a] [2020a], “Financial Stability Review 2018,” April 2019; “Financial Stability Review 2019,” May 2020 (<https://www.nbc.org.kh/english/publications/fsr.php>)
- [2019b] [2020b], “Economic and Monetary Statistics,” December 2019 and October 2020 (https://www.nbc.org.kh/english/publications/economic_and_monetary_statistics.php)
- 株式会社野村総合研究所[2015], 「カンボジアにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査報告書」、平成 27 年 10 月（平成 27 年度金融庁委託調査）(<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20160210-1/01.pdf>)
- 赤尾陽太 [2020], 「カンボジアにおけるマイクロファイナンスの現状～拡大する市場規模、

そして課題と展望」、国際金融 1328 号 (2020. 1. 1)

Kimty SENG [2020], “The Poverty-Reducing Effects of Financial Inclusion: Evidence from Cambodia,” ERIA Discussion Paper Series No. 343, September 2020 (https://www.eria.org/uploads/media/discussion-papers/4-The-Poverty-Reducing-Effects-of-Financial-Inclusion_Cambodia.pdf)

Khou Vouthy [2017], “Financial Inclusion in Cambodia: Issues and Challenges,” A Presentation material prepared by Khou Vouthy (Ph.D.) Deputy Director General of National Bank of Cambodia, December 7-8, 2017 (https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwi76uvyp_DuAhWZBIgKHf4hCwoQFjAVegQIExAC&url=https%3A%2F%2Fwww.imf.org%2F~%2Fmedia%2FFiles%2FNews%2FSeminars%2F2017%2Fcambodia-seminar-2017-oap%2Fsession-iv1-khou-vouthy.ashx&usg=AOvVaw3MbHmJbGsDlf4_SJBM9Whg)

The UN Capital Development Fund (UNCDF) [2021], “Measuring Progress, Financial Inclusion in selected ASEAN countries, 2020,” January 2021 (<https://www.uncdf.org/Download/AdminFileWithFilename?id=13166&cultureId=127&filename=2021-01-22monitoring-fi-in-asean-2020pdf>)

9. ラオス

財務総合政策研究所[2017]、「ラオスにおける金融アクセスの現状と課題」、2017 年 7 月、PRI Discussion Paper Series (No.17A-11)、国際交流課、藤田圭一上席研究員、伊藤誠剛研究員、https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron298.pdf

The UN Capital Development Fund (UNCDF) [2020], “Measuring Progress, Financial Inclusion in selected ASEAN countries, 2020,” 2020 (<https://www.uncdf.org/Download/AdminFileWithFilename?id=13166&cultureId=127&filename=2021-01-22monitoring-fi-in-asean-2020pdf>)

UNCDF (2018), “Dawn of Digital Finance in Lao PDR,” April 10, 2018 (<http://www.uncdf.org/download/file/127/5938/100418-dawn-of-digital-finance-english-2pdf>)

ラオス国立銀行[2019]，“Annual Economic Report 2019,” (https://www.bol.gov.la/en/fileupload/03-11-2020_1604368441.pdf)

Souphathone Phonesavanh[2015], “The Impact of Microfinance on Poverty Reduction in Oudomxay, Northern Province, Lao PDR,” September 2015 (https://ritsumei.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=11913&item_no=1&attribute_id=20&file_no=1)

Lao Microfinance Association (LMFA) [2015], “MICROFINANCE IN THE LAO PDR,” (https://laomfa.org/wp-content/uploads/formidable/7/Web_NERI-report_2015.pdf)

10. ブルネイ

- ADB [2020], “2020 ADB Asia Small and Medium-Sized Enterprise Monitor Volume 1: Country and Regional Reviews,” October 2020 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/646146/asia-sme-monitor-2020-volume-1.pdf>)
- ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO) [2020], “AMRO’s 2019 Annual Consultation Report on Brunei Darussalam,” AMRO Country Report ACR/20-09, August 31, 2020 (<https://www.amro-asia.org/wp-content/uploads/2020/08/2019-AMRO-Annual-Consultation-Report-on-Brunei-Darussalam.pdf>)
- Autoriti Monetari Brunei Darussalam (AMBD) [2016], “Financial Sector Blueprint 2016-2025,” (<https://www.ambd.gov.bn/SiteAssets/financial-sector-blueprint/Final%20Sector%20Blueprint%202016%20-%202025%20FINAL.pdf>)
- [2020a], “Annual Report 2019,” (<https://www.ambd.gov.bn/Site%20Assets%20%20Publication/AMBD-Annual-Report-2019-FINAL.pdf>)
- [2020b], “The State of Fintech in Brunei Darussalam: Year 2020,” (<https://www.ambd.gov.bn/SiteAssets/Lists/Publications/White-Paper-State-of-FinTech-Brunei-Darussalam-2020-Rev.2.pdf>)
- [2020c], “The Financial Stability Report 2019,” 24 June 2020 (<https://www.ambd.gov.bn/Lists/Announcements/DisplayItem.aspx?ID=86>)
- UNCDF [2021], “Measuring Progress 2020: Financial Inclusion in selected ASEAN countries,” January 22, 2021 (<https://www.uncdf.org/article/6456/measuring-progress-2020-financial-inclusion-in-selected-asean-countries>)

第3章

- Aviles, Ana Maria; Sitorus, Djauhari; Trujillo Tejada, Veronica Paola [2019], “Advancing Digital Financial Inclusion in ASEAN: Policy and Regulatory Enablers,” February 28, 2019 (<http://documents.worldbank.org/curated/en/856241551375164922/Advancing-Digital-Financial-Inclusion-in-ASEAN-Policy-and-Regulatory-Enablers>)

(付表) ASEAN 各国におけるフィンテック活用の概要 (1/2)

国名	企業名	サービス名	系列	主な 監督 官庁	設立 時期	利用可能 デバイス	サービスの概要・特徴・機能						手数料 有無・ 料金	利用者数 (口座保有数・ ダウンロード数等)	利用可能 店舗数	利用 可能 時間	登録 銀行数	備考(金融包摂にかかる効果等)
							決済・ 送金	融資	バンキ ング	保険	経理 支援	その他						
シンガポール	DBS銀行	PayLah!	銀行系	通貨庁	2014年	モバイル	●	●	●			交通支払、銀行サ ービス・商品への申し 込み、電子月次明細 書	原則無料 (休眠手数料 有)	160万人以上 (2019年9月)	18万以上 (2021年3月)	NA	DBS	3大銀行の一つDBSが提供するQRコード決 済サービス。モバイル金融サービスによる金 融サービス・商品へのアクセス向上
	Grab	Grab Pay	交通系	通貨庁	2016年	モバイル	●	※		※		送金(アカウント間)、 配車予約、料理宅 配、投資、プリペイド カード	無料	1億6,300万ダウンロード (2019年8月/ 東南アジア全体)	900万以上 (2019年8月/ 東南アジア全体)	24時間	NA	配車サービス、食事デリバリー等を展開し、モ バイル決済を通じたドライバーに対する金融 サービスの提供
	SingCash Pte. Ltd.	Singtel DASH	通信系	通貨庁	2014年	モバイル	●			●		クロスボーダー決 済、交通支払、 保険(貯蓄性商品)	送金・休眠手 数料有	100万人以上 (2020年7月)	210万以上 (2021年3月/ VIA経由: 国内外)	NA	NA	大手通信業者シンゲテルが提供するe-wallet サービス。中国、インド、バングラデシュ、インド、 インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピンと の低コストのクロスボーダー決済も可能
	Liquid Group (Korvac Holdings Pte Ltd の 子会社)	LiquidPay	スタート アップ	通貨庁	2016年	モバイル	●					クロスボーダー決済	NA	NA	NA	NA	NA	QRコード決済サービス。低コストのクロス ボーダー決済、アジア11か国に対応
インドネシア	Go-Jek	Go-Pay	交通系	中銀/ 運輸省	2010年	モバイル	●	●		※	●	配車、食事・家事・清 掃・美容師デリバ リー、公共料金支 払、給与振込	原則無料	1億7千万人以上 (2021年3月)	90万以上 (2021年3月)	24時間	NA	配車サービスから物流、食事デリバリーを展 開し、モバイル決済を通じたドライバーに対す る金融サービスの提供
	PT. Visionet Internasional	OVO	コングロ マリット	中銀	2017年	モバイル	●	●		●		請求書払、公共料金 支払、投資	原則無料	1億1千万人以上 (2019年3月)	50万 (2019年7月)	NA	28行	モバイル決済サービスの提供。P2Pレンデン グサービスの提供や社会支援給付金のプラッ トフォームとして活用
	PT Espay Debit Indonesia Koe (EDIK)	DANA	スタート アップ	中銀	2018年	モバイル	●					公共料金支払	NA	3,500万人以上 (2019年12月)	1万3千以上 (2019年7月)	NA	NA	中国のAnt Financialが出資するモバイル決 済サービス。銀行口座未保有者を含むモバ イル上の金融サービス提供
タイ	Omise (SYNQAの子会社)	Omise	スタート アップ	NA	2015年	モバ イル、PC	●				●	〔決済ゲートウェイ〕 多通貨決済、リンク 型決済、多言語対 応、定期・分散振込	手数料有 (月額料金は 無)	NA (事業者向けサービスの ため)	5,000以上 (2021年3月)	24時間	32行 (国内)	SYNQAホールディングス傘下のオンライン EC、スタートアップ企業向けの安価な決済シ ステム。SYNQAにトヨタ等が約85億円出資
	True Money (Ascend Groupの関連会社)	true money	通信系/ ネット系	中銀	2003年	モバイル	●	●		●		公共料金支払い、オ ンライン保険、マイク ロクレジット、投資	送金手数料 有	3,000万人以上 (2021年3月)	5万以上 (2021年3月)	24時間	9行	東南アジア(6か国)の貧困層やデジタル消費 者向けモバイルe-walletサービスを提供
マレーシア	Boost (通信大手アクシアタ子会社)	Boost	通信系	中銀	2017年	モバイル	●			●		公共料金支払、マイ クロ保険(スマホ、 SME等)、請求書支 払、交通予約	無料	880万人 (2021年3月)	21万3千以上 (2021年3月)	NA	17行	大手通信業者アクシアタが提供する銀行口座 未保有者を含む消費者向けのモバイルe- walletサービス
	TNG Digital Sdn. Bhd. (TNGD)	Touch'n Go eWallet	交通系	中銀 /OFS /SC	2017年	モバイル	●			●		公共料金支払、チ ケット購入、駐車料 金支払、	無料	1,500万人以上 (2021年1月)	30万以上 (2021年3月)	NA	NA	交通系ICカードをベースとする、銀行口座未 保有者を含む消費者向けのモバイルe-wallet サービス
フィリピン	PayMaya Philippines (国内通信大手PLDT傘下の ヴォイジャーイノベーションズ子会社)	PayMaya	通信系	中銀	2014年	モバイル	●		●		●	銀行振込、給与支 払、飛行機予約、チ ケット購入	送金手数料 あり(アカウ ント間は無)	2,800万人以上 (2021年2月)	20万以上 (2021年1月)	24時間	42行	大手通信業者PLDTが提供する銀行口座未 保有者を含む消費者向けのモバイルe-wallet サービス。納税・給付金受給(50政府機関と 提携)
	Mynt (国内通信大手グローブ・ テレコム子会社)	Gcash	通信系	中銀	2004年	モバイル	●	●	●	●		銀行振込、クレジ ット、預金、少額投資、 映画チケット予約	送金手数料 有(投資手 数料無)	3,300万人以上 (2020年12月推定)	7万3千以上 (2021年3月)	NA	45行	グローブ・テレコム、アヤラ、中国のAnt Financial が出資するスタートアップ。モバイル決済サービス により国内外の安価な送金を提供

(注)『サービスの概要・特徴・機能』の「※」は、関連アプリ内に別途サービスあり。

(資料) 各社公表資料等より国際通貨研究所作成

(付表) ASEAN 各国におけるフィンテック活用の概要 (2/2)

国名	企業名	サービス名	系列	主な監督官庁	設立時期	利用可能デバイス	サービスの概要・特徴・機能						手数料有無・料金	利用者数 (口座保有数・ダウンロード数等)	利用可能店舗数	利用可能時間	登録銀行数	備考(金融包摂にかかる効果)
							決済・送金	融資	バンキング	保険	経理支援	その他						
ベトナム	M_Service	MoMo	モバイルアプリ系	中銀	2014年	モバイル	●	●		●		公共料金支払、交通支払、チケット購入、ローン	原則無料	2,300万以上 (2021年3月)	12万以上 (2021年3月)	24時間	25行	ベトナム最大のモバイルe-walletサービス。代理店を通じた銀行口座・スマートフォン未保有者に金融サービスを提供。海外送金も可能
	ZION Corporation (VNG Corporationの関連会社)	ZaloPay	ネット系	中銀	2016年	モバイル	●					ギフト送付	送金手数料有	NA (Zaloユーザー：1億人以上／2020年)	NA	24時間	7行	インターネットプロバイダーが提供する銀行口座未保有者を含む消費者向けのモバイルe-walletサービス
	Viettel Digital Services	Viettel pay	通信系	中銀	2018年	モバイル	●				●	給与支払、ホテル予約	NA	900万人以上 (2020年2月時点)	NA	NA	40行以上	大手通信業者Viettel Groupが提供する銀行口座未保有者を含む消費者向けのモバイルe-wallet
ミャンマー	Digital Money Myanmar Limited (ノルウェーの通信会社TelnorとYoma Bankとの合併会社)	Wave Money	スタートアップ	中銀	2016年	モバイル	●	●				チケット購入、ローン返済	送金手数料有	2,700万人 (2020年9月)	6万5千 (2020年11月)	24時間	NA	モバイル及び代理店を通じたスマートフォン未保有者、銀行口座未保有者を含む消費者向けのモバイルe-walletサービス
	Ooredoo Myanmar Fintech Limited (通信会社OoredooとCB Bankの合併会社)	M-Pitesan	銀行系／通信系	中銀	2017年	モバイル	●	●	●			預金、チケット購入、ローン返済	送金手数料有	NA	NA	NA	NA	銀行口座未保有者を含む消費者向けのモバイルe-walletサービス
	KBZ Bank	KBZ Pay	銀行系	中銀	2018年	モバイル	●	●				チケット購入	NA	500万以上 (2021年3月)	28万5千以上 (2021年3月)	24時間	NA	ミャンマー最大の銀行KBZ Bankが提供するQRコード決済サービス
カンボジア	カンボジア国立銀行 (中央銀行)	バコン	中央銀行	中銀	2010年	モバイル	●						無し	5万人 (2020年12月)	NA	NA	21行 (2021年2月末)	自国通貨リエルの普及、各銀行・支払機関のモバイルペイメントに横串を差し、決済の効率化を実現、利便性向上
	Wing (Cambodia) 専門銀行 (ロイヤルグループ傘下)	WING	スタートアップ	中銀	2009年	モバイル	●		●		●	[モバイルバンキング]公共料金支払、ローン返済、チケット購入、給与支払	送金手数料等有	500万人以上 (2019年12月)	【代理店数】8千 (2021年3月)	NA	NA	銀行口座未保有者を含む金融サービスの提供(全国に「Wing Cash Xpress」という代理店網を構築)
ラオス	スターフィンテック (スターテレコム子会社)	U-Money	通信系	中銀	2019年	モバイル	●						送金手数料等有	50万人 (2020年12月)	1万 (2020年12月)	NA	NA	通信業者スターテレコムが銀行口座未保有者を含む消費者に提供する銀行口座未保有者を含むモバイルe-walletサービス
	ラオモバイルマネー (ラオテレコム子会社)	M-Money	通信系	中銀	2020年	モバイル	●						送金手数料等有	NA	NA	NA	NA	通信業者ラオテレコムが提供する銀行口座未保有者を含む消費者向けのモバイルe-walletサービス
ブルネイ	Bank Islam Brunei Darussalam (BIBD)	BIBD NEXGEN Wallet	銀行系	中銀	2012年	モバイル	●		●			口座残高確認	NA	NA	NA	NA	NA	BIBD銀行が提供するデジタルwallet、QRコード決済サービスも提供し、利用者及びMSMEsやスタートアップ双方の低コストでの決済実現
	BIBDとProgresif Cellular (Progresif)の共同サービス	Progresif Pay	銀行系/通信系	中銀	2018年	モバイル	●						手数料有(送金、請求書払い等)	1万8,255ダウンロード (2019年12月) ※Progresifの顧客基盤:約20万	NA	NA	BIDB	ブルネイにおける最初のモバイルe-walletサービス

(注)『サービスの概要・特徴・機能』の「※」は、関連アプリ内に別途サービスあり。

(資料)各社公表資料等より国際通貨研究所作成